

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
特殊車両の通行許可に係る標準処理期間の基準について（平成6年9月14日道路交通管理課長通達）	下記の要件を満たした場合、標準処理期間は新規申請及び変更申請は3週間以内、更新申請は2週間とするア 申請経路が道路情報登記道路線で完結している場合。 イ 申請車両が超寸法車両及び超寸法車両でない場合。 ウ 申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合	b		個別審査が必要となる場合の標準処理期間の設定については、現状の道路管理者における審査にかかる期間の状況等を調査の上検討する。		z1200003	国土交通省	特殊車両通行許可（個別審査の場合）の審査期間の短縮	5019	50190003	11	(社)日本建設機械工業会	3	特殊車両通行許可（個別審査の場合）の審査期間の短縮	特殊車両通行許可申請における、オンライン化等の業務合理化成果も取り入れ、個別審査が必要となる場合の標準処理期間を設定いただきたい(希望：3週間以内)。また、その標準処理期間を超えざるを得ない場合は、審査結果が出る予定日を教えていただきたい(例えば申請後、1週間程度での通知)。		(1) 特殊車両通行許可（個別審査）に4週間を超えることも少なく、顧客の要望納期に応えるため、極力短縮したい。また、審査結果が出る予定日が分からず、個別審査が必要となる場合の標準処理期間を設定いただきたい(希望：3週間以内)。また、その標準処理期間を超えざるを得ない場合は、審査結果が出る予定日を教えていただきたい(例えば申請後、1週間程度での通知)。 (2) オンライン化による業務効率化が進められており、その成果を基に、個別審査においても、期間短縮を検討いただきたい。	制外積載許可も得る必要ある場合はさらに5日程度を要するため、特別困難なものを除き、3週間程度での審査を希望します。
建築基準法第6条第20条	階数3以上の木造建築物、階数2以上の非木造建築物等については、構造計算が義務づけられている。	c		建築基準法の仕様規定のうちの多くは、標準的な建築物について安全を確保するために必要な規定として設けられているが、鉄骨造等は様々な工法が存在し、在来軸組構法のような一定の工法が確立しておらず、木造のように詳細な仕様規定を定めることは困難であるため、階数2以上の建築物については構造計算によって安全性を確かめることとしている。よって、ご要望の実現することは困難である。		z1200004	国土交通省	鉄骨造住宅の確認・検査の合理化	5028	50280001	11	社団法人 関西経済連合会	1	鉄骨造住宅の確認・検査の合理化	低層鉄骨造住宅の確認申請・検査上の取扱いを新築・増改築とも木造住宅と同様とする。現時的には確認申請時の提出図書（図面、計算書等）の省略、簡素化等を実施し、木造住宅と同様の手続きとする。		建築基準法上で鉄骨造と区分されると、2階建て住宅も（超）高層ビルも基本的には同じ範疇に属することとなる。安全性の検証が比較的容易な2階建て鉄骨住宅においても、程度の差はあれ、「鉄骨造のビル」と同様の図書の提出を要求されることとなる。これは、同程度の木造住宅と比べて過剰な負担であるとも考えられ、また、増改築に際しても、大きな負担となっている。 低層鉄骨造住宅においては、「型式部材等製造者認証」等、確認申請の合理化につながる制度があり、それによって申請の簡素化が図られているが、この認証取得にあたってのコスト・期間の負担や商品内容の複雑化等を生じており、高品質発上の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建築基準法第68条の11 住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第25条	（型式適合認定） 国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式適合認定を行うことができる。 （型式部材等製造者認証） 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるものの製造又は新築をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。 （住宅型式性能認定） 国土交通大臣は、申請により、住宅型式性能認定を行うことができる。 （型式住宅部分等製造者認証） 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で国土交通大臣が定めるものの製造又は新築をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。	d (一部c)	（型式適合認定、型式部材等製造者認証） 指定認定機関においては、平成16年4月より、建築基準法の「型式適合認定」については、事前に申請届出が完了していること等、「型式部材等製造者認証」については、型式の申請届出に伴う生産工程及び検査の手順等が確立されていること等を条件として、申請から認定までの期間の短縮を可能としたところであり、簡素化を図っている。 （型式住宅性能認定、型式住宅部分等製造者認証） 指定住宅型式性能認定機関においては、平成16年4月より、建築法の「住宅型式性能認定」については、事前に申請届出が完了していること等、「型式住宅部分等製造者認証」については、型式の申請届出に伴う生産工程及び検査の手順等が確立されていること等を条件として、申請から認定までの期間の短縮を可能としたところであり、簡素化を図っている。しかしながら、製造者認証を取得していない場合には、住宅性能評価機関による性能評価は、個別の現場検査によって評価法基準との適合を確認することで対応するほかなく、型式の認定を待っている場合のような審査の簡素化はできない。また、ホルムアルデヒド放散量等の確認については、住宅性能表示制度の適用として第三者評価が原則であるため、施工業者の確認のみをもって有観的な評価結果とすることはできない。また、換気量の確認については、確認検査と性能評価とで同じ業務を行うものであるため、期間を兼ねている者が検査と評価を行う場合には、共通化を図っている。		±1200005	国土交通省	建築基準法の「型式適合認定」「型式部材等製造者認証」及び品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）の「住宅型式性能認定」「型式住宅部分等製造者認証」の審査・運用の簡素化	5028	50280002	11	社団法人 関西経済連合会	2	建築基準法の「型式適合認定」「型式部材等製造者認証」及び品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）の「住宅型式性能認定」「型式住宅部分等製造者認証」の審査・運用の簡素化	申請から認定に至るまでの期間の短縮への措置（現状約9ヶ月の期間を要している） 品確法の運用において、製造者認証のない建物に関する設計資料、現場審査を簡素化する。		申請から認定への期間が事業者にとって負担となっており、商品開発等における支援となっている。 品確法の性能表示制度の運用の簡素化によって、その利用頻度が高める。（例えば、ホルムアルデヒド放散量の等級の証明書について、施工業者が等級を確認して報告することも可能。換気量に関する建築基準法と品確法上のダブルチェックの解消。）		
建設業法第7条第1号 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件。（昭和47年建設省告示第351号）	許可の基準として、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち一人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち一人が、次のいずれかに該当することが必要である旨規定している。 許可を受けようとする建設業に關し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有していること 国土交通大臣が に掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者	c	建設業法上の許可要件については建設業を営む際の最低基準を定めているところであり、経営業務の管理責任者については、適正な建設業の経営を期待するには、少なくとも、建設業の経営業務についての経験を少なくとも5年（又は7年）以上有するものが確保されるため、経験年数を短縮することはできない。また、経営業務の管理責任者に資質に関しては、資格試験や講習の制度によって測ることはできないため、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を創設することはできない。		±1200006	国土交通省	建設業許可の基準となる経営業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	5028	50280003	11	社団法人 関西経済連合会	3	建設業許可の基準となる経営業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	建設業許可の取得に際し、経営業務の管理責任者の実務経験年数を5年以上又は7年以上とする規定があるが、これについて期間短縮、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を設ける等の規制を緩和する。		本規定は、建設事業者の専門工事会社の分社化や新規事業者の参入等において、障害となっている。 経営業務の管理責任者の適正判断は、実務経験以外の方法でも可能である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建設業法第26条及び第7条第2号「建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示352号）	電気通信工事における監理技術者資格は、技術士試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子電気部門にかかるとするものに限る。）とするものに合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督の実務経験を有する場合となっている。	b		新たな検定種目を設けることとした場合、昭和58年の第二次臨時行政調査会最終答申に基づき指定法人へその事務を委託することとなるが、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」において「公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、独立行政法人による実施等を検討する。」こととされており、これらの動向を踏まえると、電気通信工事に関する新たな技術検定種目を設けることは困難である。 なお、電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用可否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討し、平成16年度中に結論を得る。		z1200007	国土交通省	監理技術者の資格取得条件の緩和（再要望）	5028	50280004	11	社団法人 関西経済連合会	4	監理技術者の資格取得条件の緩和（再要望）	電気通信工事においては多種にわたる工事知識を必要とする「技術士」以外での資格取得制度がなく、実質的に規定の実務経験年数（最大12年）を有することが必要となり、ハードルが高くなっている。 一方、電気工事など一部の工事業においては、該当分野の工事に特化した試験資格（一級電気工事施工管理技士）が建設業法において設置されており、若い世代の資格取得が容易となっている。 電気通信工事においても、能力のある若い世代が監理技術者となれるよう、管理技術者要件を改革する。例えば、特化した監理技術者資格試験制度（例：一級電気通信工事施工監理技士）を新設することも考えられる。	電気通信工事においては、IT関連技術の進展が速く、実務経験による取得のように最長で12年以上の経験年数を必要とする現在の制度だけでは、若い人材の取得が困難であるうえ、システム工事などにおいては従前の技術では、技術監理上実態と合っていないケースが散見されるため。		
都市計画法第29条第1項、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けずには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号ロでは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	d		市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっている。 国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、地域の実情に応じた制度運用を行うことが望ましいことを示すとともに、本年3月に市街化調整区域における開発許可制度の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査・情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知したところであり、ご提案の施設の立地の適否につき、開発許可権者とは相談された。		z1200008	国土交通省	規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき措置済み	5028	50280007	11	(有)道と開発（こうわかい）	1	市街化調整区域におけるファミリータイプ介護施設建設	今後老人人口がますます増えつつあることを考えますと現在の要介護者だけが入居する介護施設だと限界があると思います。また人生の最期はできるだけ家族と共に生活するのちが理想だと思いますが、介護される人たちは全て持ち家は限りません。そこで通常建築が制限されている市街化調整区域に特例としてファミリータイプ（3LDKか4DK）の介護施設の建築を認めてもらいたいと思います	左記の実施に当り条件を取り決めます 補助金等一切申請しない 建物全て（リアフリーにする（2F以上全てエレベーター設置） 入居者の家賃の上限を設定する（月7～8万円） 入居者に1名以上要介護者のいること その他条件は話し合い	この施設を作ることにより税金等の負担が少なく介護される側も家族と同居に暮らせる期間が増えた家族も今までと同じくらいの家賃で広い部屋を借りることが出来ます。今まで借家駐車場が利用出来なかった土地を利用出来るようにすることによって、建物に掛かるコストの経費を補助金でなくとも回収出来ます。その分グループホームなどを充実することにより家族の負担の軽減を図ることになると安定した将来設計を営むことが出来ると思います。	特に無し

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
国建総研318号 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事である、工場製作のみが行われている期間等については、工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と建設業者の間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要。	d		工場製作を含む工事である、工場製作のみが行われている期間等については、監理技術者及び主任技術者の工事現場への専任は要しないこととしており、現行制度下で対応可能。		z1200009	国土交通省	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	5030	5030001	11	情報通信ネットワーク産業協会	1	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)で専任主任技術者或いは監理技術者の専任を要さない期間を定義しているが、発注者の設計図書あるいは打ち合わせ議事録などで明確になっていることが必要とされている。 電気通信工事は、工場で機器製作・ソフトウェア製作を行う期間（工場製作のみが行われる期間）が契約工期の殆どを占めることが多いため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)に、専任を要しない期間を認める工事の具体例の一つとして追加願きたい。	工場製作期間（機器製造期間、ソフトウェア製作期間）は、工場での同種工事に間わる機器製造が同時に、一元管理されて進められているため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが行われている期間に合致すると思われるが、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例が少なく、また手続き上明確になっていることが必要とされているため、発注者の意向で認められないことが多い。		添付資料CIAJ-04-01
国建総研318号 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事である、工場製作のみが行われている期間等については、工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と建設業者の間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要。	d		工場製作を含む工事である、工場製作のみが行われている期間等については、監理技術者及び主任技術者の工事現場への専任は要しないこととしており、現行制度下で対応可能。		z1200009	国土交通省	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	5032	5032005	11	(社)電子情報技術産業協会	5	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	電気通信工事は、工場で機器製作・ソフトウェア製作を行う期間（工場製作のみが行われる期間）が契約工期の殆どを占めることが多いため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)に、専任を要しない期間を認める工事の具体例の一つとして追加願きたい。 【規制の現状】 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)で専任主任技術者或いは監理技術者の専任を要さない期間を定義しているが、発注者の設計図書あるいは打ち合わせ議事録などで明確になっていることが必要とされている。	工場製作期間（機器製造期間、ソフトウェア製作期間）は、工場での同種工事に間わる機器製造が同時に、一元管理されて進められているため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが行われている期間に合致すると思われるが、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)の具体例が少なく、また手続き上明確になっていることが必要とされているため、発注者の意向で認められないことが多い。		なし

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
公共工事標準請負契約約款第10条	建設業法上現場代理人の要件は定められていない。	○		公共工事標準請負契約約款においては現場代理人が工事現場に常駐することを求めているが、これはあくまで契約書の標準的な形であり、発注者と請負者の個別契約によって個々の工事の態様に応じた常勤の要件を定めることを妨げてはいない。		z1200010	国土交通省	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	5030	50300002	11	情報通信ネットワーク産業協会	2	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	現場代理人の工事現場常駐期間については以下の条文で規定。『公共工事標準請負契約約款』第10条2現場代理人は、請負工事契約の履行に、工事現場に常駐し、その運営、取崩りを行うほか、……………中略……………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 現場代理人の工事現場常駐を、現場移動中とするのを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追加し、いただき（下記条文案の「」部） 第10条2への追加 現場代理人は、請負工事契約の履行に、工事現場に常駐し、その運営、取崩りを行うほか、……………中略……………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。		『公共工事標準請負契約約款』第10条2の条文に基づき、工事休止期間中でも工事現場への常駐を要求されることがあるため。 国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三でも、工事休止している期間は技術者等の専任（現場常駐）を要しない期間として認めている。	添付資料CIAJ-04-02
公共工事標準請負契約約款第10条	建設業法上現場代理人の要件は定められていない。	○		公共工事標準請負契約約款においては現場代理人が工事現場に常駐することを求めているが、これはあくまで契約書の標準的な形であり、発注者と請負者の個別契約によって個々の工事の態様に応じた常勤の要件を定めることを妨げてはいない。		z1200010	国土交通省	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	5032	50320008	11	(社)電子情報技術産業協会	6	現場代理人の工事現場常駐期間の定義追加	現場代理人の工事現場常駐を、現場移動中とするのを、『公共工事標準請負契約約款』第10条2に追加し、いただき（下記条文案の「」部） 第10条2への追加 現場代理人は、請負工事契約の履行に、工事現場に常駐し、その運営、取崩りを行うほか、……………中略……………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 【規制の現状】 現場代理人の工事現場常駐期間については以下の条文で規定。 『公共工事標準請負契約約款』第10条2現場代理人は、請負工事契約の履行に、工事現場に常駐し、その運営、取崩りを行うほか、……………中略……………この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。	なし	『公共工事標準請負契約約款』第10条2の条文に基づき、工事休止期間中でも工事現場への常駐を要求されることがあるため。 国総建第318号『監理技術者制度運用マニュアル』三でも、工事休止している期間は技術者等の専任（現場常駐）を要しない期間として認めている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
建設業法第7条第1号 「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成16年国総建発第356号)	建設業法第7条第1号の規定による国土交通大臣による認定について、「建設業法第7条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和47年建設省告示第351号)により行ってきた。いわゆる「執行役員」の取扱については、「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成16年国総建発第356号)により、経営業務管理責任者の要件の認定について明確化したところである。	d		いわゆる「執行役員」については、商法の法令上の権限及び責任等が定められておらず、その業務の範囲及び権限の決定権は個々の企業にゆだねられているため、役員と同等の権限等を有しているか否かを一律に判断することはできないことから、具体的な可否基準として国総建発第356号を示したものである。		z1200011	国土交通省	建設業許可に必要な経営業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	5030	50300003	11	情報通信ネットワーク産業協会	3	建設業許可に必要な経営業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。 いわゆる「執行役員」の審査の取扱については、昨年末の規制改革要望への回答にて「平成16年度中に締結する」との回答を確認しているが、いわゆる「執行役員」の取扱に関して、具体的な可否判断基準を明示頂きたい。 社内規定、定款等一定の条件のもとで定められたいわゆる「執行役員」については、国総建発第356号に記載のある「法人の場合におけるその役員」に準じるものと理解してよいのか確認をしたい。又、国総建発第356号は上記の回答書にある「検討」の結果であるのかどうかについても確認をしたい。	国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。 近年、経営効率化のため、いわゆる「執行役員」制度を採用している企業が増加している。企業におけるこのような経営効率化への動きに合わせた制度等の見直しが必要であると考え。	添付資料CIAJ-04-03	
建設業法第7条第1号 「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成16年国総建発第356号)	建設業法第7条第1号の規定による国土交通大臣による認定について、「建設業法第7条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和47年建設省告示第351号)により行ってきた。いわゆる「執行役員」の取扱については、「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成16年国総建発第356号)により、経営業務管理責任者の要件の認定について明確化したところである。	d		いわゆる「執行役員」については、商法の法令上の権限及び責任等が定められておらず、その業務の範囲及び権限の決定権は個々の企業にゆだねられているため、役員と同等の権限等を有しているか否かを一律に判断することはできないことから、具体的な可否基準として国総建発第356号を示したものである。		z1200011	国土交通省	建設業許可に必要な経営業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	5032	50320007	11	(社)電子情報技術産業協会	7	建設業許可に必要な経営業務管理責任者要件の判断基準の確認と明示について	いわゆる「執行役員」の審査の取扱については、昨年末の規制改革要望への回答にて「平成16年度中に締結する」との回答を確認しているが、いわゆる「執行役員」の取扱に関して、具体的な可否判断基準を明示頂きたい。 社内規定、定款等一定の条件のもとで定められたいわゆる「執行役員」については、国総建発第356号に記載のある「法人の場合におけるその役員」に準じるものと理解してよいのか確認をしたい。又、国総建発第356号は上記の回答書にある「検討」の結果であるのかどうかについても確認をしたい。 【規制の現状】 国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。	国総建発第356号により、2003年4月に改正された商法に対応して「経営業務管理責任者」の要件について、いわゆる「執行役員」の取扱が通達されたが、定義が不明確である為、いわゆる「執行役員」が「経営業務管理責任者」の要件を満たすか否かの判断が難しい状況である。 近年、経営効率化のため、いわゆる「執行役員」制度を採用している企業が増加している。企業におけるこのような経営効率化への動きに合わせた制度等の見直しが必要であると考え。	なし	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建設業法第7条第2号	建設業の許可を受けようとする際には、その営業所ごとに一定の要件を満たす技術者を配置しなければならないこととされている。	c		建設業法に規定する営業所とは、常時請負契約の見取り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に関する実体的な行為を行う場所とされており、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に關する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を専任で置く必要がある。この趣旨に照らせば、各営業所ごとに技術者を置かなければならないと考える。		z1200012	国土交通省	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	5030	5030004	11	情報通信ネットワーク産業協会	4	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	建設業を営もうとする者が営業所を設けて営業しようとする場合、政令で定める軽微な建設工事を除き、その営業所ごとに、また、営業しようとする建設工事ごとに、所定資格を持った専任技術者を当該営業所へ配置する事を、許可要件の一つとして規定している。 許可基準の営業所の専任技術者の配置に関する要件について、営業所ごとの配置義務とするのではなく、建設業者としての言い換えると営業しようとする工事業・営業所数に応じた技術者数を建設業者として置くこと（国内であれば活動拠点を問わない）を許可の基準とする。 尚、許可の建設業者であっても希望するものは、上記基準に従って許可替えができるものとする。	1)建設業者の拠点間で、顧客の要求仕様などに関する情報伝達手段が異なっていた時とはともかく、電子MailやFaxなどその情報伝達ツールの整備・一元化されている今日において、技術者が営業所に専任する意義は薄く、又、経済的に合理的でない。 2)請負契約の締結に際して、注文主からの技術者の工事現場の下見要求などについても、航空機や新幹線などが発達・整備されて来ている事から当日又は翌日に対応可能であり、物理的な距離は支障とならなくなっている。	添付資料CIAJ-04-04	
建設業法第7条第2号	建設業の許可を受けようとする際には、その営業所ごとに一定の要件を満たす技術者を配置しなければならないこととされている。	c		建設業法に規定する営業所とは、常時請負契約の見取り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に関する実体的な行為を行う場所とされており、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に關する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を専任で置く必要がある。この趣旨に照らせば、各営業所ごとに技術者を置かなければならないと考える。		z1200012	国土交通省	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	5032	5032008	11	(社)電子情報技術産業協会	8	許可基準の建設業技術者の配置に関する規制緩和	許可基準の営業所の専任技術者の配置に関する要件について、営業所ごとの配置義務とするのではなく、建設業者としての言い換えると営業しようとする工事業・営業所数に応じた技術者数を建設業者として置くこと（国内であれば活動拠点を問わない）を許可の基準とする。 尚、許可の建設業者であっても希望するものは、上記基準に従って許可替えができるものとする。 【規制の現状】 建設業を営もうとする者が営業所を設けて営業しようとする場合、政令で定める軽微な建設工事を除き、その営業所ごとに、また、営業しようとする建設工事ごとに、所定資格を持った専任技術者を当該営業所へ配置する事を、許可要件の一つとして規定している。	1)建設業者の拠点間で、顧客の要求仕様などに関する情報伝達手段が異なっていた時とはともかく、電子MailやFaxなどその情報伝達ツールの整備・一元化されている今日において、技術者が営業所に専任する意義は薄く、又、経済的に合理的でない。 2)請負契約の締結に際して、注文主からの技術者の工事現場の下見要求などについても、航空機や新幹線などが発達・整備されて来ている事から当日又は翌日に対応可能であり、物理的な距離は支障とならなくなっている。	なし	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建設省告示第352号（昭和47年3月6日）	電気通信工事における監理技術者資格は、技術士試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子・電気部門にかかるとするものに限る。）とするものに合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。	b		電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用について、既存資格の試験内容を踏まえ検討し、平成16年度中に結論を得る。		z1200014	国土交通省	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	5030	5030006	11	情報通信ネットワーク産業協会	6	電気通信事業者における専任技術者要件の拡大	<p>営業所の（電気通信工事）専任技術者の要件は、技術士試験のうち技術監理部門（電子・電気部門に限る）に合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。また、その指導監督的実務経験（注）を証明するためには、契約書の原本の提示が必要である。営業所の（電気通信工事）専任技術者の継続確保には大変苦慮している。</p> <p>（注）電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万円以上である工事に限って2年以上指導監督的な実務経験を有する者とする。</p> <p>営業所の（電気通信工事の）専任技術者「＝監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者（1種）、（2種）、（線路）、1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事としてほしい。</p> <p>電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事専任技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工事まで含めたものである。</p>	建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業者など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な資格が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている（現実的には実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である）。	添付資料CIAJ-04-06	
建設省告示第352号（昭和47年3月6日）	電気通信工事における監理技術者資格は、技術士試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子・電気部門にかかるとするものに限る。）とするものに合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。	b		電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用について、既存資格の試験内容を踏まえ検討し、平成16年度中に結論を得る。		z1200014	国土交通省	電気通信事業者における監理技術者要件の拡大	5032	5032010	11	（社）電子情報技術産業協会	10	電気通信事業者における監理技術者要件の拡大	<p>営業所の（電気通信工事の）専任技術者「＝監理技術者」の申請要件として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者（1種）、（2種）、（線路）、1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事としてほしい。</p> <p>電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気工事監理技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工事まで含めたものである。</p> <p>【規制の現状】 営業所の（電気通信工事）専任技術者の要件は、技術士試験のうち技術監理部門（電子・電気部門に限る）に合格した場合、又は学歴に応じた実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。また、その指導監督的実務経験（注）を証明するためには、契約書の原本の提示が必要である。営業所の（電気通信工事）専任技術者の継続確保には大変苦慮している。</p> <p>（注）電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万円以上である工事に限って2年以上指導監督的な実務経験を有する者とする。</p>	建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業者など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な資格が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている（現実的には実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である）。	なし	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建設業法第26条第3項 建設業法施行令第27条	公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金が2,500万円以上となるものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。	d		工事の重要性は工場製作による部分も含め工事全体で判断されるべきであり、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任が必要となる重要な工事の判断基準としては、請負代金の額とすることが適当である。なお、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間等については、監理技術者及び主任技術者の工事現場への専任は要しない。		z1200015	国土交通省	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	5030	5030007	11	情報通信ネットワーク産業協会	7	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任の者でなければならない。また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任となるのは請負った建設工事の請負金額が2,500万円以上の建設工事である。 建設業法において、主任技術者・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するための配置され、その規模が大きくなるにその建設工事に専任する必要が規定されている。しかしながらこの専任の基準は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場工事規模が大きくなることも専任の必要が生じる場合が想定される。今後費省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準も請負金額全体から現場工事金額（機械費、ソフトウェア費用を除く）に変更することを検討されるか否かについてご確認したい。	電気通信工事においては、請負金額全体に占める工事部分の割合が低く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多く、そのため、工事現場における工事規模が比較的小規模にも拘わらず、技術者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、効率性の活用が阻害されているため。	添付資料CIAJ-04-07	
建設業法第26条第3項 建設業法施行令第27条	公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金が2,500万円以上となるものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。	d		工事の重要性は工場製作による部分も含め工事全体で判断されるべきであり、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任が必要となる重要な工事の判断基準としては、請負代金の額とすることが適当である。なお、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間等については、監理技術者及び主任技術者の工事現場への専任は要しない。		z1200015	国土交通省	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	5032	5032011	11	(社)電子情報技術産業協会	11	主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認	建設業法において、主任技術者・監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するための配置され、その規模が大きくなるにその建設工事に専任する必要が規定されている。しかしながらこの専任の基準は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場工事規模が大きくなることも専任の必要が生じる場合が想定される。今後費省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準も請負金額全体から現場工事金額（機械費、ソフトウェア費用を除く）に変更することを検討されるか否かについてご確認したい。 【特記事項】 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任の者でなければならない。 また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任となるのは請負った建設工事の請負金額が2,500万円以上の建設工事である。	電気通信工事においては、請負金額全体に占める工事部分の割合が低く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多く、そのため、工事現場における工事規模が比較的小規模にも拘わらず、技術者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、効率性の活用が阻害されているため。	なし	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
国土交通省関東地方整備局平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」	現場代理人の要件については、法律上、元請業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を必要としません。また、現場代理人が元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係に無い場合においても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施工体制の適正化のための点検において問題とはなるものではありません。 関東地方整備局においては、「請負者の代理人」としての権限を行使するには、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが契約の適正な履行につながることを重視し、関東地方整備局が発注する工事について、請負者にお断いしています。	e		関東地方整備局独自で発注者の立場から、『「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。』と記載し、請負者にお断いしていますが、記載内容に誤解を招くことがないように、法律上問題となるものではないことを、今後、出先機関に再周知するとともに、ホームページに掲載に補足説明を加える予定です。		z1200016	国土交通省	現場代理人の選任条件運用の見直し や書面文言削除等要望	5030	50300008	11	情報通信ネットワーク産業協会	8	現場代理人の選任条件運用の見直し や書面文言削除等要望	現場代理人の選任については、元請（建設会社または下請会社の担当）の者でも建設法上、特に問題はないと解釈している。しかし、実態としては公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員である事、発注者/主任技術者と同等の権限を有する事、発注者/主任技術者の委任状として発行し、「発注者の責任を代行する。現場代理人要件を把握（主任）技術者の条件と主務を認められている」と認められる事柄が考えられている。 現場代理人の選任については、元請（建設会社または下請会社の担当）の者でも建設法上、特に問題はないと解釈している。しかし、実態としては公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員である事、発注者/主任技術者と同等の権限を有する事、発注者/主任技術者の委任状として発行し、「発注者の責任を代行する。現場代理人要件を把握（主任）技術者の条件と主務を認められている」と認められる事柄が考えられている。 現場代理人の選任については、発注者の要件に必要なものではあるが、基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係」を必要とし、その情報をお断いしたかどうか 国土交通省や日本道路公団が先んじて現場雇用関係を定める理由について説明し、特にこれに類しない場合は、その断りではないとするか 公開されている情報の事前訂正するか など既行の強制を緩和するための処置をお断いしたい 具体的な条件を規定している書類等の例は、次の通り。 国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。（527項） 日本道路公団「電機通信工事共通仕様書」 平成11年10月第1版（第2版）第1.7.1「現場代理人の役割（1）」契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者（4項）は、乙と同等する事とする。	現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負者の任務代行として選定・取締りを行うもので、監視/主任技術者とは全く別個のもの（法解釈書）。 国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分について、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体の発注者が、現場代理人の意義を十分理解せず、情動的にこれに違反し、全体として規制の強化を誘発している。 ・工事実績情報システムCORINSにおいても、現場代理人については、本人の所属会社を申請できるようVersion 4.0から改訂されている。 ・IT通信分野は専門分社化によって分担して高度な設置工事を実現しており、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現場指導」は適正なIT機能実現において、必須である。	添付資料CIAJ-04-08	
国土交通省関東地方整備局平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」	現場代理人の要件については、法律上、元請業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を必要としません。また、現場代理人が元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係に無い場合においても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施工体制の適正化のための点検において問題とはなるものではありません。 関東地方整備局においては、「請負者の代理人」としての権限を行使するには、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが契約の適正な履行につながることを重視し、関東地方整備局が発注する工事について、請負者にお断いしています。	e		関東地方整備局独自で発注者の立場から、『「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。』と記載し、請負者にお断いしていますが、記載内容に誤解を招くことがないように、法律上問題となるものではないことを、今後、出先機関に再周知するとともに、ホームページに掲載に補足説明を加える予定です。		z1200016	国土交通省	現場代理人の選任条件運用の見直し や書面文言削除等要望	5032	50320012	11	(社)電子情報技術産業協会	12	現場代理人の選任条件運用の見直し や書面文言削除等要望	現場代理人の選任については、元請（建設会社または下請会社の担当）の者でも建設法上、特に問題はないと解釈している。しかし、実態としては公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員である事、発注者/主任技術者と同等の権限を有する事、発注者/主任技術者の委任状として発行し、「発注者の責任を代行する。現場代理人要件を把握（主任）技術者の条件と主務を認められている」と認められる事柄が考えられている。 現場代理人の選任については、発注者の要件に必要なものではあるが、基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係」を必要とし、その情報をお断いしたかどうか 国土交通省や日本道路公団が先んじて現場雇用関係を定める理由について説明し、特にこれに類しない場合は、その断りではないとするか 公開されている情報の事前訂正するか など既行の強制を緩和するための処置をお断いしたい 具体的な条件を規定している書類等の例は、次の通り。 国土交通省関東地方整備局 平成14年10月「適正化法の施行2年目を迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐し、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下さい。（527項） 日本道路公団「電機通信工事共通仕様書」 平成11年10月第1版（第2版）第1.7.1「現場代理人の役割（1）」契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者（4項）は、乙と同等する事とする。 【情報の提供】 現場代理人の選任について建設法では規定されていないが、国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等において「元請会社に所属する者」と明記され、かつ恒常的な雇用関係にある社員である事を求める。また、地方公共団体においても、発注者に対して元請会社の現場代理人の承認を求める。元請と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員である事、を求められる事柄が考えられている。	現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負者の任務代行として選定・取締りを行うもので、監視/主任技術者とは全く別個のもの（法解釈書）。 国土交通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分について、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体の発注者が、現場代理人の意義を十分理解せず、情動的にこれに違反し、全体として規制の強化を誘発している。 ・工事実績情報システムCORINSにおいても、現場代理人については、本人の所属会社を申請できるようVersion 4.0から改訂されている。 ・IT通信分野は専門分社化によって分担して高度な設置工事を実現しており、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現場指導」は適正なIT機能実現において、必須である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建設業法第2条第1項、同法別表第1「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容及び内容」（昭和47年建設省告示第350号） 「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年国土建第97号）	建設業法上の建設工事とは土木建築に関する工事で別表第1に掲げるものと定義されている。また、告示で建設工事の内容を定めてあり、通知で建設工事の例示を示している。	○		「IT設備関連案件」であっても告示及び通知で定めている建設工事の内容及び例示に該当すれば建設業法の適用を受けることとなる。 建設工事の内容及び例示については、告示や通知で定めているが、現状に即して適宜見直しが行われている。		z1200017	国土交通省	電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について	5030	50300009	11	情報通信ネットワーク産業協会	9	その工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について	建設業法第2条（定義）1項では、「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものを用いる」とある。当分の間は、「電気通信工事」の名称はあつたが、その定義、例示等については、関連法令や解説等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該関連等を参照して適切と思われる工事種別を指定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。 今日、「電気通信工事」として発注されるもの多くが、「IT設備関連案件」を主体とするいわゆる「IT設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部分コンピュータ機能によって構成されており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいはその工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について「LAN（Local Area Network）設置」や「コンピュータ機能等を有した機器設置調整」等、配線や接続・調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合には、「電気通信工事」の適用外とする前の関連法令および解説等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記録の改定をお願しい。 上記の例を含め、いわゆる「IT設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定調整が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。	関連法令等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名称やコンピュータが大型の建物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSIや小型機器に組み込まれる等、多様化している。 昭和60年に出された下記関連において、「電気通信工事」の内容として、情報制御設置工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる」とある影響で、上記の「IT設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは「ITに関する技術革新のスピードが、土木を基礎とした多くの他建設工事には比し特別に速く、そのトレンドを数年先から予見する事が困難に感じられる」と思われる。しかしながら、ITの技術革新が急速に進展する中、建設業法第2条や関連法令、解説等の内容や例示に即しては、具体的な対応方法が明示されていない。「電気通信工事」適用の適用を誘発している事は、本許可業務を適正に運用する上で課題と考える。更に、現状にて適用された場合には、経営事項審査における工事成績申請において、適正を欠く恐れがあると思われる。 また、IT技術の急速な進展に鑑み、定期的にIT設備・技術の吟味、適宜、内容や例示に加入する機会もしくは除外する機会を明確にしている事も、本許可業務を適正に運用する上で不可欠であると考えられる。	添付資料CIAJ-04-09	
建設業法第2条第1項、同法別表第1「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容及び内容」（昭和47年建設省告示第350号） 「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年国土建第97号）	建設業法上の建設工事とは土木建築に関する工事で別表第1に掲げるものと定義されている。また、告示で建設工事の内容を定めてあり、通知で建設工事の例示を示している。	○		「IT設備関連案件」であっても告示及び通知で定めている建設工事の内容及び例示に該当すれば建設業法の適用を受けることとなる。 建設工事の内容及び例示については、告示や通知で定めているが、現状に即して適宜見直しが行われている。		z1200017	国土交通省	電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について	5032	50320013	11	(社)電子情報技術産業協会	13	その工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について	今日、「電気通信工事」として発注されるもの多くが、「IT設備関連案件」を主体とするいわゆる「IT設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部分コンピュータ機能によって構成されており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいはその工事が最少な「IT設備関連案件」の適用除外について「LAN（Local Area Network）設置」や「コンピュータ機能等を有した機器設置調整」等、配線や接続・調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合には、「電気通信工事」の適用外とする前の関連法令および解説等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記録の改定をお願しい。 上記の例を含め、いわゆる「IT設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定調整が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。 【規制の現状】 建設業法第2条（定義）1項では、「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものを用いる」とある。当分の間は、「電気通信工事」の名称はあつたが、その定義、例示等については、関連法令や解説等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該関連等を参照して適切と思われる工事種別を指定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。	関連法令等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名称やコンピュータが大型の建物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSIや小型機器に組み込まれる等、多様化している。 昭和60年に出された下記関連において、「電気通信工事」の内容として、情報制御設置工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる」とある影響で、上記の「IT設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは「ITに関する技術革新のスピードが、土木を基礎とした多くの他建設工事には比し特別に速く、そのトレンドを数年先から予見する事が困難に感じられる」と思われる。しかしながら、ITの技術革新が急速に進展する中、建設業法第2条や関連法令、解説等の内容や例示に即しては、具体的な対応方法が明示されていない。「電気通信工事」適用の適用を誘発している事は、本許可業務を適正に運用する上で課題と考える。更に、現状にて適用された場合には、経営事項審査における工事成績申請において、適正を欠く恐れがあると思われる。 また、IT技術の急速な進展に鑑み、定期的にIT設備・技術の吟味、適宜、内容や例示に加入する機会もしくは除外する機会を明確にしている事も、本許可業務を適正に運用する上で不可欠であると考えられる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
港海法第4条第1項 港海法第4条第2項第11項 地方自治法第225条 地方自治法第238条の4第4項	入港料、港湾施設使用料については港湾管理者がその徴収の有無も含め料率を条例により定めている。さらに、それら料金に係るインセンティブ減免措置が、港湾管理者の政策的な判断により、条例に基づき、かつ、利用者に対し不平等な取扱いとならないような公正な対応により積極的に導入されているところである。	D		制度の現状にも記述している通り、現行の制度により対応可能となっている。		±1200018	国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5031	50310001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに諸料金（入港料、公共岸壁使用料等）の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。		港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米蘭などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国税的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。	
外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行規則第5条第1項	外資埠頭公団における岸壁等の賃付料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外資埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公団が定めている。	E		公社埠頭の賃付料は、埠頭公団と船社等との間で岸壁等賃借契約による民間契約で決定されている。しかし、公社が原価を大きく下回る岸壁等賃付料を設定することは、公社の経営を危うくし、埠頭設備に係る債務償還に支障を来すおそれがある。また、原価を上回る賃付料を設定することは、公益法人の本来の目的を逸脱するばかりか、船社等の経営を不当に圧迫するおそれがある。このような観点から、国は岸壁等賃付料の算定基準を定めると同時に、国土交通大臣に届けられた賃付料については、是正が必要な場合には、変更命令が確保されているところである。なお、国において、国際競争力の強化・確保を図るため、岸壁整備への国費の投入、無利子貸付の拡充、税制等の支援施策を実施しており、公社埠頭の賃付料の低減に寄与しているところである。		±1200019	国土交通省	外資埠頭公団の埠頭等賃付料の適正化	5031	50310002	11	社団法人日本船主協会	2	外資埠頭公団の埠頭等賃付料の適正化	原価主義に基づく料金の妥当性の検証及び、荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等を勘案した、より弾力的で国際競争力のある料金設定を可能とすること。	外資埠頭公団における岸壁等の賃付料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外資埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公団が定めている。	昭和55年12月16日の港湾審議会答申では外資埠頭公団の業務の移管に関して、「……外資埠頭の移管施設という公共的かつ国家的に重要な業務を行うものであるので前述の通りこれを適切かつ確実運営していくことが出来るよう財団法人を国が指定するとともに、指定された財団法人に対しても法人の指定に伴う通常の監督のほか、国の海運政策及び港湾政策との整合性の取れた外資埠頭の整備及び管理が行われるよう国の監督措置が必要となる。たとえば、賃付料の適正水準の確保、外資埠頭施設の処分などの制限、需給バランスと港湾間の機能分担を考慮した外資埠頭の整備などの高い措置が期待される。」とした。国はこの答弁を充分尊重し、原価主義に基づく料金の妥当性の検証、及び荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等も充分勘案、弾力的で国際競争力を有する料金設定とるように各埠頭公団を指導すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
港則法	港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、特定港に出入港等する船舶は、港則法に基づいた各種申請等を港長に対して行わなければならない。 港湾の適切な運営・管理のため、港湾に出入港等する船舶は、条例等に基づいた各種申請等を港湾管理者に対して行わなければならない。	b		1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の出入港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡素化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。		z1200020	国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間で共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間で共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
港則法	港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、特定港に出入港等する船舶は、港則法に基づいた各種申請等を港長に対して行わなければならない。 港湾の適切な運営・管理のため、港湾に出入港等する船舶は、条例等に基づいた各種申請等を港湾管理者に対して行わなければならない。	b		1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の出入港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡素化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。		z1200020	国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが運用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革（BPR）については未だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、輸出入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各官庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となること懸念される。	港湾・輸出入手続に關する各官庁の協力も必要と、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
臨時船舶建造調整法第2条及び第4条	我が国海運の健全な発展に資することを目的として、造船事業者が総トン数2,500トン以上又は長さ90メートル以上の船舶であって、遠洋区域又は近海区域を航行できる構造を有するものを建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならないとされている。	b		商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の発効後、可及的速やかに臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行う。		z1200021	国土交通省	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	5031	50310006	11	社団法人日本船主協会	6	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が進められているOECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うことであるので、両協定発効後速やかな見直しをお願いしたい。		当該規制は、「我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とした臨時船舶建造調整法（昭和28年）法に基づき、造船事業者が総トン数2500トン以上又は長さ90m以上で、遠洋区域又は近海区域を航行域とする船舶の建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とされているものである。本法制定時には意義があったものと思われるが、近年の国際海運の造船所の発展もあり、わが国においてのみ法に基づき簡素化を行うことの意味は、もはやないものと思われる。	
道路運送車両法第61条	車両総重量8トン以下の貨物自動車は、初回の車検有効期間が2年で、以後1年ごとの車検有効期間となっている。一方、車両総重量8トンを超える貨物自動車は、1年ごとの車検有効期間となっている。	b		車検有効期間については、安全で環境等の調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中にとりまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずることとしている。		z1200022	国土交通省	トラック・トレーラの車検期間の延長について	5031	50310009	11	社団法人日本船主協会	9	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にする。また、国土交通省では、平成16年度中に安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する調査を実施することとなっているが、これを早急に取りまとめ、その結果に基づき所要の措置を講じられたい。	内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期間は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体駆動力を持たず、トレーラー（ヘッド）に牽引されるだけである。このような使用実態に即し、内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にすべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送車両法第61条	車両総重量8トン以下の貨物自動車は、初回の車検有効期間が2年で、以後1年ごとの車検有効期間となっている。一方、車両総重量8トンを超える貨物自動車は、1年ごとの車検有効期間となっている。	b		車検有効期間については、安全で環境等の課題のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中にとりまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずることとしている。		z1200022	国土交通省	トラック・トレーラの車検期間の延長について	5076	50760003	11	(社)全日本トラック協会	3	トラック・トレーラの車検期間の延長について	トラック・トレーラの車検期間の延長	普通貨物自動車の車検 初回2年、2回目以降1年ごと	車両総重量8トン未満のトラックについて初回車検期間が2年に延長されたが、トラック・トレーラについても同様に2年に期間延長をされた。	
車庫法第3条、貨物自動車運送事業法第4条	自動車の保有者は、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。貨物自動車運送事業者の保有する車庫の確保状況の確認は、車庫の概要を貨物自動車運送事業の事業計画記載事項とすることにより行っている。	c		船内及び港頭地区の駐車場にあるシャーシの数は、景気変動、季節変動、トラック事業者の内航輸送の利用状況等により変動するものであり、その数をあらかじめ特定することはきわめて困難であるため、その数を見込んで車庫1が所あたり複数のシャーシの使用を認めることはできない。仮に、船内及び港頭地区の駐車場にあるシャーシの数を特定することができたとしても、車庫1が所あたり複数のシャーシの使用を前提とする事業計画は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の趣旨に反するものであり、貨物自動車運送事業法上も認められない。		z1200023	国土交通省	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	5031	50310010	11	社団法人日本船主協会	10	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわない。ため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわない。ため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。	自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなければならないが、海上輸送用トレーラー・シャーシについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシが1台ずつの車庫取得に加え、港頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実質取扱いトレーラー・シャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、内航輸送用利用されるシャーシについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建築基準法施行令第129条の2の5第11号第3号、建築基準法施行令第129条の7第4号	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。エレベーターの昇降路内に設けないこと。ただし、エレベーターに必要な配管設備の設置及び構造は、この限りではない。 昇降路内には、レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものを除き、突出物を設けないこと。突出物を設ける場合においては、地震時に鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じないような措置を講ずること。	c		通信用配線から発生するノイズによるエレベーター制御器への悪影響等の安全上の支障が懸念されることから、エレベーターシャフト内への通信用配線の設置を認めることは困難である。		z1200024	国土交通省	エレベーターシャフト内への通信用配	5032	5032004	11	(社)電子情報技術産業協会	4	エレベーターシャフト内への通信用配	エレベーターのシャフト内には、エレベーターに必要な配管以外を設けることができない。このため、ビルリニューアル時にLAN等の通信用配管を設けるにあたり、コスト的には最も有利なエレベーターシャフトを利用することができないという建築基準法（施行令）の制限を外し、現在のオフィスビルでは必須となった通信用配管設置にエレベーターシャフトの利用を可能とする。	【予想効果】 都市圏を中心に大規模開発が一巡し、一世代前のビルに空室が目立ち始めている。これらのビルは、IT時代向けの設備が不十分であることもIT時代の企業から敬遠される理由のひとつである。ビルリニューアルにより、IT設備を充実させるにはLAN等の通信配管設備を安価に行う必要がある。 通信配管をエレベーターシャフトに設置できれば、これを実現でき、都市部の再建が容易にできるようになる。	古いビルのリニューアル時などに、低コストで垂直方向の通信配管を設置できることは、ビルの価値を高め（ビルを円化する）のに効果的な事項であるため。	
車両制限令第3条、道路交通法施行令第2条	車両の一般の制限値は道路管理者が高さについて指定した道路については4.1m、それ以外の道路については3.8m	d	-	車両の高さについては、平成16年2月に車両制限令の一部を改正し、道路管理者が指定した道路における車両の高さの最高限度を4.1mに引き上げた。		z1200025	国土交通省	車両規制の緩和	5032	5032018	11	(社)電子情報技術産業協会	18	車両規制の緩和	道路を走行する車両の高さ制限は、車両制限令により3.8mとされており、特殊貨物等やむを得ない場合には、特殊車両通行許可を得ることにより制限が緩和される。一方でISO規格国際海上荷役コンテナの場合、ルート・車両の申請/許可を得て継続的に最大4.1mまでの通行が認められている。	【予想効果】 荷主として運賃面でメリットが享受できるものを考えている。鉄道ルートは既に背高コンテナ（289mm）輸送可能ルートになっており問題ないが、既存の高さ制限の中でターミナルからの陸送に専用の低床台車が必要になっている。高さ制限が緩和されれば既存の台車も利用でき、新たな投資が避けられる。	鉄道によるモーダルシフトを推進する上で、現在JRおよび通運業者と鉄道用コンテナを開発検討中であるが、積載効率を考えたコンテナ高さ従来のRコンテナ（高さ200mm）より若干高め（273mm）のものも考えている。鉄道ルートは既に背高コンテナ（289mm）輸送可能ルートになっており問題ないが、既存の高さ制限の中でターミナルからの陸送に専用の低床台車が必要になっている。高さ制限が緩和されれば既存の台車も利用でき、新たな投資が避けられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送車両法第22条	登録事項等証明書は、何人も、国土交通大臣に対し、その書面での交付を請求できることとされている。 なお、自動車盗難防止等の観点から、平成13年12月3日から、全国で陸運支局及び自動車検査登録事務所に於いて、登録事項等証明書の交付申請者及び自動車検査証の再交付申請者等に対して、運転免許証の提示を求める等により、本人確認を実施することとした。（ ）	b()	()	登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、平成16年度中を目途に、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。（ ）		z1200026	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5034	50340022	11	(社)日本損害保険協会	22	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	現在、政府の「規制改革・民間開放推進計画」に基づき平成17年のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、下記についても実現をさせていただきたい。 現在、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてもワンストップサービスの対象に加える等、窓口、システムを一本化していただきたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」分野別推進事項1「IT関係」b)において、自賠責の解約時における当該車両の状況（滅失・解体など）確認についても、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類（登録事項等証明書や抹消登録証明書）の取付に代えることを可能とするよう要望する。	・ワンストップサービスによるユーザーのメリットを原付車両にも拡大。 ・自賠責解約時に当該車両の状況（滅失・解体など）は陸運支局の管理情報とネットワークで参照することで添付不要とする。	平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービスの登録管理に加え、原付車両についても登録のインターフェースを統一化する等によりユーザー（申請者）負担の軽減を目指すべきである。 また、年間の自賠責解約手続きは各保険会社とも基大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。	
道路運送車両法第22条	現在、運輸支局等の窓口において、登録事項等証明書交付請求者に対する運転免許証等による本人確認が行っており、加えて監視カメラも設置し、防犯対策をしているところである。	b(一部実施済み)		登録事項等証明書の交付請求者等に対する本人確認については、官民合同プロジェクトチームにおける検討を踏まえつつ、平成13年12月から強化してきているところである。具体的には窓口にて監視カメラを設置するとともに、窓口において本人確認書類を本人にチェックしているところである。		z1200027	国土交通省	登録事項等証明書交付請求者等の本人確認の強化（偽造書類の発見方法の確立、本人確認書類のコピー保存および窓口への監視カメラの設置）	5034	50340023	41	(社)日本損害保険協会	23	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係官庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 登録事項等証明書交付請求者等の本人確認の強化（偽造書類の発見方法の確立、本人確認書類のコピー保存および窓口への監視カメラの設置）	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。 （定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。）	2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。 登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査証再交付申請者等の本人確認のため、交付請求者に対し、運転免許証、イ被用者保険証、国民健康保険被保険者証、ウパスポート、外国人登録証明書、工藤写真付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、窃盗団は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等を取得し、盗難のねらいを定めた自動車の保管場所割り出しに利用している可能性がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
<p>通達（国河治第20号、平成4年3月30日） 統合専用河川改修費補助制度について 統合専用河川改修事業実施要領</p>	<p>統合専用河川改修事業の採択基準は、統合専用河川改修事業実施要領により、次のように規定されています。（採択基準） 三 採択基準一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の専用河川に係る河川工事であって、次の各号のいずれかに該当するものであること。（専用河川改修事業）1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に80ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。2 過去3箇年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの。3 宅地開墾、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川工事が必要となるもの。4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの。</p>	f		<p>河川に関する国庫補助負担事業については、地方分権改進黨推進会議が平成14年1月30日以内閣府大臣に提出した「国の事務・事業の在り方に関する意見」（以下「意見」という。）において「国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。」との方向性が示されています。また意見の中で、専用河川改修については、「その影響範囲が市町村にとどまる専用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。」とされているところであります。</p> <p>上記意見を踏まえ、国土交通省河川局としては、専用河川改修事業の在り方を見直しており、平成15年度に採択基準の下限を3億円から4億円に引上げ、更に平成16年度には統合補助金化を図ったところであり、今後2年間で採択基準の下限を4億円から6億円に引上げる方針です。</p> <p>以上から、貴市の要望にあるとおり専用河川改修事業の重要性は十分理解しておりますが、国庫補助負担事業の在り方については、国と地方の役割分担の明確化及び国の役割の重点化の観点から考えしていく必要があり、専用河川改修事業補助採択基準の撤廃は認められません。</p> <p>【参考】 上記の意見を受け内閣府は平成14年12月24日「国と地方に係る経済財政政策と構造改革に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）をとりまとめた閣議報告しています。本基本方針において、専用河川改修事業については、平成18年度までに「原則として既設箇所採択を廃止する。ただし、総事業費が6億円以上に係るものについては、氾濫被害の状況等一定の要件を満たすものについて統合補助金化する。」という重点化方針を示しています。</p>		±1200028	国土交通省	専用河川改修事業補助採択基準の撤廃	5036	50360001	11	釜石市	1	専用河川改修事業補助採択基準の撤廃	<p>統合専用河川改修事業実施要領 第三 採択基準 一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の専用河川に係る河川工事であって、次の各号のいずれかに該当するものであることを撤廃する。</p>	<p>降雨時、上流からの流水及び土石流が河川沿いの住宅地に溢れ、浸水等で地域住民の生活環境に支障をきたしていることから、市民の命や財産を守るため河川改修整備を行うことにより、生活環境の充実、生活の安全確保が図られる。</p>	<p>左記内容により河川改修工事を実施したいが、総事業費が4億円以上に該当する専用河川改修工事はない。</p>	
	<p>平14年5月1日以降、物品・役務の調達契約については、一定の金額以下等について債権譲渡禁止特約の解除を行っている。</p>	d		<p>債権譲渡禁止特約については、物品・役務の調達契約の一定の金額以下等のものについて、解除を行っているところである。</p>		±1200029	国土交通省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	<p>経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。</p>	<p>企業の資金調達の円滑化が図られる。</p>	<p>債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	C		（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。 また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が複雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことによるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		z1200030	国土交通省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に關し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合は、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	C		（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。 また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が複雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことによるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		z1200030	国土交通省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に關し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合は、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路運送車両法第9条、第12条、第13条、第15条、第19条、第20条、第27条の2第1項、地方税法第699条の11、地方税法第151条、第151条の2、第152条、自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、自動車損害賠償保障法第9条、道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれ別の行政機関に向けて手続を行う必要がある。	b	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれ別の行政機関に向けて手続を行う必要がある。	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、道路運送車両法等を改正する法律が平成16年5月に公布されたところであり、平成17年12月にはシステム稼働を開始することとしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしている。代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車については、登録車のワンストップサービスの進展状況等を見ながら関係機関と調整を行うこととしているが、ワンストップサービス化する際には、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討している。 自賠責保険の付保確認は電子的に行う方向で検討している。 登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、平成16年度中を目途に、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。		z1200031	国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5039	50390034	11	社団法人 リース事業協会	34	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目途に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め緊急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。		
道路運送車両法第9条、第12条、第13条、第15条、第19条、第20条、第27条の2第1項、地方税法第699条の11、地方税法第151条、第151条の2、第152条、自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、自動車損害賠償保障法第9条、道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれ別の行政機関に向けて手続を行う必要がある。	b	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれ別の行政機関に向けて手続を行う必要がある。	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、道路運送車両法等を改正する法律が平成16年5月に公布されたところであり、平成17年12月にはシステム稼働を開始することとしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしている。代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車については、登録車のワンストップサービスの進展状況等を見ながら関係機関と調整を行うこととしているが、ワンストップサービス化する際には、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討している。 自賠責保険の付保確認は電子的に行う方向で検討している。 登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、平成16年度中を目途に、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。		z1200031	国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5040	50400032	11	オリックス	32	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目途に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め緊急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令第6条	大量の登録申請を効率的に行えるよう、既にFD（フレキシブルディスク）による申請が可能となっている	d	-	自動車の登録及び検査の申請におけるフレキシブルディスクによる手続の導入について定めた、自動車の登録及び検査に関する省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第111号）により、平成13年8月1日から施行されている。その後、平成15年6月の全国規模での規制改革要望事項における今回と全く同じ要望に基づいて平成15年1月14日付知照第142号でも周知を図っている。		z1200032	国土交通省	変更登録及び移転登録に係る特別措置の創設について	5039	50390035	11	社団法人 リース事業協会	35	変更登録及び移転登録に係る特別措置の創設について	・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行う場合、電子媒体等による一括申請等の措置を講じること。・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由（所有者の合併、名称、住所変更等）が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める。」等の措置を講じること。	・厳しい経済環境に対応するための企業の組織再編等が容易となる。・リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための適度な事務負担と経済的負担等が緩和される。	・リース車両数は急速に拡大しているが、道路運送車両法における登録関係手続き等はリース会社のような大量の車両を所有する者2を想定した手続きが講じられていない。・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加。3、また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。・これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称、住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証の記載事項の変更事由について高く評価するため、電子媒体等による一括申請等の措置を講じるとともに、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。1 リース車両数（国土交通省調査）1966年 1489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2003年 267万台 2 リース車両を1万台以上保有する会社数とシェア（日本自動車リース協会調査）1980年 3社・71.3% 2003年 41社・82.7% 2 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2003年度末 294社 減少（退会）の要因は合併・営業譲渡等	
自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令第6条	大量の登録申請を効率的に行えるよう、既にFD（フレキシブルディスク）による申請が可能となっている	d	-	自動車の登録及び検査の申請におけるフレキシブルディスクによる手続の導入について定めた、自動車の登録及び検査に関する省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第111号）により、平成13年8月1日から施行されている。その後、平成15年6月の全国規模での規制改革要望事項における今回と全く同じ要望に基づいて平成15年1月14日付知照第142号でも周知を図っている。		z1200032	国土交通省	変更登録及び移転登録に係る特別措置の創設について	5040	50400033	11	オリックス	33	変更登録及び移転登録に係る特別措置の創設について	・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行う場合、電子媒体等による一括申請等の措置を講じること。・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由（所有者の合併、名称、住所変更等）が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める。」等の措置を講じること。	・厳しい経済環境に対応するための企業の組織再編等が容易となる。・リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための適度な事務負担と経済的負担等が緩和される。	・リース車両数は急速に拡大しているが、道路運送車両法における登録関係手続き等はリース会社のような大量の車両を所有する者2を想定した手続きが講じられていない。・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加。また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称、住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証の記載事項の変更事由について高く評価するため、電子媒体等による一括申請等の措置を講じるとともに、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送車両法第22条	登録事項等証明書は、何人も、国土交通大臣に対し、その書面での交付を請求できることとされている。 なお、自動車盗難防止等の観点から、平成13年12月3日から、全国一律の付通達名称：「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付請求者等に対する本人確認の実施について」。	b		登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、平成16年度中を目途に、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。		z1200033	国土交通省	自動車登録情報の電子的開示について	5039	50390036	11	社団法人 リース事業協会	36	自動車登録情報の電子的開示について	自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る（平成17年度中）とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、使用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝使用者本人の同意を得ることができるとの懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。	
道路運送車両法第22条	登録事項等証明書は、何人も、国土交通大臣に対し、その書面での交付を請求できることとされている。 なお、自動車盗難防止等の観点から、平成13年12月3日から、全国一律の付通達名称：「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付請求者等に対する本人確認の実施について」。	b		登録事項等証明書に関する手続きの電子化については、平成16年度中を目途に、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。		z1200033	国土交通省	自動車登録情報の電子的開示について	5040	50400034	11	オリックス	34	自動車登録情報の電子的開示について	自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る（平成17年度中）とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、使用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝使用者本人の同意を得ることができるとの懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法施行規則第52条 貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自令第138号）	有償貸渡しの許可の申請については、平成16年4月28日付通達「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正について。（国自旅第17号）において、主たる事務所の管轄運輸支局において、事業者ごとに行うこととしている。	6		有償貸渡しの許可の申請については、平成16年4月28日付通達「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正について。（国自旅第17号）において、主たる事務所の管轄運輸支局において、事業者ごとに行うこととしており、措置済みである。		21200034	国土交通省	レンタカーのナンバー登録の一元化	5039	50390050	11	社団法人 リース事業協会	50	レンタカーのナンバー登録の一元化	貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自令第138号）により、レンタカーの許可申請は貸渡しをしようとする家用自動車の配置事務所の位置を管轄する運輸支局長に提出することとされている。本規制について、リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とすることを要望する。		昨年、同要望に対して国土交通省から「レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。」との回答が示された。申請手続きの効率を向上させる観点から、早期の措置を要望する。	
道路運送法施行規則第52条 貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自令第139号）	有償貸渡しの許可の申請については、平成16年4月28日付通達「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正について。（国自旅第17号）において、主たる事務所の管轄運輸支局において、事業者ごとに行うこととしている。	6		有償貸渡しの許可の申請については、平成16年4月28日付通達「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正について。（国自旅第17号）において、主たる事務所の管轄運輸支局において、事業者ごとに行うこととしており、措置済みである。		21200034	国土交通省	レンタカーのナンバー登録の一元化	5040	50400031	11	オリックス	31	レンタカーのナンバー登録の一元化	貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自令第138号）により、レンタカーの許可申請は貸渡しをしようとする家用自動車の配置事務所の位置を管轄する運輸支局長に提出することとされている。本規制について、リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とすることを要望する。		昨年、同要望に対して国土交通省から「レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。」との回答が示された。申請手続きの効率を向上させる観点から、早期の措置を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送車両法第12条・同第14条第1項及び自動車登録規則第13条	ナンバープレートの地名は、車検証上の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局等の表示をすることとなっている。	○	-	自動車登録番号は、課税関係のベースになっていること、車庫法違反の捜査の滞りにもなり得る等の行政上の役割を果たすものであるため、使用の本拠の位置の変更に伴い管轄が変更される場合には、自動車登録番号を変更する必要がある。		z1200035	国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について	5039	5039005	11	社団法人 リース事業協会	51	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が（異なる場合、自動車登録番号の変更となる。自動車検査登録所間の）移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要は無く、使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。・自動車保険（任意保険）その他の変更手続きが省略される。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県付カ-でも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収が可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無し、その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	
道路運送車両法第12条・同第14条第1項及び自動車登録規則第13条	ナンバープレートの地名は、車検証上の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局等の表示をすることとなっている。	○	-	自動車登録番号は、課税関係のベースになっていること、車庫法違反の捜査の滞りにもなり得る等の行政上の役割を果たすものであるため、使用の本拠の位置の変更に伴い管轄が変更される場合には、自動車登録番号を変更する必要がある。		z1200035	国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について	5040	5040035	11	オリックス	35	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が（異なる場合、自動車登録番号の変更となる。自動車検査登録所間の）移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」、ナンバープレートの番号割り当ての速度が多少なりとも遅くなる。などの効果があると思われる。	・ナンバープレートを変更する必要は無く、使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。・自動車保険（任意保険）その他の変更手続きが省略される。・ナンバープレートの番号割り当ての速度が多少なりとも遅くなる。などの効果があると思われる。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県付カ-でも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収が可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無し、その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容及び十分に知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。 また、不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、契約内容に関する説明は、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する事項（賃貸状況等）について適切に実施されることが不可欠である。		z1200036	国土交通省	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	5039	5039002	11	社団法人 リース業協会	52	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能とするよう、所望の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容及び十分に知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。 また、不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、契約内容に関する説明は、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する事項（賃貸状況等）について適切に実施されることが不可欠である。		z1200036	国土交通省	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	5040	5040021	11	オリックス	21	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能とするよう、所望の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
都市計画法第7条第2条 都市計画法第8条 港灣法第38条、第9条、第40条	・各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。 また、区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に都道府県が都市計画として定めるものであり、都市計画を変更する必要があるときは、連帯なく、当該都市計画を変更しなければならぬとされている。 ・臨港地区内における建築物等の規制は、地方公共団体等（港湾管理者）の定める条例により行われている。	D		・工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域であり、物品販売業を営む店舗の立地は、工業生産活動の障害となることから建築が制限されているものであり、一律に緩和することは適当ではない。用途規制の緩和が求められる区域の用途地域を変更することにより対応できるほか、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区や用途線型地区計画を活用することにより、きめ細かく対応することができる。さらに、工業の利便を營するおそれがないと特定行政庁が認めて許可することによっても対応が可能である。 また、都市計画を変更する必要があるときは、連帯適切に変更するものとされており、都道府県が区域区分の都市計画の変更を行うことが可能である。 ・なお、臨港地区内における建築物等の規制は、地方公共団体等（港湾管理者）が定める条例に基づき行われているものであるため、小規模店舗の立地は地方公共団体等（港湾管理者）の判断により可能であると考えている。		±1200037	国土交通省	出店緩和への要望	5041	5041004	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	4	出店緩和への要望	・工業用地、湾岸地区での出店緩和 ・市街地調整区域において主要幹線道路から一定範囲内の出店規制緩和もしくは主要幹線道路沿線は市街地調整区域に指定しないなど緩和の見直し。	・工業用地、湾岸地区での出店緩和 ・市街地調整区域において主要幹線道路から一定範囲内の出店規制緩和もしくは主要幹線道路沿線は市街地調整区域に指定しないなど緩和の見直し。	・現在、工業専用地域及び湾岸地域などへの小規模店舗出店が規制されている。コンビニエンスストアがこれまで日常の生活に入り込んだ中で、この地域で出できない生活者の利便性を阻害している。 ・市街地調整区域におけるコンビニエンスストア出店は、緩和の方向にあるが、都道府県における規制はまちまちであり公平に欠ける。 ・敷地面積、店舗面積に規制があり出店が認められておらず、規制地域が緩和されることで、住民、就業者への利便性向上が図られる。 ・車社会の中で、一定の規模の駐車場を確保できないとお客様にとっては非常に使いづらい店となってしまう。市街地調整地域内では事実上出店が不可能である。	
都市計画法第29条、第30条、第37条	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等に所要の申請書・図面等を提出し、許可を受けなければならないが、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域並びに都市計画区域及び準都市計画区域の区域外における一定規模未満のものについては許可不要とされている。 また、開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の完了の公告があるまでは建築行為が制限されるが、開発行為に関する工用の仮設建築物の建築その他都道府県知事が支障がないと認めた場合、実施が可能となっている。	d		市街化区域及び市街地調整区域において、1,500㎡未満の開発行為が許可を要することとされているのは、建築物が密集していることや無秩序な市街化の防止を図るために小規模な開発行為を捕捉する必要性が高いといったことによるものであり、それ以外の区域では3,000㎡未満又は未済の区域は開発行為が許可が不要とされている等、区域の特性に応じた対応が図られている。 国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、開発許可申請に係る提出書類等の簡略化・統一化を図るとともに、小規模な開発行為については特に事業者負担の軽減を図るべきであると示している。また、本年6月に都市計画法第37条ただし書に基づく建築制限の解除制度の活用等柔軟な対応を促しており、個別案件に係る迅速な上記制限解除の適用については、各開発許可権者をご相談されたい。	規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づく措置済み	±1200038	国土交通省	・店舗開発申請の効率化	5041	5041005	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	5	・店舗開発申請の効率化	・開発申請から店舗建設許可までの期間の短縮を図って欲しい。 ・開発申請に関する提出書類を減らして欲しい。 ・開発申請を要する土地面積の規制緩和（行政により異なるが1500㎡未満の除外）	・開発申請は、通常事前打合せを行い、了解後、事前協議申請書を提出する。後に市町村長の意見が出され、それを添付し本申請をする。開発申請許可後、確認申請が受理され許可され、事前打合せから建築確認許可まで通常4～5ヶ月かかる。事前協議、本申請での提出書類も多く、資源の無駄である。 ・無駄な許可待ちの時間がなくなること、早期営業開始が可能となり、その分売上、利益が得られる。また、早期開店が実現することによって、ビジネスチャンスを確実に捉えることが可能になり、経営者の出店意欲も高まり地域活性化に寄与できる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
建築基準法第48条第1項 法別表第2(イ) 令130条の3	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		用途地域を第2種低層住居専用地域に変更することにより、150m以内の一定の小売店舗の建築が可能となる。また、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区や用途緩和型地区計画を活用することで対応が可能である。さらに、当該用途地域の良好な住居の環境を害するおそれがないものとして特定行政庁が認めて許可することによっても対応が可能である。		z1200039	国土交通省	・第1種低層住居専用地域における建築制限の緩和	5041	50410006	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	6	・第1種低層住居専用地域における建築制限の緩和	・大店法の廃止に伴い、中小小売店の活性化策が必要となっています。小型店は大店には出来ない店、住接近で消費者の利便性を図る事が重要な小型店の活性化策の一つと考えます。 ・将来高齢化社会の到来が確実化している。現状の大店店や商業集積中心の活性化策では、一人暮らしの老人が買物に行くだけでも一苦労してしまう可能性がある。生活に最低限必要な商品が身近で買物出来る環境を作ることが必要と考えます。		・現状コンビニエンスストアの来店客の過半数が歩いて5分以内のところから来店されている。また学生や若い人が居住を決定する場合の重要な判断材料としてコンビニエンスストアが近くにあるかという項目が上がっている。コンビニエンスストアが生活に密着した産業であるにも関わらず、住宅地に出店できない。また50m以内の店舗しか建てられない。 ・第2種低層住居専用地域同様、150m以内の店舗の建築を認めて欲しい。		
道路法第24条	道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。	d		既設歩道への車両出入口の設置に関しては、「1敷地に関して1箇所、6mまで」といった全国一律の運用基準はなく、道路管理者たる各地方公共団体において、それぞれ一般的な運用基準を定めつつ、歩行者の安全、沿道施設への車両の出入りの円滑等のバランスを考慮しながら、個別具体の箇所に応じて各道路管理者が適切に対応するものと考えます。		z1200040	国土交通省	・既設歩道車両出入口設置の規制の緩和	5041	50410007	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	7	・既設歩道車両出入口設置の規制の緩和	・既設歩道に車両出入口を設置する場合には1敷地に関して1箇所、6mまでとなっている。この基準を緩和して欲しい。 ・コンビニエンスストア店舗駐車場への乗り入れ口(切り下げ)の幅については各自治体等によって、統一した基準がある。しかし、今のような自動車社会を考慮すると一律の運用ではなく、例えば、幹線道路で歩行者の数が少ない場合には、安全性を充分配慮した上での切り下げ幅を広げられるような処置をして欲しい。		・この規制は歩行者保護の為に設けられていると思われるが、現行の規制では道路から駐車場へのスムーズな進入を妨げ、かえって交通の安全の阻害をしている。 ・車の接近性の確保により、店舗周辺の交通事故を未然に防げる。 ・車客はスムーズに出入りでき、さらに使いやすく快適な買物ができる。 ・車客の利便性のアップにより、出店の可能な立地が増える。 ・「入れやすく、出やすい」店舗が増え、店頭での事故防止に大きく寄与する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
昭和44年7月3日建設省令第3184号、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に定めるところによるものとする。	処理人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に定めるところによるものとする。 浄化槽の設計・施工上の運用指針にS A 3302、浄化槽の設計・施工上の運用指針	d		尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準はJIS A 3302により建築物の用途に応じて一般的な使用状況を想定して統一的に定められており、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供するコンビニエンスストアについても衛生上の観点から必要な処理能力を要求している。 なお、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から明らかに実状に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を推定することができることとされており、現行制度下において、実状に即した算定人員の設定が可能である。		z1200041	国土交通省	・浄化槽設置容量基準の見直し(人権算定基準の統一化)について	5041	5040012	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	12	・浄化槽設置容量基準の見直し(人権算定基準の統一化)について	・浄化槽設置容量基準、全国統一基準の設定		・建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準でコンビニエンスストアは従来、店舗、マーケットとして算定されていたが、「おでん、揚げ物等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は百貨店を適用するなどの配慮が必要である」ということで、人権の拡大は家主負担、加盟店投資増を招く。現状、コンビニエンスストアの算定基準が各自治体によって見解がまちまちであり不統一。 ・人権設定基準が曖昧であり、コンビニエンスストアと百貨店を同一視するのは現時的に考えても無理がある。また、ファーストフードの販売も、おでんしか販売しないチェーンもあれば揚げ物やシチュエーションも販売するチェーンもあるとので、単純に百貨店の基準を適用するのではなく、実情に即した算定基準を設定してほしい。	
道路整備特別措置法第2条の4、第7条の4、第7条の15、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	高速道路の料金については、道路整備特別措置法第11条に基づき、「新設、改築その他管理に要する費用で法令(施行令第1条の5)で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものではない」とされている。	b	-	高速道路の料金については、償還に与える影響や利用者の負担の公平性を確保することが必要であり、また、商業車、自家用車等の利用目的に応じた料金設定は、料金徴収業務上においても困難であるが、別納割引制度の廃止に伴い、大口・多頻度利用者の利便を図る新たな割引制度を検討中である。		z1200042	国土交通省	高速道路料金の軽減化	5048	5048008	11	社団法人 日本自動車工業会	8	高速道路料金の軽減化	商業車輻に対する高速道路料金の軽減を図ってもらいたい	現状、商業車輻に対する特別料金の設定はない。	貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱い事業法の改正により、運賃は自由化となったものの、実質的には以前から自由化状態にあり、運賃のデフレ化は進行の一途を辿っている。 高速道路料金が車輻の高率稼働を著しく阻害している。 又、現行料金は諸外国と比較し、驚異的に高い。	・重点要望項目

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路整備特別措置法第2条の4、11条 道路整備特別措置法施行令第1の5、第1の6	高速道路料金の車種区分については、より負担の公平を図る観点から、昭和63年の道路審議会答申を受けて、平成元年の料金改定において、それまで二輪車からマイクロバスや8トン未満の貨物自動車までが含まれていた普通車の区分を「中型車」、「普通車」、「軽自動車等」の3車種に分け、自動二輪車については、「軽自動車等」に区分している。	c	-	自動二輪車については、走行時に他の車種と同様に1車線を占有し、交通安全上必要な車間距離を確保する必要があり（占有者負担）、また法定の最高速度は他の車種と同様に100kmであること（受益者負担）、さらに照明、標識等に要する費用や道路巡回費用等に関して、他の車種と同様の負担を行うべきものと考えられること（原因者負担）から総合的に勘案すると軽自動車との差異はほとんどなく、同一の車種区分とすることは適正であると認識している。		z1200043	国土交通省	二輪独自の高速道路通行料金設定	5048	50480009	11	社団法人 日本自動車工業会	9	二輪独自の高速道路通行料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。	二輪車の高速道路通行料金は軽自動車と同額になっている。	四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。これは二輪車ユーザーに必要以上の経済的負担を強いている。	・重点要望項目
駐車場法第2条第4号	駐車場法第2条第4号は、同法における用語の意義を規定したものに過ぎず、自動二輪車の受け入れ可能な駐車施設の整備を規制するために設けられたものではない。	d	-	駐車場法には、自動二輪車の駐車場への受け入れを妨げるような規制はないため、現行駐車場法で十分対応可能であると認識している。 なお、駐車場の別置義務制度については、具体的内容は条例により定められている。		z1200044	国土交通省	自動二輪車の駐車場整備	5048	50480010	11	社団法人 日本自動車工業会	10	自動二輪車の駐車場整備	駐車場法の対象に大型自動二輪車、普通自動二輪車を含ませていただきたい。	自動二輪車（50ccを超えるもの）を受け入れる駐車場が減少である。	原動機付自転車（50cc以下）は、平成5年の自転車法の改正で自転車に原付自転車が含まれることになったため、自転車駐輪場への受け入れが可能になり、駐車スペースは徐々に増えつつある。しかし、自動二輪車（50ccを超えるもの）は、「自転車法」の対象外であるだけでなく、「駐車場法」からも除外されているため、自動二輪車の駐車可能な駐車場の設置及び改善が進まず、自動二輪車のユーザーの多くは、心ならずも路上駐車を余儀なくされるなど、その行動を阻害する要因となっている。	・重点要望項目

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道交法第47条の2、車両制限令第16条、車両の通行の制限について（昭和53年12月1日道路延長通達）、特殊な車両の通行の許可に関する具体的な処理について（昭和53年12月1日道路交通管理課長通達）	許可に係る協議手数料は、許可1件につき1,500円 許可の期間は最長1年間。	b		<p>手数料は、道路管理者間協議に必要な経費として徴収しているものであるが、これまで道路管理者間協議に要した時間・費用の実態と、現在の手数料計算方法と道路管理者間協議の実態について調査を行ってきたところであり、調査の結果を踏まえ見直しについて検討。</p> <p>許可の期間については、工事の実施等により道路の状況等が常に変化することを考慮し、制度創設当初は当該車両の通行の程度許可を行っていたが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から期間延長に努めた結果、現在は1年を上限としている。一方、特殊車両の5割以上は無許可で走行しており、更なる許可期間の延長については慎重な対応が必要。3月より電子申請システムを導入し、全国の申請状況を一元的に把握することが可能となることから、その他の申請状況、走行実態等を踏まえ、許可期間の更なる延長について検討。</p> <p>なお、許可申請率が向上する等、制度の適切な運用が図られれば、許可期間の更なる延長を行うことも可能。</p>		z1200045	国土交通省	特殊車両の通行許可申請手数料の見直し及び通行許可期間の延長について	5048	50480011	11	社団法人 日本自動車工業会	11	特殊車両通行許可申請における手数料設定の見直し	<p>下記項目についての見直しを要望 許可期間の延長： 現行の最長1年からの期間延長 個別申請化： 現行の5経路1パックを、1経路単位での申請に変更 更新時の手数料低減： 現行は新規申請時と更新時の手数料が同額 通行経路数に關係なく、更新時は手数料を一律として頂きたい。</p>	現行手数料は5経路を1パックとして、1-5経路=1,500円 6-10経路=3,000円と定められている。	更新（継続）申請も、新規と変わらない手数料である……手数料(枚数)に応じた手数料になっていない。	
道交法第47条の2、車両制限令第16条、車両の通行の制限について（昭和53年12月1日道路延長通達）、特殊な車両の通行の許可に関する具体的な処理について（昭和53年12月1日道路交通管理課長通達）	許可に係る協議手数料は、許可1件につき1,500円 許可の期間は最長1年間。	b		<p>手数料は、道路管理者間協議に必要な経費として徴収しているものであるが、これまで道路管理者間協議に要した時間・費用の実態と、現在の手数料計算方法と道路管理者間協議の実態について調査を行ってきたところであり、調査の結果を踏まえ見直しについて検討。</p> <p>許可の期間については、工事の実施等により道路の状況等が常に変化することを考慮し、制度創設当初は当該車両の通行の程度許可を行っていたが、特殊車両を通行させる者の負担軽減を図る観点から期間延長に努めた結果、現在は1年を上限としている。一方、特殊車両の5割以上は無許可で走行しており、更なる許可期間の延長については慎重な対応が必要。3月より電子申請システムを導入し、全国の申請状況を一元的に把握することが可能となることから、その他の申請状況、走行実態等を踏まえ、許可期間の更なる延長について検討。</p> <p>なお、許可申請率が向上する等、制度の適切な運用が図られれば、許可期間の更なる延長を行うことも可能。</p>		z1200045	国土交通省	特殊車両の通行許可申請手数料の見直し及び通行許可期間の延長について	5076	50760005	11	(社) 全日本トラック協会	5	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減並びに許可期間の延長について	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減並びに許可期間の延長について	申請手数料 1,500円/台、許可期間 年	平成16年3月末より特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続きの簡便化が図られたが、申請手数料については道路管理者間協議の時間・費用等の実態並びに手数料計算方法について調査を実施し検討するとされている。この検討ができるだけ速やかに実施し手数料を軽減された。また、一旦許可を得ても許可期間の更新が生じた場合は、変更申請が必要となり申請費用も別途必要となり、申請事業者の申請に係る事務負担とコストを軽減するため許可期間の延長を図られた。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
車両制限令第3条	セミトレーラ連結車の車長の一般的制限値は、高速自動車国道では16.5メートル、その他の道路では12メートル。 分割可能貨物を積載するセミトレーラ連結車の車長の許可限度は、積載物が車両投影面からはみ出さない範囲内で17メートル。	c		道路は一定の諸元の車両の通行を想定し、この車両が安全かつ円滑に通行できるように設計されており、車両制限令によって道路を通行する車両の寸法、重さ等の最高限度（一般的制限値）を定め（長さの軸間12m）、制限している。 長さの一般制限値（12m）を超える車両（長さ17mの場合にも）の通行にあつては、交差点などにおいて対向車線等を使さずに通行する場合は徐行することにより、対向車線等を侵す場合は、徐行及び前後に誘導車を配置することにより安全で円滑な通行を確保している。このため、個別に通行する車両の諸元と経路ごとに審査を行い、必要に応じて徐行などの通行条件を附して通行を許可しているのが現状。 その中で、直ちにすべての道路において長さの一般的制限値を引き上げ、17mまでの長さの車両が徐行などの通行条件なしに通行することを可能とすることは、安全等の観点から困難である。		z1200046	国土交通省	特殊車両通行許可制度における長さの緩和	5048	50480012	11	社団法人 日本自動車工業会	12	特殊車両通行許可制度における長さの緩和	車両制限令第3条で定められている長さの制限値を「セミトレーラ」については連結長12mから17mに数値の見直しをお願いしたい。	セミトレーラのうち、連結長が12mを超えものにについては、17mを限度として車両の長さに対する特殊車両通行許可の申請が必要である。	・車両の長さに関する制限値は、昭和36年にさだめられて以来改定されていない現状がある。 ・昨今の物流・道路事情に鑑みれば、12m超17m未満のセミトレーラでの運行は、申請手続きを要するほどの「特務」とはいえないと考ええる。	・重点要望項目
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊学有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第241号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c,d,e		「社会奉仕活動の拡大」 高齢で自動車を利用して移動する場合には、転倒の不安及び利用者の利便性の確保等の観点から移動困難な高齢者の許可を要することが必要である。ただし、災害発生時や避難バスの確保に際しては地方公共団体が自らバスを運行する場合は、道路運送法の規定に照らしてタクシー等に準じた交通機関によって移動制約が又は往復に際して十分な乗降サービスが確保できない場合は、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、乳幼児、児童の輸送については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「運送事業の経営の義務化」 運送事業の経営については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて厳格に審査すべきであり、また、行政指導の観点から一律に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業の円滑な運営を促すような指導の役割を担っていることである。 「運送事業の経営の義務化の明示」 現在、所定項目を規定することはしていないが、申請受付については基本的に輸送又は交通機関の確保と見られる。運送事業については現在経営の観点から、結果がもとより実質的なものであることとしている。また、運輸関係の事業者又は運輸関係事業者と関係が深い事業者については、 「申請主体の拡大」 輸送の安全及び利用者の利便性の確保が重要なことから、運送事業については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名義、運送事業となる自治体又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行業務の範囲と、運送に携わることが可能である。 「申請者の明確化」 道路運送法第41条1項に、既に道路運送法に基づく移動困難な高齢者等に利用されている訪問介護員等が道路運送法第80条第1項に許可を受けるための申請者であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした申請者である。このため、申請については既に規定している申請者ではない。		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5048	50480002	11	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての支援や子供の安全の確保のために、適量、適速を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第242号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 新機で自動車を利用して運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救済又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏勘して実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、非営利法人等に委託されるよう制度の整備を促していることである。 乗客協会の設置の申請窓口の明示 乗客協会の設置を規定することはしていないが、申請については基本的に協会は又は協会の設置と見られる。申請については現在協会の設置について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部局又は運輸支庁等に問い合わせられていることである。 申請者の選定 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請者の選定 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の申請を認めることとしている。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併せて同一手続を認めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5049	5049003	11	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないとの明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第243号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 新機で自動車を利用して運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救済又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏勘して実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、非営利法人等に委託されるよう制度の整備を促していることである。 乗客協会の設置の申請窓口の明示 乗客協会の設置を規定することはしていないが、申請については基本的に協会は又は協会の設置と見られる。申請については現在協会の設置について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部局又は運輸支庁等に問い合わせられていることである。 申請者の選定 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請者の選定 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の申請を認めることとしている。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併せて同一手続を認めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5049	5049004	11	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(運輸局 運輸支庁の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省告示第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省告示第244号）	c.d.e	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約を受けたり十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 乗客保護の改善の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体には、乗客保護の確保に資するよう制度の運用を奨励していることである。 乗客保護の確保の義務化の明示 乗客、乗客の口を指定することはないが、乗客が乗車している乗客の乗車又は交通制約を考慮される。乗客が乗車している乗客の乗車については乗客の乗車について乗客であり、結果が乗車と見なされることとしている。また、乗客の乗車又は乗客の乗車に際しては、乗客の乗車と見なされることとしている。 乗客の乗車 乗客の乗車及び利用者の利便の確保が重要なことから、乗客の乗車については一定の責務を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる乗客又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 乗客の乗車 乗客の乗車 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省244号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5049	5049006	11	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業の許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省244号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省244号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運送者及び（5）措置制置に記載事項を守る事が充分である。また、運輸支那への申請書類を預ける事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省告示第245号）	c.d.e	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約を受けたり十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 乗客保護の改善の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体には、乗客保護の確保に資するよう制度の運用を奨励していることである。 乗客保護の確保の義務化の明示 乗客、乗客の口を指定することはないが、乗客が乗車している乗客の乗車又は交通制約を考慮される。乗客が乗車している乗客の乗車については乗客の乗車について乗客であり、結果が乗車と見なされることとしている。また、乗客の乗車又は乗客の乗車に際しては、乗客の乗車と見なされることとしている。 乗客の乗車 乗客の乗車及び利用者の利便の確保が重要なことから、乗客の乗車については一定の責務を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる乗客又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 乗客の乗車 乗客の乗車 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省245号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5049	5049007	11	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運送者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考え、ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係によると考えられるは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第246号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 送迎協議会の設置の義務化 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層一層に義務化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、送迎協議会を設置し得るよう適切な支援を要していることである。 送迎、送迎口を指定することはしないが、輸送については基本的に輸送又は送迎制約者と考える。輸送については現在送迎口について指定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、送迎制約者の送迎又は送迎制約者に関する取組については、別途、送迎制約者の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、送迎主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、代表者となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理制約者のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡素化 国土交通省241号は、既に送迎運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、送迎法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5065	50650002	11	移動サービス市民活動全国ネットワーク	2	道路運送法80条第11項による福祉有償運送の必要性の周知と運営協議会の設置の徹底	道路運送法の許可申請を希望するNPO法人等がある場合、必ず、且つ速やかに地方自治体が「運営協議会」を設置するよう、通達に明記してほしい。	道路運送法の許可事業としての、福祉有償運送事業の実施	NPO等のサービスを利用する移動制約者が現実存在している地域において、運営協議会を設置する必要がないと断定している市町村があるが、必要性がないと断定することはできないはずである。	特にナン	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第247号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 送迎協議会の設置の義務化 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層一層に義務化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、送迎協議会を設置し得るよう適切な支援を要していることである。 送迎、送迎口を指定することはしないが、輸送については基本的に輸送又は送迎制約者と考える。輸送については現在送迎口について指定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、送迎制約者の送迎又は送迎制約者に関する取組については、別途、送迎制約者の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、送迎主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、代表者となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理制約者のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡素化 国土交通省241号は、既に送迎運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、送迎法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5065	50650003	11	移動サービス市民活動全国ネットワーク	3	国旅自第240号通達の4(2)、「運送の対象」における福祉有償運送の対象者拡大	国旅自第240号通達の4(2)、「運送の対象」の福祉有償運送において、乳幼児、児童、短期間のけが人や妊産婦を含めるべきである。	乳幼児、児童の下校後の移動のサポートによる子育て支援や通学支援、妊産婦、短期間のけが人を含む通院支援としての福祉有償運送事業の実施	利用対象者に乳幼児、児童が含まれていないこと。乳幼児や保護者のいない児童は単独では移動が困難であり、通園・通学はもちろん、子育てや子どもの安全を確保する点からも、利用対象者として認められるべきである。また、短期間の怪我や妊産婦などからは、次のような要望が寄せられている。「まだ頭のがやらかい新生児はゆっくりゆっくり走っていただきたい。タクシは、1くらゆっくりに走ってといても無理。また、妊産婦は足元が見えない上にふらついて転倒しやすい。荷物を持って、転ばないように手を背して欲しいのです。介助者つきの移動サービスは妊婦にこそ必要です。」	特にナン	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第248号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて柔軟に対応でき、また、行政指導の観点から柔軟に対応することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会を設置されるよう関係機関を依頼していることである。 乗降の安全確保の観点からの示唆 乗降、降車口を指定することはしていないが、乗付口については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる、乗降時においては乗降制約者について乗降中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸制約者の乗降又は乗降を輸送会社に依頼して行われていたとしてもよい。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗降、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5065	50650004	11	移動サービス市民活動全国ネットワーク	4	道路運送法80条第1項による福祉有償運送の許可が不要な団体の明確化	道路運送法80条1項の福祉有償運送の許可対象として、無償に近い任意団体によるボランティア活動や、補助金事業等の資金投入が明らかである事業について、取り扱いを明確化してほしい。	任意のボランティア団体による小規模の外出支援活動の実施	好意の謝礼程度しか受け取らない活動については、許可申請をする必要はないとされているが、不明確である。全国に小規模の任意のボランティア団体が数多くあり、ガソリン代の実費弁償は運送の対価に当たらないのではないかと。	特にナン	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第249号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて柔軟に対応でき、また、行政指導の観点から柔軟に対応することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会を設置されるよう関係機関を依頼していることである。 乗降の安全確保の観点からの示唆 乗降、降車口を指定することはしていないが、乗付口については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる、乗降時においては乗降制約者について乗降中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸制約者の乗降又は乗降を輸送会社に依頼して行われていたとしてもよい。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗降、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5065	50650005	11	移動サービス市民活動全国ネットワーク	5	道路運送法80条第1項による福祉有償運送の「運営協議会」設置の担当部署の明確化	自治体管内に福祉と交通の担当課が分かれているため、移動制約者の問題を担当する部署が明確にならない。福祉輸送にかかる担当部署を新しく配置、または特設を行う。	事務所所在地を含む活動圏内で道路運送法の許可事業として、福祉有償運送事業を行う。	運営協議会の設置主体は240号通達によって、地方自治体の中で福祉・交通施策担当課が双方で担当を譲り合う状態が生じており、運営協議会設置がなかなか進まないため。	特にナン	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第250号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 自費で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から乗客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望まれない。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備が図られていることである。 運賃協会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、乗付については基本的には乗付又は交通制約を考慮される。乗付については現在乗付額について乗付中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく乗客自動車運送事業に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続が設けられている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5068	5080002	11	特定非営利活動法人 福祉交通支援センター	2	道路運送法80条第1項による福祉有償運送の許可の条件整備としての「運営協議会」設置	厚生労働省と国土交通省は、全都道府県に運営協議会が設置されるよう指導すべきである。ガイドラインによる許可申請の猶予期間を概ね2年程度としていることから、平成16年度中に実現すべきものとして設置の義務化をお願いしたい。	道路運送法の許可を受けて行う福祉有償運送事業の実施	運営協議会の設置主体は240号通達に、地方公共団体が主事することが明記されているものの、実際には都道府県・市町村ともに協議会設置に消極的で、運営協議会が殆ど設置されていないから。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第251号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 自費で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から乗客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望まれない。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備が図られていることである。 運賃協会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、乗付については基本的には乗付又は交通制約を考慮される。乗付については現在乗付額について乗付中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく乗客自動車運送事業に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続が設けられている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5088	5080002	11	特定非営利活動法人北九州あいの会	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に乳幼児、見あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての規制や子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第252号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断すべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請書の明示 運賃、所収口を規定することはないが、申請に付いては基本的な輸送又は交通制約の解消と見られる。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、 申請書の簡素化 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称となる非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5088	50880003	11	特定非営利活動法人北九州あいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記したい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第253号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断すべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請書の明示 運賃、所収口を規定することはないが、申請に付いては基本的な輸送又は交通制約の解消と見られる。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、 申請書の簡素化 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称となる非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5088	50880004	11	特定非営利活動法人北九州あいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(運輸局)運輸局(運輸局)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第254号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。</p> <p>「乗客保護の改善の申請窓口の明示」 用途、所管官庁を指定することはしていないが、明記については基本的には又は交通関係部署と考える。都道府県については現在相談窓口について得意であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係部署又は運輸支局長等に問い合わせられていることである。</p> <p>「申請主体の拡大」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5088	50880006	11	特定非営利活動法人北九州あいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た非営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えてほしい。	国土交通省令第241号と国土交通省令第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えることができるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全（NPO等）が第80条の有償運送法第80条一項許可の取扱い第4項運送の条件（4）運送及び（5）損害賠償措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸支向への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第255号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。</p> <p>「乗客保護の改善の申請窓口の明示」 用途、所管官庁を指定することはしていないが、明記については基本的には又は交通関係部署と考える。都道府県については現在相談窓口について得意であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係部署又は運輸支局長等に問い合わせられていることである。</p> <p>「申請主体の拡大」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5088	50880007	11	特定非営利活動法人北九州あいの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運送法の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補充の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって自由に運営した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運送協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第256号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することは望ましい。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるような状況の発生を抑制していることである。 運賃協会の設置申請の届出の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、輸送については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。輸送経路については現在輸送経路について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5089	5089002	11	特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に乳幼児、見あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第257号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することは望ましい。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるような状況の発生を抑制していることである。 運賃協会の設置申請の届出の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、輸送については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。輸送経路については現在輸送経路について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5089	5089003	11	特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明確にしたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第258号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の福祉の増進に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運賃・料金の設定の柔軟化 運賃・料金の設定については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて柔軟に実施することができ、また、行政指導の観点から柔軟に実施することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、非営利団体の募集に当たっては、当該地域の状況に応じて柔軟に実施することとしている。また、運賃・料金の設定又は運賃・料金の決定に関与してはならないこととしている。 申請主体の拡大 福祉の安全及び利用者の利便の確保が必須となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の募集、運送主体となる非営利団体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に雇用等されている訪問介護等の関係法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5089	5089004	11	特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPOからの申請があった場合には市区町村長の責任で交付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部署が定まらずNPO等の困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(運輸局)運輸局(輸送)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第259号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の福祉の増進に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運賃・料金の設定の柔軟化 運賃・料金の設定については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて柔軟に実施することができ、また、行政指導の観点から柔軟に実施することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、非営利団体の募集に当たっては、当該地域の状況に応じて柔軟に実施することとしている。また、運賃・料金の設定又は運賃・料金の決定に関与してはならないこととしている。 申請主体の拡大 福祉の安全及び利用者の利便の確保が必須となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の募集、運送主体となる非営利団体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に雇用等されている訪問介護等の関係法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5089	5089006	11	特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運賃及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第264号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護等の改善の具体化」 運送協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。</p> <p>「乗客保護等の改善の具体化の明示」 乗客、乗客の口を規定することはしていないが、明記については基本的には乗客又は乗客の保護と見られる。乗客の口については乗客の口について規定中であり、結果が必ずしも公衆の安全に資することとしている。また、運送協議会の設置又は運送事業の取扱いに付いては、必ずしも乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送協議会については一定の責任を負うべきこととなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5097	50970006	11	特定非営利活動法人くらしの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えてほしい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてもらえるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えてほしい。	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第265号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護等の改善の具体化」 運送協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。</p> <p>「乗客保護等の改善の具体化の明示」 乗客、乗客の口を規定することはしていないが、明記については基本的には乗客又は乗客の保護と見られる。乗客の口については乗客の口について規定中であり、結果が必ずしも公衆の安全に資することとしている。また、運送協議会の設置又は運送事業の取扱いに付いては、必ずしも乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送協議会については一定の責任を負うべきこととなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5097	50970007	11	特定非営利活動法人くらしの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運送の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合的または補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策としては株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合的または補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって自由に運営した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運送協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第266号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から柔軟に判断することは困難である。しかしながら、地方公共団体の、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 乗客の確保 乗客の安全及び利用者の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであること、また、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を参照するための字句であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて簡素化の措置を講じていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5099	5099002	11	特定非営利活動法人福同たすけあいの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に乳幼児、見あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第267号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から柔軟に判断することは困難である。しかしながら、地方公共団体の、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 乗客の確保 乗客の安全及び利用者の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであること、また、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を参照するための字句であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて簡素化の措置を講じていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5099	5099003	11	特定非営利活動法人福同たすけあいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明確にしたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第268号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、乗客保護の確保に努められるよう制約の義務を課していることである。 「乗客保護等の確保の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送事業者については一定の責任を負うべきである。また、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続である。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5099	5099004	11	特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があった場合には市区町村長の責任で交付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部署が定まらずNPO等の困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(運輸局 運輸局担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第269号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、乗客保護の確保に努められるよう制約の義務を課していることである。 「乗客保護等の確保の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送事業者については一定の責任を負うべきである。また、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続である。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5099	5099006	11	特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱いの申請であるので、両者を差別取り取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ両者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4条運送の条件(4)運送者及び(5)乗客保護措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第272号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運営協議会が設置されるよう制度の改善を奨励していることである。</p> <p>「運送の安全性の確保」 道路の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併行して手続を簡素化している。</p>	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5100	51000003	11	特定非営利活動法人くるくる	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第273号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運営協議会が設置されるよう制度の改善を奨励していることである。</p> <p>「運送の安全性の確保」 道路の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併行して手続を簡素化している。</p>	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5100	51000004	11	特定非営利活動法人くるくる	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第276号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り前条自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の留意の義務化 運賃徴収の留意については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃徴収が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃徴収の留意の申請の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申請を行う際には基本的に輸送又は交通制約者等と認められる。申請書については現在申請書について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃徴収の確保に際しては、留意していることである。 申請書の様式 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付帯法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて簡素化の手続きを講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5100	5100008	11	特定非営利活動法人くくる	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第277号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り前条自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の留意の義務化 運賃徴収の留意については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃徴収が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃徴収の留意の申請の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申請を行う際には基本的に輸送又は交通制約者等と認められる。申請書については現在申請書について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃徴収の確保に際しては、留意していることである。 申請書の様式 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付帯法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて簡素化の手続きを講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	5101002	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第278号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断して対応すべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと理解である。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請に付いては基本的に輸送又は交通制約を考慮される。申請書には申請内容等について報告書であり、結果が否とより次期公表することとしている。また、運輸協会の設置又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、申請書の取扱い。 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するもの等であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	51010003	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第279号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断して対応すべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと理解である。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請に付いては基本的に輸送又は交通制約を考慮される。申請書には申請内容等について報告書であり、結果が否とより次期公表することとしている。また、運輸協会の設置又は運賃協会の設置に関し行われてきたこと、および、申請書の取扱い。 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するもの等であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	51010004	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年国自旅第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国自旅第280号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国自旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国自旅第80条第1項の許可を取るとの字種であるのに対し、国自旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	51010006	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年国自旅第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国自旅第281号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国自旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国自旅第80条第1項の許可を取るとの字種であるのに対し、国自旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	51010007	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして差を揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第282号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。申請書については現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃標準額に際しては行われてきたこと、および、 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃標準額については一定の責任を有する必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運賃標準額となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運賃に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併せて留意事項としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5101	51010008	11	特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係があるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に補い合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第283号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。申請書については現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃標準額に際しては行われてきたこと、および、 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃標準額については一定の責任を有する必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運賃標準額となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運賃に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併せて留意事項としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5102	51020002	11	福沢福祉ネットワークなおい	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第286号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の発生を促すよう適切な指導を奨励していることである。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省令第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省令第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5102	51020006	11	福祉福祉ネットワークなおい	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が240条の申請を行うことは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第287号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の発生を促すよう適切な指導を奨励していることである。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省令第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省令第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5102	51020007	11	福祉福祉ネットワークなおい	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてルールを揃えて頂きたい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第288号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の確保等の留意の義務化 運賃の確保等の留意については、地方公共団体の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃の確保が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃の確保等の留意の義務化の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、乗付については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。乗付額については現在乗付額について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保等に際しては、留意していることとしている。 申請者の選定 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に一定の手続きを定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5102	51020008	11	福祉福祉ネットワークなおい	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び遊球地の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第289号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の確保等の留意の義務化 運賃の確保等の留意については、地方公共団体の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃の確保が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃の確保等の留意の義務化の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、乗付については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。乗付額については現在乗付額について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保等に際しては、留意していることとしている。 申請者の選定 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に一定の手続きを定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030002	11	特定非営利活動法人児童地域福祉を考える会まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第290号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を要するよう制度の改正を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはないが、検討については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の申請であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡素化申請を済ませている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030003	11	特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第291号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を要するよう制度の改正を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはないが、検討については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の申請であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡素化申請を済ませている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030004	11	特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第292号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客保護の取組の徹底化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう関係機関等に働きかけていることである。 「乗客の安全確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制の整備、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030006	11	特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が受託運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第293号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客保護の取組の徹底化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう関係機関等に働きかけていることである。 「乗客の安全確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制の整備、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030007	11	特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人の安全性の確保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第294号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額の申請項目の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の役割又は運賃標準額に照らして行われてきたこと、および、申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5103	51030008	11	特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第295号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額の申請項目の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の役割又は運賃標準額に照らして行われてきたこと、および、申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040002	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第296号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を推奨されるよう関係官庁の役割としていることである。 「乗客協会の設置の申請書の明示」 乗客協会の設置を申請することはないが、申請書については基本的に輸送又は送客の確保と見られる。申請書については現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の申請又は送客の確保に際して行われてきたこと、および、 「申請書の拡大」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、乗客協会については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、代表者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業等に適用されている送客の送客等の送客法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請書について併用し同一手続を申請している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040003	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第297号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を推奨されるよう関係官庁の役割としていることである。 「乗客協会の設置の申請書の明示」 乗客協会の設置を申請することはないが、申請書については基本的に輸送又は送客の確保と見られる。申請書については現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の申請又は送客の確保に際して行われてきたこと、および、 「申請書の拡大」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、乗客協会については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、代表者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業等に適用されている送客の送客等の送客法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請書について併用し同一手続を申請している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040004	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第298号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保の確保」 乗客、乗客の確保については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省240条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040006	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第299号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保の確保」 乗客、乗客の確保については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省240条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040007	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略に頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第300号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算定の改善の義務化 運賃算定の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の募集に資するよう制度の改善を奨励しているところである。 運賃算定の改善申請書の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。都道府県については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の改善又は運賃算定機能に際し行われてきたこと、および、 申請書の記載 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5104	51040008	11	特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第301号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算定の改善の義務化 運賃算定の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の募集に資するよう制度の改善を奨励しているところである。 運賃算定の改善申請書の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。都道府県については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の改善又は運賃算定機能に際し行われてきたこと、および、 申請書の記載 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5105	51050002	11	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第304号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については既に簡便な手続を定めている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5105	51050006	11	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第305号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については既に簡便な手続を定めている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5105	51050007	11	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第306号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第306号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した地域に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利事業者が実施されるような制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、明定については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。顧客側については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保に際しては、適切な対応が求められることとしている。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃決定については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運賃決定となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運賃に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5105	51050008	11	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとと懸念される。	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第307号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した地域に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利事業者が実施されるような制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、明定については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。顧客側については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保に際しては、適切な対応が求められることとしている。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃決定については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運賃決定となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運賃に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060002	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第308号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政改革の観点から一時的に緩和することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 「乗客協会の設置の義務化の明示」 乗客協会の設置を義務化することはないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が認められる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸関係の部と関係していることである。 「申請者の選定」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060003	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じががいも	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第309号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政改革の観点から一時的に緩和することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 「乗客協会の設置の義務化の明示」 乗客協会の設置を義務化することはないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が認められる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸関係の部と関係していることである。 「申請者の選定」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060004	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じががいも	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第310号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 乗客保護の取置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、乗客保護の取置を実施するよう制約の義務を課していることである。 「乗客保護の取置の義務化の明示」 乗客保護の取置を実施することはないが、乗付については基本的には輸送又は送迎の乗客と見られる。乗付時には乗客保護の取置について乗客中であり、結果がたとえより大乗客中であることをしている。また、乗客保護の取置又は乗客保護の取置に際しては、乗客保護の取置を実施することはない。 「乗客の乗車」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、乗客の乗車については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている送迎の乗客等の送迎法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、国土交通省第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡素化を講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060006	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じがけも	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が送迎運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第311号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 乗客保護の取置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、乗客保護の取置を実施するよう制約の義務を課していることである。 「乗客保護の取置の義務化の明示」 乗客保護の取置を実施することはないが、乗付については基本的には輸送又は送迎の乗客と見られる。乗付時には乗客保護の取置について乗客中であり、結果がたとえより大乗客中であることをしている。また、乗客保護の取置又は乗客保護の取置に際しては、乗客保護の取置を実施することはない。 「乗客の乗車」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、乗客の乗車については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている送迎の乗客等の送迎法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、国土交通省第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡素化を講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060007	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じがけも	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を無くして頂きたい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第312号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動的送迎又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が示されるよう制度の整備を奨励していることである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所収額を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通送迎事業と見られる。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃標準額に照らして行われていたとしてもよい。 申請書の形式 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5106	51060008	11	特定非営利活動法人在宅福祉の会じががいも	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとご懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第313号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動的送迎又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が示されるよう制度の整備を奨励していることである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所収額を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通送迎事業と見られる。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃標準額に照らして行われていたとしてもよい。 申請書の形式 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5107	51070002	11	地域たすけあいあゆみ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第314号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を奨励していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の申請と見られる。申請書については現在送迎申請について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5107	51070003	11	地域たすけあいあゆみ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第315号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を奨励していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の申請と見られる。申請書については現在送迎申請について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5107	51070004	11	地域たすけあいあゆみ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年国自旅第316号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国自旅第316号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の許可を促進するよう関係機関を依頼していることである。 「乗客確保の改善の具体化の示唆」 現状、所定回数を確保することはできないが、検討については基本的には輸送又は送迎制約者と見られる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は送迎自動車運送に際して行われてきたこと、および、 「乗客確保の改善」 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国自旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国自旅第80条第1項の許可を取るとの字句であるのに対し、国自旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に同一手続を適用している事 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5107	51070006	11	地域たすけあいあゆみ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が240号の運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年国自旅第317号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の許可を促進するよう関係機関を依頼していることである。 「乗客確保の改善の具体化の示唆」 現状、所定回数を確保することはできないが、検討については基本的には輸送又は送迎制約者と見られる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は送迎自動車運送に際して行われてきたこと、および、 「乗客確保の改善」 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国自旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国自旅第80条第1項の許可を取るとの字句であるのに対し、国自旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に同一手続を適用している事 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5107	51070007	11	地域たすけあいあゆみ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして手続を簡便にしたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第320号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置が求められるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が考慮される。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支庁輸送に問い合わせられていること。よし。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5108	51080003	11	東海市在宅介護事業助会の会 ふれ愛	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体のNPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第321号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置が求められるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が考慮される。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支庁輸送に問い合わせられていること。よし。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5108	51080004	11	東海市在宅介護事業助会の会 ふれ愛	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第322号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう関係機関を連携していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5108	51080006	11	東海市在宅介護事業助会の会 ふれ愛	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が支店運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第323号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう関係機関を連携していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5108	51080007	11	東海市在宅介護事業助会の会 ふれ愛	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてルールを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第324号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、明定については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の劣化又は運賃の増大に際しては、適切な対応を講じていくこととしている。 申請者の選定 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5108	51080008	11	東海市在宅介護事業助会の会 ふれ愛	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第325号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 新車で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の義務化の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、明定については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の劣化又は運賃の増大に際しては、適切な対応を講じていくこととしている。 申請者の選定 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	51090002	11	特定非営利活動法人ベタニア ホーム	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第326号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請の届出の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	51090003	11	特定非営利活動法人ベタニアホーム	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第327号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請の届出の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	51090004	11	特定非営利活動法人ベタニアホーム	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第328号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約を前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を前提として許可でき、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の改善を奨励していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	51090006	11	特定非営利活動法人ベタニアホーム	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第329号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約を前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を前提として許可でき、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の改善を奨励していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	51090007	11	特定非営利活動法人ベタニアホーム	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第330号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の代表が置かれるよう制度の運用を奨励しているところである。</p> <p>「運営協議会の設置の申請」 趣旨、目的等を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者等と考える。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運送業務の確保に際して行われてきたこと、および、</p> <p>「申請者の選定」 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に関与することが可能である。</p> <p>「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、簡素化について併行して検討を進めている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5109	5109008	11	特定非営利活動法人ベタニアホーム	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第331号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の代表が置かれるよう制度の運用を奨励しているところである。</p> <p>「運営協議会の設置の申請」 趣旨、目的等を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者等と考える。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運送業務の確保に際して行われてきたこと、および、</p> <p>「申請者の選定」 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に関与することが可能である。</p> <p>「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、簡素化について併行して検討を進めている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110002	11	特定非営利活動法人ひだまり	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第332号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を図っていることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。</p>	道路運送法第80条第11項	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110003	11	特定非営利活動法人ひだまり	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第333号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を図っていることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。</p>	道路運送法第80条第11項	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110004	11	特定非営利活動法人ひだまり	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第334号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保に努めるよう指導の役割を担っていることである。 「乗客確保の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を取るとの字句であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110006	11	特定非営利活動法人ひだまり	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が240号申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第335号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保に努めるよう指導の役割を担っていることである。 「乗客確保の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を取るとの字句であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110007	11	特定非営利活動法人ひだまり	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第336号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃協議会の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の申請口の開示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請口については基本的に輸送又は送迎の申請書と見られる。申請書については現在申請窓口について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の強化又は運賃協議会との関係については、引き続き検討中である。 申請書の形式 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5110	5110008	11	特定非営利活動法人ひだまり	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係あるとは考えられない。事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第337号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃協議会の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の申請口の開示 運賃、所収口を規定することはしていないが、申請口については基本的に輸送又は送迎の申請書と見られる。申請書については現在申請窓口について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の強化又は運賃協議会との関係については、引き続き検討中である。 申請書の形式 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	5111002	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第338号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路閉鎖が原因となった場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一時的に緩和することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を促されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客協会の設置の申請窓口の明示」 用途、所管官庁を規定することはしていないが、申請については基本的に福祉又は交通弱者の団体と見られる。申請については現在福祉窓口について得意中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の窓口又は運輸関係窓口に関与していただいてもよい。 「申請主体の拡大」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併し類し申請を許していることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	51110003	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわかや愛知	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第339号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路閉鎖が原因となった場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客協会の設置の義務化」 乗客協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一時的に緩和することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を促されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客協会の設置の申請窓口の明示」 用途、所管官庁を規定することはしていないが、申請については基本的に福祉又は交通弱者の団体と見られる。申請については現在福祉窓口について得意中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の窓口又は運輸関係窓口に関与していただいてもよい。 「申請主体の拡大」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併し類し申請を許していることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	51110004	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわかや愛知	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱い」(平成16年3月16日 国土交通省令第240号)	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況運転時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう適切な指導を奨励していることである。</p> <p>「乗客保護等の改善の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡易な手続を設けていることである。</p>	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	51110006	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわかや愛知	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。			
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱い」(平成16年3月16日 国土交通省令第241号)	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況運転時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう適切な指導を奨励していることである。</p> <p>「乗客保護等の改善の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡易な手続を設けていることである。</p>	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	51110007	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわかや愛知	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして差を無くして頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第342号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体が実施されるよう制度の改善を促しているところである。 運賃算出の改善の申請口の開示 運賃、所定運賃を算定することはしていないが、申請口については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる、顧客等については現在相談窓口について問合せであり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の改善又は運賃を輸送に際し行われてきたことにより、 申請者の匿名化 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5111	51110008	11	特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運送事業者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第343号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体が実施されるよう制度の改善を促しているところである。 運賃算出の改善の申請口の開示 運賃、所定運賃を算定することはしていないが、申請口については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる、顧客等については現在相談窓口について問合せであり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の改善又は運賃を輸送に際し行われてきたことにより、 申請者の匿名化 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送客法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	51120002	11	NPO法人ラルあゆみ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第344号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 乗客が自動車を利用して送迎を受ける場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。都道府県については現在送迎について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはしていない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく乗客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものを対象とする。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記について併用して申請を許していることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	51120003	11	NPO法人ラルあゆみ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第345号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 乗客が自動車を利用して送迎を受ける場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置申請の取扱いの明示 運賃、所収口を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。都道府県については現在送迎について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはしていない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく乗客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものを対象とする。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記について併用して申請を許していることである。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	51120004	11	NPO法人ラルあゆみ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第346号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することと併せて、しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう地方の役割を期待していることである。 「乗客保護の取置の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡便化を講じている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	51120006	11	NPO法人ラルあゆみ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が240号の申請を行うことは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第347号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することと併せて、しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう地方の役割を期待していることである。 「乗客保護の取置の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡便化を講じている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	51120007	11	NPO法人ラルあゆみ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてしてルを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第348号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的救急又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、見送りの機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の取組の義務化」 送客協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体に対し、送客協議会の設置を求められるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の取組の義務化」 乗客、乗客の乗降を確保することはできないが、乗客の安全については基本的には輸送又は交通手段の確保を求められる。乗客の乗降については乗客保護法に基づき行われており、結果がもとより実施が義務であることとしている。また、乗客保護の取組又は乗客保護の確保に努めなければならないこととしている。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、乗客の乗降については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「乗客の乗降」 送客協議会の設置を申請する旨の届出を提出する。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客、乗客の乗降を確保することはできないが、乗客の安全については基本的には輸送又は交通手段の確保を求められる。乗客の乗降については乗客保護法に基づき行われており、結果がもとより実施が義務であることとしている。また、乗客保護の取組又は乗客保護の確保に努めなければならないこととしている。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、乗客の乗降については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「乗客の乗降」 送客協議会の設置を申請する旨の届出を提出する。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客、乗客の乗降を確保することはできないが、乗客の安全については基本的には輸送又は交通手段の確保を求められる。乗客の乗降については乗客保護法に基づき行われており、結果がもとより実施が義務であることとしている。また、乗客保護の取組又は乗客保護の確保に努めなければならないこととしている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5112	5112008	11	NPO法人ラルあゆみ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第349号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的救急又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、見送りの機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の取組の義務化」 送客協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体に対し、送客協議会の設置を求められるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の取組の義務化」 乗客、乗客の乗降を確保することはできないが、乗客の安全については基本的には輸送又は交通手段の確保を求められる。乗客の乗降については乗客保護法に基づき行われており、結果がもとより実施が義務であることとしている。また、乗客保護の取組又は乗客保護の確保に努めなければならないこととしている。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、乗客の乗降については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、乗客となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「乗客の乗降」 送客協議会の設置を申請する旨の届出を提出する。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客、乗客の乗降を確保することはできないが、乗客の安全については基本的には輸送又は交通手段の確保を求められる。乗客の乗降については乗客保護法に基づき行われており、結果がもとより実施が義務であることとしている。また、乗客保護の取組又は乗客保護の確保に努めなければならないこととしている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	5113002	11	ほっと愛	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第350号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の義務化」 運送協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政指導の観点から一層に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促されるよう関係の改善を奨励していることである。 「乗客確保の義務化の明示」 前掲、前掲法を改正することはしていないが、明記については基本的に輸送又は送迎の事業者と見られる。都道府県については関係法改正について関係中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支庁輸送課に問い合わせられていること。よし。 「申請主体の拡大」 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前掲について併行して手続を簡便化している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	51130003	11	ほっと愛	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運送協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運送協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運送協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第350号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保の改善の義務化」 運送協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政指導の観点から一層に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送協議会の設置を促されるよう関係の改善を奨励していることである。 「乗客確保の義務化の明示」 前掲、前掲法を改正することはしていないが、明記については基本的に輸送又は送迎の事業者と見られる。都道府県については関係法改正について関係中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支庁輸送課に問い合わせられていること。よし。 「申請主体の拡大」 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前掲について併行して手続を簡便化している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	51130004	11	ほっと愛	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第352号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の許可を拒否されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客確保の留意の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を取るときの手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素化を済ませている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	51130006	11	ほっと愛	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が240号運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第353号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の許可を拒否されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客確保の留意の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を取るときの手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素化を済ませている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	51130007	11	ほっと愛	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして手続を簡素化して頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第354号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運賃標準額の引き上げの義務化 運賃標準額の引き上げについては、地方公共団体の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が引き上げられるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額の引き上げの申請書の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請に対しては基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在乗客等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸関係者等又は運輸事業者等に問い合わせられている。また、申請書の提出。 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併せて同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5113	5113008	11	ほっと愛	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第355号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運賃標準額の引き上げの義務化 運賃標準額の引き上げについては、地方公共団体の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃標準額が引き上げられるよう制度の整備を促しているところである。 運賃標準額の引き上げの申請書の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請に対しては基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在乗客等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸関係者等又は運輸事業者等に問い合わせられている。また、申請書の提出。 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併せて同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	5114002	11	NPO法人自立支援センター四岳館	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第356号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断すべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと併せて、しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請の口明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約を考慮される。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸協会の設置又は運賃協会の設置に関し、検討されていること、および、申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人情報を提供している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	51140003	11	NPO法人自立支援センター四岳館	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運賃協会の設置を拒むことは出来ないし、NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運賃協会の設置を拒むことは出来ないし、NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第357号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断すべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと併せて、しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請の口明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約を考慮される。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸協会の設置又は運賃協会の設置に関し、検討されていること、および、申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の名称となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人情報を提供している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	51140004	11	NPO法人自立支援センター四岳館	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊縁地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第358号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を受ける場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	51140006	11	NPO法人自立支援センター四岳館	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全な教育を担う。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が送迎運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊縁地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第359号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を受ける場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	51140007	11	NPO法人自立支援センター四岳館	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして手続を簡便にしたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊技地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第360号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運送事業者の設置の義務化 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運送事業者が設置されるよう制度の整備を促しているところである。 運送事業者の設置の義務化の明示 運送、前出口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在関係官庁について調査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部局又は運輸支庁等に問い合わせられている。お問い合わせ先は、国土交通省のウェブサイト。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併行して申請を許している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5114	51140008	11	NPO法人自立支援センター四岳館	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊技地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第361号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。 運送事業者の設置の義務化 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運送事業者が設置されるよう制度の整備を促しているところである。 運送事業者の設置の義務化の明示 運送、前出口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在関係官庁について調査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部局又は運輸支庁等に問い合わせられている。お問い合わせ先は、国土交通省のウェブサイト。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併行して申請を許している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150002	11	特定非営利活動法人移動ネットあいち	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第362号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を促されるよう関係官庁の役割を明確していることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者利便の確保の観点からの取扱い」 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名義、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。</p>	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150003	11	特定非営利活動法人移動ネットあい15	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第363号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を促されるよう関係官庁の役割を明確していることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者利便の確保の観点からの取扱い」 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名義、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めていることである。</p>	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150004	11	特定非営利活動法人移動ネットあい15	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土旅第364号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土旅第364号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう適切な指導を奨励していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡便な手続を講じている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150006	11	特定非営利活動法人移動ネットワークあいち	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土旅第365号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう適切な指導を奨励していることである。 「乗客の確保の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土旅第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡便な手続を講じている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150007	11	特定非営利活動法人移動ネットワークあいち	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土旅第241号と国土旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に着しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土旅第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第366号）		c.de	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に劣る十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、現状、災害の発生については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、乗客保護の確保が求められるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の確保の義務の明示」 乗客、前座席に指定することはしていないが、乗付については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。乗客等については乗客保護等について規定中であり、結果がもとより実施されることとしている。また、運輸制約者等の又は運送事業者等に問い合わせられている。よ。</p> <p>「乗客の乗車」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、乗客等については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる自治体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続である。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5115	51150008	11	特定非営利活動法人移動ネットあい15	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第367号）		c.de	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に劣る十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、現状、災害の発生については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとはならないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、乗客保護の確保が求められるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の確保の義務の明示」 乗客、前座席に指定することはしていないが、乗付については基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。乗客等については乗客保護等について規定中であり、結果がもとより実施されることとしている。また、運輸制約者等の又は運送事業者等に問い合わせられている。よ。</p> <p>「乗客の乗車」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、乗客等については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる自治体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続である。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160002	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第368号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう関係の調整を依頼していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するもの等であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡素な手続書が策定されている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160003	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第369号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう関係の調整を依頼していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはならないこと。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するもの等であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡素な手続書が策定されている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160004	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第370号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 新車で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を課すことができ、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の義務を課していることである。 「乗客確保等の確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160006	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第371号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 新車で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客確保等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を課すことができ、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の義務を課していることである。 「乗客確保等の確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託に関与することが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160007	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第372号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利団体の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の申請書の明示 運賃、所収の額を決定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保に際して行われてきたこと、および、 申請書の記載 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃決定については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃決定となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運賃に携わることが可能である。 申請書の記載 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5116	51160008	11	特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊楽地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第373号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協議会の設置の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利団体の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協議会の設置の申請書の明示 運賃、所収の額を決定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在協議中について報告中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運賃の確保に際して行われてきたこと、および、 申請書の記載 輸送の安全及び利用者の確保が重要となることから、運賃決定については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃決定となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運賃に携わることが可能である。 申請書の記載 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170002	11	特定非営利活動法人ノッポの会	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第374号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう関係の調整を依頼していることである。 運賃、所収口を規定することはしていないが、単位については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。単位については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはしていない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名義、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170003	11	特定非営利活動法人 ノッポの会	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第375号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう関係の調整を依頼していることである。 運賃、所収口を規定することはしていないが、単位については基本的に輸送又は送迎の経路と見られる。単位については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与してはしていない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運賃協会の設置については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名義、運賃協会の設置又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に関与することが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170004	11	特定非営利活動法人 ノッポの会	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第376号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう地方自治体の役割を期待していることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を適用している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170006	11	特定非営利活動法人 ノッポの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワーク」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワーク」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第377号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう地方自治体の役割を期待していることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を受けるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を適用している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170007	11	特定非営利活動法人 ノッポの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第378号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的送迎又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、非営利団体の許可が与えられるよう制度の改善を促しているところである。 有償運送の申請窓口の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通経路の確保と考える。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃を輸送に際し行われていたとしてもよい。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者の確保の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5117	51170008	11	特定非営利活動法人 ノッポの会	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第379号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的送迎又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るまでであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、非営利団体の許可が与えられるよう制度の改善を促しているところである。 有償運送の申請窓口の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通経路の確保と考える。申請書については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃を輸送に際し行われていたとしてもよい。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者の確保の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を許している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180002	11	特定非営利活動法人 たすけあい名古屋	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第380号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機関の側面又は運輸事業者の側面に限らなければならない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有するものの字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡易な手続書が設定されている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180003	11	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運賃協会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第381号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 運賃協会の設置申請窓口の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機関の側面又は運輸事業者の側面に限らなければならない。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に限定する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有するものの字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前者については既に簡易な手続書が設定されている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180004	11	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第382号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取組の強化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう関係機関等に働きかけることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180006	11	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第383号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取組の強化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう関係機関等に働きかけることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負わせることが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180007	11	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてそれを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に着しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いに於いて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いに於いて」（平成16年3月16日 国土交通省令第384号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に劣る十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の確保等の留意の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるような制度の整備を期待しているところである。 運賃協議会の設置の申請書の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申し込む際には基本的に輸送又は交通制約者と考えられる、顧客の属性については現在協議会について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の属性又は運賃の輸送に際して行われてきたこと、および、 申請書の記載 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運賃の確保については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に規定したものである。任意団体及び個人の属性、運賃の確保となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理制約者のもと、運賃に携わることが可能である。 申請書の記載 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を認めている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5118	51180008	11	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いに於いて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いに於いて」（平成16年3月16日 国土交通省令第385号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に劣る十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の確保等の留意の義務化 運賃協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるような制度の整備を期待しているところである。 運賃協議会の設置の申請書の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申し込む際には基本的に輸送又は交通制約者と考えられる、顧客の属性については現在協議会について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の属性又は運賃の輸送に際して行われてきたこと、および、 申請書の記載 輸送の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運賃の確保については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に規定したものである。任意団体及び個人の属性、運賃の確保となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理制約者のもと、運賃に携わることが可能である。 申請書の記載 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の送迎法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に個人申請を認めている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5119	51190002	11	福祉サポートセンターさわか名城	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第386号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協会の設置の申請窓口の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者等と考える。申請時には現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支局輸送課に問い合わせられている。お問い合わせ先は、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務のもと、運送に関与することが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて見直しを要していると考え 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5119	51190003	11	福祉サポートセンターさわか名城	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運賃協会の設置を拒むことは出来ない。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運賃協会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第387号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促しているところである。 運賃協会の設置の申請窓口の明示 運賃、所定運賃を決定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者等と考える。申請時には現在申請書について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係の部又は運輸支局輸送課に問い合わせられている。お問い合わせ先は、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務のもと、運送に関与することが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて見直しを要していると考え 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5119	51190004	11	福祉サポートセンターさわか名城	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第388号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の観点」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5119	5119006	11	福祉サポートセンターさわか名城	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第389号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の観点」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の設置を促すよう指導の役割を担っていることである。 「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5119	5119007	11	福祉サポートセンターさわか名城	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてそれを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第392号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を求められるよう制度の整備を検討していることである。</p> <p>「乗客の乗車制限」 乗客の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素化措置を講じている事業</p>	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5120	5120003	11	特定非営利活動法人 かくれんぼ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない、NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第393号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を求められるよう制度の整備を検討していることである。</p> <p>「乗客の乗車制限」 乗客の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続書の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素化措置を講じている事業</p>	z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5120	5120004	11	特定非営利活動法人 かくれんぼ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第394号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象事業の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう制度の改善を促していることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の権利の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5120	5120006	11	特定非営利活動法人 かくれんぼ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第395号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象事業の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護の取置の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方公共団体に、運送事業者の許可を付与するよう制度の改善を促していることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の権利の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5120	5120007	11	特定非営利活動法人 かくれんぼ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第396号）		c.de	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した地域に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、送迎協議会が円滑に実施されるよう適切な役割を担っているところである。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、送迎協議会が円滑に実施されるよう適切な役割を担っているところである。</p> <p>「乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる自治体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5120	5120008	11	特定非営利活動法人 かくれんぼ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び遊球地の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第397号）		c.de	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発生した地域に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約又は往復に供する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、送迎協議会が円滑に実施されるよう適切な役割を担っているところである。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、送迎協議会が円滑に実施されるよう適切な役割を担っているところである。</p> <p>「乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる自治体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5121	5121002	11	特定非営利活動法人 ゆめじろう	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国土交通省令第398号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会が実施されるよう制度の整備を促していることである。</p> <p>「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5121	51210003	11	特定非営利活動法人ゆめじろう	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国土交通省令第399号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会が実施されるよう制度の整備を促していることである。</p> <p>「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5121	51210004	11	特定非営利活動法人ゆめじろう	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくしにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第400号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況臨時乗降バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら乗降バスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可できずであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の募集を促すよう呼びかけることを奨励していることである。 「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を取るとの字種であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記について併用し同一手続書としている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5121	51210008	11	特定非営利活動法人ゆめじろう	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第401号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況臨時乗降バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら乗降バスを運行する場合や当該地域の輸送の現況に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見送、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の留意の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて助成して許可できずであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の募集を促すよう呼びかけることを奨励していることである。 「乗客の確保」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続書の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の国土交通省80条第1項の許可を取るとの字種であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記について併用し同一手続書としている事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5121	51210007	11	特定非営利活動法人ゆめじろう	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くして手続書を簡素化する。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第404号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと併せて、しかしながら、地方公共団体の、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を検討していることである。 運賃協会の設置の申請の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関し、行われてきたこと、および、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5122	51220003	11	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第405号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉鎖された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて柔軟に判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から柔軟に判断することと併せて、しかしながら、地方公共団体の、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を検討していることである。 運賃協会の設置の申請の明示 運賃、所収口を規定することはしていないが、明記については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。都道府県については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関し、行われてきたこと、および、 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を担うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については既に同一手続を適用している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5122	51220004	11	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第406号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況急時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に許可するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の募集や選定を行うよう適切な役割を担っていることである。</p> <p>「乗客の保護の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。</p>		21200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5122	51220006	11	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第407号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実況急時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の具体化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に許可するべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の募集や選定を行うよう適切な役割を担っていることである。</p> <p>「乗客の保護の確保」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。</p>		21200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5122	51220007	11	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第408号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化の明示」 乗客、乗客の保護を確保することは、明記されているが、明記されていないことは基本的には輸送又は交通制約者等と見られる。乗客の保護については現在乗客等について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運送を確保するために留意していただいてもよい。</p> <p>「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うべきである。また、運送事業者は、任意団体及び個人の場合、運送事業者となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続である。道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて簡便化の手続きを講じている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5122	51220008	11	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。		
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第409号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<p>「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。</p> <p>しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、非営利法人が実施されるよう制度の整備を促しているところである。</p> <p>「乗客保護の改善の義務化の明示」 乗客、乗客の保護を確保することは、明記されているが、明記されていないことは基本的には輸送又は交通制約者等と見られる。乗客の保護については現在乗客等について規定中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸制約者の安全又は運送を確保するために留意していただいてもよい。</p> <p>「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うべきである。また、運送事業者は、任意団体及び個人の場合、運送事業者となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続である。道路運送法第240条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて簡便化の手続きを講じている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230002	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第410号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 乗客協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 乗客協会の設置申請の明示 乗客協会の設置を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。申請書については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機関の側面又は運輸事業者側面に関与を促していることである。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有するもの手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて見直し調査を行っている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230003	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第411号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や輸送バスの廃止された場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 乗客協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政判断の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、乗客協会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 乗客協会の設置申請の明示 乗客協会の設置を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通制約者と考えられる。申請書については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機関の側面又は運輸事業者側面に関与を促していることである。 申請主体の拡大 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を有するもの手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併せて見直し調査を行っている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230004	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたたくし回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第412号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約を前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を設けておけることであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の厳格化を求めていることである。 「乗客の確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230006	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第413号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制約を前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて制約を設けておけることであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運送事業者の確保を促すよう制約の厳格化を求めていることである。 「乗客の確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が必須となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付法第80条第1項の許可を取扱えるための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230007	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてルールを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略に頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡便化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第414号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏勘して実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の募集や乗客を確保するよう適切な施策を講じているところである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所定運賃を規定することはしていないが、申請が行った際には基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。申請書等については現在関係官庁について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の劣化又は運賃水準の低下に懸念を有している場合も、より。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の募集、運送主体となる非営利団体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡易な手続を講じている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5123	51230008	11	特定非営利活動法人介護サービスくら	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。		特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運送事業者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第415号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路状況が悪化した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に必要十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、汽船の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃標準額の設置の義務化 運賃標準額の設置については、地方自治体が地域の実情を踏勘して実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、非営利団体の募集や乗客を確保するよう適切な施策を講じているところである。 運賃標準額等申請書の提出 運賃、所定運賃を規定することはしていないが、申請が行った際には基本的に輸送又は交通制約者等と見られる。申請書等については現在関係官庁について審査中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の劣化又は運賃水準の低下に懸念を有している場合も、より。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の募集、運送主体となる非営利団体又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて簡易な手続を講じている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240002	11	知多地域障害者生活支援センターらいび	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。		乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第416号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することとされている。しかしながら、地方自治体において、運営協議会が実施されるよう制度の整備を奨励していることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業業者に雇用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めていることである。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240003	11	知多地域障害者生活支援センターらいい	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第417号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することとされている。しかしながら、地方自治体において、運営協議会が実施されるよう制度の整備を奨励していることである。</p> <p>「輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業業者に雇用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めていることである。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240004	11	知多地域障害者生活支援センターらいい	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第418号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から道路運送法第80条第1項による許可が必要である。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客保護の改善の具体化」 運賃の適正な設定については、地方公共団体の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、運賃の適正な設定を促すよう指導の必要を認めていることである。 「乗客保護の改善の具体化の示し」 乗客、乗客の乗降を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することであり、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することである。乗客の安全、健康、移動の自由を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することである。 「乗客保護の改善の具体化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく道路運送法第80条第1項に規定されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項に許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第41項は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240006	11	知多地域障害者生活支援センターらひふ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が製造運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第419号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から道路運送法第80条第1項による許可が必要である。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 「乗客保護の改善の具体化」 運賃の適正な設定については、地方公共団体の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、運賃の適正な設定を促すよう指導の必要を認めていることである。 「乗客保護の改善の具体化の示し」 乗客、乗客の乗降を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することであり、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することである。乗客の安全、健康、移動の自由を確保することは、乗客の安全、健康、移動の自由を確保することである。 「乗客保護の改善の具体化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく道路運送法第80条第1項に規定されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項に許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第41項は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前項については併せて留意事項を併記している。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240007	11	知多地域障害者生活支援センターらひふ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてして差を揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号との間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第420号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的救急又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の留意の義務化 運賃徴収の留意については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃徴収が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃徴収の留意の厳格化の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通目的と認められる。顧客等については現在乗客等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸関係者等又は運賃徴収に際しては、あらかじめ、申し渡すこととする。 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5124	51240008	11	知多地域障害者生活支援センターらひふ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えられるのは著しい事実確認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第421号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの発着した後に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動的救急又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、現状、災害の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の留意の義務化 運賃徴収の留意については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃徴収が実施されるよう制度の整備を促しているところである。 運賃徴収の留意の厳格化の明示 運賃、前払金に規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通目的と認められる。顧客等については現在乗客等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公表することとしている。また、運輸関係者等又は運賃徴収に際しては、あらかじめ、申し渡すこととする。 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の場合、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡易な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5125	51250001	11	特定非営利活動法人りんりん	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第422号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡便化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置の義務化 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5126	51260002	11	特定非営利活動法人ネットワーク大府	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第423号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡便化することは望ましい。しかしながら、地方自治体には、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を促していることである。 運賃協会の設置の義務化 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続等の簡便化 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡便な手続を定めている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5126	51260003	11	特定非営利活動法人ネットワーク大府	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土旅第424号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することと併せて、しかしながら、地方公共団体に、運送協議会の設置を促すよう関係機関等に働きかけていることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の権利の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土旅第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取るとの字通であるのに対し、国土旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続であること、このため、前記について併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5126	51260004	11	特定非営利活動法人ネットワーク大府	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運送協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があるため、NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課）などを明確に指示願いたい。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土旅第425号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の権利の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客保護等の改善の義務化」 運送協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することと併せて、しかしながら、地方公共団体に、運送協議会の設置を促すよう関係機関等に働きかけていることである。 「乗客の保護」 乗客の安全及び利用者の権利の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡便化」 国土旅第241号は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を取るとの字通であるのに対し、国土旅第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続であること、このため、前記について併せて留意事項を併記している。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5126	51260006	11	特定非営利活動法人ネットワーク大府	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてペルを揃えて頂きたい。	国土旅第241号と国土旅第240号の間には「許可の取り扱い」に係る様式例等に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略化して頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土旅第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や高齢者が発生した場合には地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の義務化」 運送協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に義務化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送協会の設置を促されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客確保の義務化の明示」 用途、所管官庁を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が極めて顕著と認められる。都道府県については現在検討中について所管中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運送業務の確保に際して行われてきたこと、および、 「乗客確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に同一手続を適用している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5127	51270003	11	特定非営利活動法人ゆいの会	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示		地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 「対象乗客の拡大」 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や高齢者が発生した場合には地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約が又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。 「乗客確保の改善の義務化」 運送協会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に義務化することとされている。しかしながら、地方自治体に対し、運送協会の設置を促されるよう制度の運用を奨励していることである。 「乗客確保の義務化の明示」 用途、所管官庁を規定することはしていないが、明記については基本的には輸送又は交通制約が極めて顕著と認められる。都道府県については現在検討中について所管中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運送業務の確保に際して行われてきたこと、および、 「乗客確保の義務化」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うべきであることとなるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 「手続等の簡素化」 国土交通省241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付随法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については既に同一手続を適用している事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5127	51270005	11	特定非営利活動法人ゆいの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてしるを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土交通省240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項送迎の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第430号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃調整等の留意の義務化 運賃調整等の留意については、地方公共団体の実情を踏まえて調整し得るものであり、また、行政指導の観点から柔軟に調整することと理解される。しかしながら、地方公共団体の、非営利法人等に委任されるよう制度の運用を依頼していることである。 運賃調整等の留意の義務化の明示 運賃、所定運賃を超過することはしていないが、乗付については基本的には輸送又は送迎の経費と見られる。乗付額については現在乗付窓口について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃調整等の留意又は運送支障輸送に際して行われてきたこと、および、 申請者の匿名化 輸送の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5128	51280001	11	NPOさわやか豊田	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第431号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償送迎自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見守り、送迎の輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃調整等の留意の義務化 運賃調整等の留意については、地方公共団体の実情を踏まえて調整し得るものであり、また、行政指導の観点から柔軟に調整することと理解される。しかしながら、地方公共団体の、非営利法人等に委任されるよう制度の運用を依頼していることである。 運賃調整等の留意の義務化の明示 運賃、所定運賃を超過することはしていないが、乗付については基本的には輸送又は送迎の経費と見られる。乗付額については現在乗付窓口について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃調整等の留意又は運送支障輸送に際して行われてきたこと、および、 申請者の匿名化 輸送の安全及び利用者の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託と、運送に携わることが可能である。 申請者の匿名化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有する者の手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を済ませている事業 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5128	51280002	11	NPOさわやか豊田	2	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があること。NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第434号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の可否の柔軟化 運賃徴収の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて柔軟に判断でき、また、行政指導の観点から一律に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃徴収の取組が実施されるよう制度の整備を奨励しているところである。 運賃の徴収を申請書の添付の指示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申請に付いては基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃徴収の取組に際しては、以下のとおりである。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5128	51280006	11	NPOさわやか豊田	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直し頂くたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補充の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第435号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見守り、送迎の機能については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃の徴収の可否の柔軟化 運賃徴収の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて柔軟に判断でき、また、行政指導の観点から一律に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体において、運賃徴収の取組が実施されるよう制度の整備を奨励しているところである。 運賃の徴収を申請書の添付の指示 運賃、前払金に規定することはしていないが、申請に付いては基本的に輸送又は交通制約者等と認められる、顧客等については現在募集状況について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸機能の確保又は運賃徴収の取組に際しては、以下のとおりである。 申請書の提出 乗客の安全及び利用者の確保の確保が重要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものに限る。道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続書である。このため、前記については併せて同一手続書としている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5128	51280002	11	特定非営利活動法人あいの会 春日井まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第436号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を図っていることである。</p> <p>「乗客の乗降の安全確保」 乗客の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併し簡素化手続を講じている。</p>	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5129	51290003	11	特定非営利活動法人あいの会 春日井まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第437号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「運営協議会の設置の義務化」 運営協議会の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得る限りであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することを目指す。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置が求められるよう制度の整備を図っていることである。</p> <p>「乗客の乗降の安全確保」 乗客の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業に適用等されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を有するものの手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記については併し簡素化手続を講じている。</p>	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5129	51290004	11	特定非営利活動法人あいの会 春日井まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部署が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第438号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救急又は往復に際する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護等の改善の徹底化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運送事業者の選定に資するよう情報の提供を促していることである。</p> <p>「乗客保護等の徹底化」 乗客、乗客の乗降口を指定することはないが、乗付については基本的には乗又は交通系ICカード等と見られる。乗付については乗客の乗降口について乗客であり、結果があまりに厳格なものであることとしている。また、運送事業者の乗又は乗客の乗降口を指定してはならないこととしている。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の同法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に厳格な手続を定めている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5129	51290006	11	特定非営利活動法人あいの会 春日井まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットワークあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第439号）		NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救急又は往復に際する十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。</p> <p>「乗客保護等の改善の徹底化」 運送事業者の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて厳格に審査し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方自治体には、運送事業者の選定に資するよう情報の提供を促していることである。</p> <p>「乗客保護等の徹底化」 乗客、乗客の乗降口を指定することはないが、乗付については基本的には乗又は交通系ICカード等と見られる。乗付については乗客の乗降口について乗客であり、結果があまりに厳格なものであることとしている。また、運送事業者の乗又は乗客の乗降口を指定してはならないこととしている。</p> <p>「乗客の乗降」 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる非営利法人又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡便化」 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の同法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に厳格な手続を定めている。</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5129	51290007	11	特定非営利活動法人あいの会 春日井まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運輸の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合あるいは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所での助け合い活動が本質であり、行政の施策あるいは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合あるいは補充の関係であると考えられるのは著しい事実認識である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなる懸念される。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第440号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が及ぼされる十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することは望ましい。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を喫緊にしていることである。 運賃協会の設置申請書の明示 現在、所定項目を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。申請書については現在申請書に記載している内容であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併せて簡素化を講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5130	5130002	11	特定非営利活動法人やさしい手	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第441号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約が及ぼされる十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政改革の観点から一層に簡素化することは望ましい。しかしながら、地方自治体において、運賃協会の設置が求められるよう制度の整備を喫緊にしていることである。 運賃協会の設置申請書の明示 現在、所定項目を規定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は送迎の経路と考える。申請書については現在申請書に記載している内容であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の設置又は運賃協会の設置に関与していることにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、申請については併せて簡素化を講じている。 		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5130	5130003	11	特定非営利活動法人やさしい手	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体のNPO等からの申請があった場合には、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第442号）			<p>「対象乗降場の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約又は往復に際して十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客確保等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、非営利活動法人等に委任されるよう制度の改善を促していることである。</p> <p>「乗客確保等の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる非営利活動法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の同法第80条第1項の許可を参照するための字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア乗送を主とした手続である。このため、前記について併せて簡素化を促していることである。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5130	5130004	11	特定非営利活動法人やさしい手	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課（内閣府への申請の担当窓口）、交通対策課（運輸局 運輸支局の担当窓口）、福祉課（高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、）などを明確に指示願いたい。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第443号）			<p>「対象乗降場の拡大」 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約又は往復に際して十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客確保等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体の実情を踏まえて適切に判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一層に厳格化することを目指す。しかしながら、地方公共団体に、非営利活動法人等に委任されるよう制度の改善を促していることである。</p> <p>「乗客確保等の義務化」 乗客の安全及び利用者の確保が重要となることから、運送事業者については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、運送事業者となる非営利活動法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用等されている訪問介護等の同法第80条第1項の許可を参照するための字種であるのに対し、道路運送法第40号は、NPO等によるボランティア乗送を主とした手続である。このため、前記について併せて簡素化を促していることである。</p>		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5130	5130006	11	特定非営利活動法人やさしい手	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないINPO（任意団体、個人）のためにNPO法人の中間支援団体（任意団体、個人）が運輸支局へ申請することを認めてほしい。	NPO法人の中間支援団体とえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないINPO（任意団体、個人）が中間支援団体（NPO法人）に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が長距離運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第444号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送法第80条第1項による許可が必要である。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救済又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算定の改善の義務化 運賃算定の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施して対応すべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃算定の改善が求められるよう制度の改善を検討しているところである。 運賃の算定方法及び申請書の提出の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通弱者の輸送と見られる。申請書については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係者の意見又は運輸関係者等に伺っていただいている。よ。 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく有償自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併行して申請を許している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5130	5130007	11	特定非営利活動法人やさしい手	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業の許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国土交通省241号と国土交通省240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。また、運輸支局への申請書類を預ける事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	
道路運送法第80条第11項 「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第445号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c.de		<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送法第80条第1項による許可が必要である。ただし、災害発生時や避難バスの発生した場合には地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動的救済又は往復に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算定の改善の義務化 運賃算定の改善については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施して対応すべきであり、また、行政指導の観点から一律に強制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃算定の改善が求められるよう制度の改善を検討しているところである。 運賃の算定方法及び申請書の提出の明示 運賃、所収額を算定することはしていないが、申請については基本的に輸送又は交通弱者の輸送と見られる。申請書については現在検討中について報告中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運輸関係者の意見又は運輸関係者等に伺っていただいている。よ。 申請書の提出 輸送の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に携わることが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく有償自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を認めるための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、制度については併行して申請を許している事業 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5131	5131002	11	NPO法人絆	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び過疎地有償運送」にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日 国土交通省令第448号）			<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 新機で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約又は往復に供する十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り送客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう指導の必要を認めていることである。 運賃協会の設置申請の取扱い 運賃、乗降口を指定することはしていないが、乗付については基本的に協会の規定が適用される。協会の規定については関係自治体について問合せであり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の規定又は運賃協会の規定に抵触していないことにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の規定については一定の責任を有する必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の規定又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運賃に関与することが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業に適用されている送客自動車運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア乗送を申請する手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5132	51320005	11	ケアサポーターズさわやかとよあけ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第4条又は第43条による事業の許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国土旅第241号と国土旅第240号との間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第1項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国土旅第240号の道路運送法第80条第1項の許可の取扱い第4項運送の条件（4）運転者及び（5）損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び過疎地有償運送」にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日 国土交通省令第449号）			<ul style="list-style-type: none"> 対象乗客の拡大 新機で自動車を利用して送客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から送客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や道路が閉ざされた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の乗客の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約又は往復に供する十分な乗送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り送客自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な乗送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃協会の設置の義務化 運賃協会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断して判断すべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、運賃協会の設置を促されるよう指導の必要を認めていることである。 運賃協会の設置申請の取扱い 運賃、乗降口を指定することはしていないが、乗付については基本的に協会の規定が適用される。協会の規定については関係自治体について問合せであり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃協会の規定又は運賃協会の規定に抵触していないことにより、 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の利便の確保が重要なことから、運賃協会の規定については一定の責任を有する必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運賃協会の規定又は非営利法人等に所属する者で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運賃に関与することが可能である。 手続書の簡素化 道路運送法第41条は、既に道路運送法に基づく送客自動車運送事業に適用されている送客自動車運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア乗送を申請する手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5133	51330005	11	愛知県	5	福祉有償運送における運営協議会を地方運輸局が必要に応じて設置する	「福祉有償運送及び過疎地有償運送」に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日 国土交通省令第449号）に基づき福祉有償運送制度において、地方公共団体が主催する運営協議会を設置することとされているが、これを運送に関する許可権限を有する地方運輸局がその必要性に応じて設置し、主宰することとする。	「福祉有償運送及び過疎地有償運送」に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日 国土交通省令第449号）に基づき福祉有償運送制度において、地方公共団体が主催する運営協議会を設置することとされているが、これを運送に関する許可権限を有する地方運輸局がその必要性に応じて設置し、主宰することとする。	福祉有償運送において同法に基づき運送に関する許可権限を有するのは地方運輸局である。この許可権限の無い地方公共団体が運営協議会を設置し主宰したとしても、関係者の意見調整の場を設けるだけであり、道路運送法との整合性の観点からの調整を困難である。仮に、運営協議会における意見や調整結果が地方運輸局の許可に当たっての参考意見を聞く場であるとすれば、地方運輸局が直接主宰すべきものである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第450号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは適当である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであること、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を有する者の申請に限り適用されることに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5134	51340003	11	移動サービスネットワークみやぎ	3	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	運送の対象者に乳幼児・児童を追加する。	乳幼児や保護者が同行できない児童は単独での移動が困難であり、子育ての援助や安全確保のために、通風、通学を含めて利用対象者として認められるべきである。	
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第450号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や障がい者が発生した場合に地方公共団体が自ら送迎バスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等が公共交通機関によっては移動制約者又は住民に与える十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運営協議会の設置の義務化 運営協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて判断し得るべきであり、また、行政指導の観点から一律に義務化することは適当である。しかしながら、地方自治体に対し、運営協議会の設置を促されるよう制度の改善を検討していることである。 申請書の簡素化 輸送の安全及び利用者利便の確保が重要なことから、運送主体については一定の責任を負うべきであること、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、運送に携わることが可能である。 申請書の簡素化 道路運送法第241号は、既に道路運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の付添法第80条第1項の許可を有する者の申請に限り適用されることに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前記について併せて同一手続を設けていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5134	51340004	11	移動サービスネットワークみやぎ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会設置義務の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合運営協議会の設置を拒むことはできない。	運営協議会が必要という市町村団体担当者の発言がある。運営協議会の設置を拒否することはできない旨明記願いたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第452号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客乗車等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて厳格に審査すべきであり、また、行政指導の観点からルールに厳格化することは望まれる。しかしながら、地方公共団体の、非営利団体の設置が求められるような制約の厳格化は認められることである。</p> <p>「乗客乗車等の改善の義務化の明示」 乗客、乗車口を指定することはしていないが、乗客については基本的に輸送又は送迎の目的と見られる。乗客の乗車については乗客乗車等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公共することとしている。また、乗客乗車等の乗車又は送迎の乗車等に際しては、乗客乗車等である。</p> <p>「乗客乗車等の改善」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うべきであることである。法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている事業</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5134	51340005	11	移動サービスネットワークみやぎ	5	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付窓口の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合は都道府県または市区町村の責任で受け、責任ある調整をお願いしたい。	運営協議会の設置主体が市町村を基本単位としつつも広域や都道府県でも可能とされていることにより都道府県と地区町村が双方担当を譲り合う状態が生じている。また、市区町村において担当部署の譲り合いも生じている。申請窓口を明確に指示、受け付けるよう明記願いたい。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第453号）	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<p>「対象車種等の拡大」 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時や避難バスの取止められた場合に地方公共団体が自らバスを運行する場合や当該地域の輸送の確保に際してタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り乗客自動車による有償運送を許可していることである。</p> <p>しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められる。</p> <p>「乗客乗車等の改善の義務化」 運送事業者の設置については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて厳格に審査すべきであり、また、行政指導の観点からルールに厳格化することは望まれる。しかしながら、地方公共団体の、非営利団体の設置が求められるような制約の厳格化は認められることである。</p> <p>「乗客乗車等の改善の義務化の明示」 乗客、乗車口を指定することはしていないが、乗客については基本的に輸送又は送迎の目的と見られる。乗客の乗車については乗客乗車等について乗客中であり、結果がまとまり次第に公共することとしている。また、乗客乗車等の乗車又は送迎の乗車等に際しては、乗客乗車等である。</p> <p>「乗客乗車等の改善」 輸送の安全及び利用者利便の確保が必要となることから、運送事業者については一定の責任を負うべきであることである。法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送事業者となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理業務の委託、委託を受けることが可能である。</p> <p>「手続等の簡素化」 道路運送法第41項は、既に道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第40条は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に簡素な手続を定めている事業</p>		国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5134	51340006	11	移動サービスネットワークみやぎ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人（NPO等）が第80条の有償運送許可を得る場合の差別を撤廃していただきたい。	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が訪問介護員の持ち込み車両を一括登録という容易な方法で使用でき非営利法人（NPO等）が持ち込み車両を全て許可申請しななければならないのは不公平である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱い」(平成16年3月16日 国土交通省令第240号)	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実運送時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の福祉の増進に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約又は往復に十分な乗換サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な乗換サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得るものであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、非営利団体の乗客に運賃を課せられるよう制度の改善を促していることである。 運賃算出の改善申請書の提出 用途、所定運賃を算定することはしていないが、明細については基本的に福祉又は交通制約と見なされる。都道府県については現在見直し等について検討中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃算出の改善又は運賃算出の改善に関し行われてきたこと、および、 申請書の提出 福祉の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を行っている事業 	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5138	51380004	11	特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	4	ボランティアによる福祉有償車両の明示	地方公共団体の運賃算出の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があった場合には市区町村長の責任で交付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運賃算出の設置を申請しても窓口をら回しにされて、受付の部署が定まらずNPO等の困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣への申請の窓口)交通対策課(運輸局 運輸局担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。		
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊球地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱い」(平成16年3月16日 国土交通省令第240号)	c.de	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、乗客の安全及び利用者の利便の確保等の観点から道路運送事業の許可を受けなければならない。ただし、実運送時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や当該地域の福祉の増進に際してタクシー等以外の交通機関によっては移動制約又は往復に十分な乗換サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償自動車による有償運送を許可していることである。 しかしながら、見直し、改善の観点については、必ずしも必ず交通機関による十分な乗換サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 運賃算出の改善の義務化 運賃算出の改善については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて実施し得るものであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方公共団体に、非営利団体の乗客に運賃を課せられるよう制度の改善を促していることである。 運賃算出の改善申請書の提出 用途、所定運賃を算定することはしていないが、明細については基本的に福祉又は交通制約と見なされる。都道府県については現在見直し等について検討中であり、結果がまとまり次第公表することとしている。また、運賃算出の改善又は運賃算出の改善に関し行われてきたこと、および、 申請書の提出 福祉の安全及び利用者の利便の確保が必要となることから、運送主体については一定の責任を負う必要があるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の名称、運送主体となる非営利又は非営利法人等に所属する形で、当該団体の責任において行う運行管理体制のもと、運送に関与することが可能である。 申請書の提出 道路運送法第41号は、既に道路運送法に基づく道路運送事業業者に適用されている訪問介護等の道路運送法第80条第1項の許可を得るための手続であるのに対し、道路運送法第240号は、NPO等によるボランティア輸送を対象とした手続である。このため、前者については既に届け出申請を行っている事業 	±1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5138	51380006	11	特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国土交通省第241号と国土交通省第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国土交通省第240号の道路運送法第80条一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運賃及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送法第80条第11項	「福祉有償運送及び遊学有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号） 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日 国土交通省令第458号）		c.d.e	<ul style="list-style-type: none"> 対象車種等の拡大 有償で自動車を利用して送迎する場合には、乗客の安全及び利用者の確保等の観点から送迎自動車運送事業の許可を受けなければならない。ただし、災害時や臨時バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら臨時バスを運行する場合や送迎地域内の乗送の現況に照らしてタクシー等が公共交通機関によっては送迎が困難又は住民に大きな負担を課すことがない場合は、公共が極めて高い場合に限り送迎自動車による有償運送を許可しているところである。 しかしながら、見直し、改善の観点からは、必ずしも公共交通機関による送迎サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 送迎協議会の設置の義務化 送迎協議会の設置については、地方自治体が地域の実情を踏まえて実施し得るべきであり、また、行政指導の観点から一層に規制することは困難である。しかしながら、地方自治体に対し、送迎協議会の設置を促すよう規制の整備を検討しているところである。 送迎協議会の申請数口の明示 用途、用途区分を規定することはできないが、申請に付しては基本的には用途又は送迎目的を明示し得るべきであり、申請については用途が送迎に付して得るべきであり、結果がもとより実務上公認することとしている。また、送迎協議会の設置又は送迎業務の開始に際し行われていたとしてもよい。 申請主体の拡大 乗客の安全及び利用者の確保の観点から必要となること、乗送主体については一定の責任を負うことが必要となるため、法人に限定したものである。任意団体及び個人の乗客、送迎主体となる自治体又は任意団体法人等に所属する形で、送迎業務の責任において行う運行管理者等のもと、送迎に携わることが可能である。 手続等の簡便化 国土交通省241号は、既に送迎運送法に基づく送迎自動車運送事業者に適用されている送迎の要件等の送迎法第80条第1項の許可要件を定める字種であるのに対し、国土交通省240号は、NPO等によるボランティア乗送を対象とした字種である。このため、乗送について任意団体法人申請を認めていることである。 		z1200047	国土交通省	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和	5138	51380007	11	特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していたくない。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運輸者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補充の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策としては株式会社等への収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補充の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。充たさざれば地域に密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものと想定される。	
道路運送車両法第75条（平成26年法律第185号） 道路運送車両の保安基準 第17条（昭和26年運輸省令第67号）	道路運送車両の保安基準においては、LPガス自動車のガス容器等の燃料装置に関する基準を規定しており、ガス容器については、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであることとされている。	e	-	自動車の検査の際においては、ガス容器を含め部品や装置の取り外しをすることなく、保安基準への適合性を確認している。		z1200048	国土交通省	LPガス自動車における燃料容器・付属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	5058	50580007	11	コブ低公害車開発 株式会社	1	LPガス自動車における燃料容器・付属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	<p>1. LPガス自動車の燃料容器・付属品のUN-ECE基準67号（LPG車の構造）への整合</p> <p>2. UN-ECE基準67号の適合性の燃料容器・付属品の国内検査の省略</p> <p>3. 日本におけるUN-ECE基準67号の検査認証機関を高圧ガス保安協会を指定現況のLPガス自動車は「燃料タンク・バルブ等」と「自動車本体」がそれぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法では、自動車の国際基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合性は、部品単位、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で登録検査のため車用からおうると、国土交通省の型式認定制度を取ることができず、世界共通で「自動車本体の国際基準」としてECE基準又はグローバル協定として相互認証又は認証の受入（国内検査の省略）が行われており、約30万台のLPガス自動車が行われている。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合化」が行われ、国際基準と整合化が行われることで、世界中でこの基準を満たした製品の輸入や走行は、大半の国で相互認証又は相互認証されているが、日本だけは、いづれも認められない。このため、ユーザーは選択する権利を失うと共に、日本からのLPガス自動車輸出も困難となり、国際競争力の低下も懸念される。本要望は燃料容器・付属品について、UN-ECE自動車基準との整合を要望し、法令の改正を求めるものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> UN-ECE基準67号に適合した部品を使用したLPガス自動車の販売、改造 UN-ECE基準67号に適合した部品を使用した海外LPガス自動車の国内販売 海外向けにUN-ECE基準67号に適合したLPガス自動車の輸出 市 増設 約収増設 	<p>現況のLPガス自動車では「燃料タンク・バルブ等」と「自動車本体」がそれぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法では、自動車の国際基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合性は、部品単位、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で登録検査のため車用からおうると、国土交通省の型式認定制度を取ることができず、世界共通で「自動車本体の国際基準」としてECE基準又はグローバル協定として相互認証又は認証の受入（国内検査の省略）が行われており、約30万台のLPガス自動車が行われている。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合化」が行われ、国際基準と整合化が行われることで、世界中でこの基準を満たした製品の輸入や走行は、大半の国で相互認証又は相互認証されているが、日本だけは、いづれも認められない。このため、ユーザーは選択する権利を失うと共に、日本からのLPガス自動車輸出も困難となり、国際競争力の低下も懸念される。本要望は燃料容器・付属品について、UN-ECE自動車基準との整合を要望し、法令の改正を求めるものである。</p>	<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年旧通産省規制課和要望事項 平成11年旧経済企画庁（現内閣府）OTO申立て内容 駐日欧米委員会代表部 要望事項 UN-ECE基準とは

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路運送車両法第80条第1項 道路運送車両法施行規則第57条	自動車分解整備事業を行うための設備基準は、道路運送車両法施行規則第57条に定められており、普通自動車及び小型自動車の動力伝達装置等を分解整備するには少なくとも5.3m ² の作業面積が必要とされている。	c		5.3m ² との面積要件は、自動車の分解整備に必要な作業機械を備えた上で、分解整備を安全かつ確実に行うにあたり必要最小限のものであり、これ以上作業面積を小さくしてしまうと、分解整備作業に従事する従業員の安全が確保できないばかりか、適切な分解整備ができなくなるおそれを生じることとなるため、現行基準の規制緩和は困難である。		z1200049	国土交通省	SS（給油所）に併設する作業面積に係る規制の見直し	5063	50630003	11	石油連盟	3	SS（給油所）に併設する作業面積に係る規制の見直し	SS（給油所）に車両整備工場を併設する場合、道路運送車両法により、作業面積は「53m ² 以上」とすることが定められている。しかしながら、建築基準法より第1種ならびに第2種住居地域における整備工場は、「53m ² 以下」にするよう定められており、同地域では、僅か「3m ² 」の差異で車両整備工場を併設したSSを展開することができない。したがって、道路運送車両法上の作業面積基準を「53m ² 以上」から「50m ² 以上」に引き下げていただきたい。	車検期間の延長等により、自動車ユーザーの車両メンテナンスに対する自己管理意識が高まるなかで、約50,000ヶ所に及び全国のSSネットワークを活用し、車両整備工場をSSに併設することは、消費者の利便性向上に大きく貢献するため、第1種、第2種住居地域においても、こうした高付加価値型SSを設けられるようにしていただきたい。	説明資料 【SS（給油所）に併設する作業面積に係る規制の見直し要望】	
通訳案内業法第5条	通訳案内業試験は、外国語、日本地理、日本歴史、産業、経済、政治及び文化に関する一般常識、人物考査について行う。	b		通訳案内業試験の試験科目については、単に知識を問うためのものではなく、通訳案内のために真に必要な知識は何かという見地から、試験問題の内容の再検証を行っている。この中で、今年度試験から従来の1次試験、3次試験を統合するとともに、日本地理、日本歴史、産業、経済、文化に関する一般常識については、マークシート方式の導入を行ったところであり、今後試験内容の適正化に向けた検討を行っていく。		z1200050	国土交通省	通訳案内業の試験科目の変更および試験内容の変更	5064	50640028	11	株式会社東京リーガルマインド	26	通訳案内業の試験科目の変更および試験内容の変更	現行試験を、より実務に即した内容の試験にしたいため、案内標識に盛り込むべき情報等の決定手法や乗客への配慮方法に関する問題を出題し、また外国人旅行者等を適切に誘導する案内手法を実際に会話試験の中で試験すること	通訳案内業に、外国人旅行者と外国語でコミュニケーションを図り、もって日本を紹介していく、といういわば「民間の外交官」的な役割を果たさせ、外国人旅行者の増大を図る	外国語の筆記試験については、受験者数が一番多い英語の試験に関しては、「科目」「迎え酒」等の英単語の問題がある一方で、通訳案内業として必要な知識をダイレクトに問う問題は多くない。日本地理、日本の歴史、その他の一般常識（日本語試験）については、地理、歴史等は通訳案内業としてはもちろん必要な知識であるが、試験としてはもう少し工夫の必要があると考えられる。	添付資料： 「通訳案内業」についての報告

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
通訳案内業法第5条の4第1項	通訳案内業を営む者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内業者試験委員に行わせなければならない。	dc		通訳案内業試験においては、既に解答例を公表するとともに、合格判定のための基準を公表している。外国語試験の合格基準については、各外国語毎の合格水準を一定に設定する必要があることから、相対評価を行っている。		z1200051	国土交通省	通訳案内業試験の採点基準および合格基準の明確化	5064	50640027	11	株式会社東京リーガルマインド	27	通訳案内業試験の採点基準および合格基準の明確化	模範解答の公開等の手法を通じて、合格基準を明確にすること 外国語の試験においても、日本語筆記試験と同様、絶対評価を取り入れること	受験者に対して、準備に過度の負担を課さないようにすることで、より多くの幅広い層の受験者が受験することが期待され、結果的に優秀な人材が通訳案内業試験を受験するようになり、もって通訳案内業のレベル向上に資するとともに、日本の観光産業振興をもたらす。	他の国家試験においても、模範解答の公開等を通じて基準がオープンにされている。受験者に対する負担を軽減するためには、採点基準の明確化が望まれる。また、合否が相対評価により決定されること、相対評価の基準自体が明確であったとしても、受験者から見れば合格の要件（どこまで勉強すれば合格するのか）が不明確であることになり、受験者への負担増が避けられないものとなるため好ましくない。	添付資料：「通訳案内業」についての提言
通訳案内業法第5条 通訳案内業施行規則第3条	通訳案内業試験は、外国語、日本地理、日本歴史、産業、経済、政治及び文化に関する一般常識、人物考査について行う。	c		通訳案内業者は、外国人旅行者に付き添い、我が国について案内すること、我が国に関する正確な理解を通して、我が国の魅力を認識してもらうための重要な役割を果たしていることから、一定の資格要件が必要とされている。一方、旅行業務取扱主任者は、取引条件の説明、契約書面の交付等旅行業務に関する契約について、旅行者の理解を十分に得た上で契約締結につなげ、ひいては旅行者保護に資するため、営業所ごとに設置された、専門的な旅行業務、法律の知識を備えた者である。上記2資格は、資格制度の設置趣旨も、資格の必要要件もまったく異なることから、一方の資格を有する者に、他方の資格試験についてその一部を免除することは不可能である。		z1200052	国土交通省	他の資格試験有資格者、他の検定試験合格者に対する科目免除	5064	50640028	11	株式会社東京リーガルマインド	28	他の資格試験有資格者、他の検定試験合格者に対する科目免除	旅行業務取扱主任者の資格を有する者は日本地理の試験を、歴史検定1級（日本史）の合格者は日本の歴史の試験を免除すること	多様な合格への道を開くことによって、より多くの幅広い層の受験者が受験することが期待され、結果的に優秀な人材が通訳案内業試験を受験するようになり、もって通訳案内業のレベル向上に資するとともに、日本の観光産業振興をもたらす。	他の国家試験では、その他の資格を有していれば、その資格に関連した科目の試験を免除する制度が多数存在する。これは、免除される科目については、すでに知識を有していると認定できるからであり、これは、通訳案内業の試験においても同様に当てはまる。	添付資料：「通訳案内業」についての提言

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
通訳案内業法第2条、第3条	報酬を得て通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許をうけなければならない。	b		「外客受入環境整備のための具体的施策検討委員会（本年7月8日第1回開催）」を立ち上げ、この中で、それぞれの地域の持つ独自の魅力を伝えるインタープリターとして通訳ガイドを活用していくため、制度面の見直しを含め具体的施策を検討中であり、本年中に得られる予定の提言を踏まえ、所要の措置を講じることとしている。		z1200053	国土交通省	通訳案内業の分化	5064	50640029	11	株式会社東京リーガルマインド	29	通訳案内業の分化	「通訳案内業（総合）」と「通訳案内業（地域限定）」の2種類の通訳案内業者を創設すること	「民間の外交官」としての役割を有する「通訳案内業（総合）」と、「動く観光案内所」としての役割を有する「通訳案内業（地域限定）」の二本立てとすることにより、できる限り能力の高い通訳案内業者を多数生み出し、日本の観光産業振興をもたらす。	平成9年6月、地域を限定する代わりに日本の知識は若干緩和したような免許である、地域限定型の通訳案内業が施行されている。 しかし、この地域限定型の通訳案内業は、指定された地域が九州（沖縄を除く）のみであり、また、中国語、朝鮮語についてのみのものであったことから、利用の頻度が高くなかったこともあり、平成18年2月末で廃止されることとなっている。 このような廃止の経緯を踏まえ、通訳案内業（地域限定）は、外国人旅行者が多く訪れる観光地を中心に業務を行うものへと再構築していくべきと考える。 また、以前の地域限定型通訳案内業は、受験要件として通訳案内業の外国語筆記試験、外国語会話試験に合格した者であることを挙げており、その他にも受験制限がかなり厳しいものであったが、「通訳案内業（地域限定）」の試験科目としては、外国語筆記試験（ただし、英検1級及びそれに準ずる資格を有していれば免除される）、外国語会話試験（外国人旅行者等を適切に誘導する案内手法）及び日本語筆記試験（特定地域の地理・歴史、ただし一定の資格を有している者は免除される）についての試験を行うようにし、通訳案内業（総合）との差別化を図る。	添付資料：「通訳案内業」についての提言
通訳案内業法第2条、第3条	報酬を得て通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許をうけなければならない。	d		旅行業者は、そのすべてが訪日旅行を扱っているわけではなく、また、通訳案内業は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする業であるが、外国人旅行者のニーズは多様化しており、そのすべてが有償での旅行案内を求めているのが現状である。したがって、旅行業者に一律に、各営業所における通訳案内業者の設置を義務づけるのは、必要以上の規制である。 なお、旅行業法においては、無資格の通訳ガイドによる通訳案内サービスを提供する等の行為は、法第13条第3項第2号の旅行業者等の禁止行為に該当し、その違反は業務停止又は登録の取り消し事由とされており（旅行業法第19条第1項第1号）、これによって通訳案内業免許を持つ業者が利用されるよう制度上の担保がされている。		z1200054	国土交通省	旅行業者の通訳案内業者設置義務	5064	50640030	11	株式会社東京リーガルマインド	30	旅行業者の通訳案内業者設置義務	旅行業法において、通訳案内業者を旅行業者の従業員の300人ごとに1人、かつ、各営業所に1人以上の通訳案内業者を設置する旨を定めること	外国人旅行者に対して、質の高い観光案内を実施することにより、外国人旅行者の増大が見込まれる。	そもそも「通訳案内業」とは、有償で外国人に対し旅行に関する案内をすることができる者であると定められている。しかし、現在、通訳案内業者でない者が、有償でガイドを行う行為が横行しており、このままでは通訳案内業者の信頼は落ち込む一方となることが予想される。	添付資料：「通訳案内業」についての提言

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
公営住宅法第16条第1項、同法施行令第2条第1項第3項「公営住宅法第4.4条第3項並びに公営住宅法施行令第2条第1項第1号及び第3号並びに第3条第1項に規定する国土交通大臣が定める期間等」第3号	公営住宅の家賃は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近隣同様の家賃以下で定めるとされている。いわゆる応能応益家賃となっている。経過年数係数は、この応能応益家賃の算定要素のうち、当該公営住宅の老朽化の程度に応じたもので、（経過年数係数）＝ $1 - k \times (\text{経過年数})$ で算定される。（kは、民間賃貸住宅における経過年数と家賃との相関関係を勘案して、地域別、構造別に国土交通大臣が定める数値）	d		経過年数係数については、民間賃貸住宅家賃の経年的変化と均衡したものとしなければならぬ。このため、平成16年度において「公営住宅法第4.4条第3項並びに公営住宅法施行令第2条第1項第1号及び第3号並びに第3条第1項に規定する国土交通大臣が定める期間等（平成16年度告示第1793号）」を一部改正し、左記式中の数値kについて見直しを行ったところである。これにより、例えば、既設市街地の非木造の公営住宅については、築後10年を経過しても家賃は1%しか下落しない、というように、家賃の下落幅が実情に見合っようように、家賃の下落幅が実情に見合ったこととなったことである。（平成16年10月1日施行）		21200055	国土交通省	公営住宅家賃算定における経過年数係数の見直し	5070	5070002	11	野田市	2	公営住宅家賃算定における経過年数係数の見直し	公営住宅法及び同法施行令に規定されている公営住宅家賃算定の係数の1つである「経過年数係数」を縮減することにより、家賃の下落幅を拡大、より実情に合った家賃体系にする。 （補説明） 経過年数係数を1・係数(i)×経過年数(j)とすると、経過年数が10年目までは低くなりすぎている懸念があることから、pを毎年1ずつ増加するのではなく、例えば2年ごとに1ずつ増加することとする（経過年数は1?2年は1、3-4年目は2・・・9-10年目は5）。11年目以降は、建物の立地条件等により経年劣化に差が出ることから、個々の建物の状態を勘案して、ある一定範囲の市町村の範囲で適用できるようにする（経過年数は11-20年は6-20の範囲で、21-30年は15-30の範囲とするなど）。		経過年数係数により、家賃は毎年度コストダウンに減少している一方で、修繕に要する費用は経年ごとに増加傾向にあるという事実があり、家賃算定上影響の大きい経過年数係数の縮減による家賃の下の幅を少なくすることにより、より実情にあった家賃体系にするよう要望するものである。	
道路運送法第4条第21条、第80条第1項「福祉有償運送及び臨地有償運送にかかる道路運送法第80条第1項による許可の取扱いに於いて」（平成16年3月16日 国土交通省令第240号）	NPO等非営利法人によるボランティア輸送については、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、道路運送法第80条に基づき有償運送許可を与えている。	c		有償で自動車を利用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けることが必要である。ただし、災害緊急時や路線バスが廃止された場合に地方公共団体が自ら代替バスを運行する場合や当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民に係る十分な輸送サービスが確保できない場合等、公共性が極めて高い場合に限り有償運送による有償運送を許可しているところである。 このため、提案のエコミュージアムの水先案内人による有償輸送については、必ずしも公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できないとは限らないため、認められない。 なお、提案では、一般タクシーでの利用については費用面で困難であるとされているが、タクシーの運賃については、現行制度においても、地域の実情に応じた多様な運賃設定が可能となっており、サテライトを認めるルート運賃の設定も、事業者の意欲により可能と考える。また、当該自治体が道路運送法に基づくコミュニティバスの運行の許可を受けることでも対応可能である。		21200056	国土交通省	エコミュージアムマイカータクシー特区	5071	5071002	11	NPO名古屋エアフロント協会（設立準備中）	2	エコミュージアムマイカータクシー特区	エコミュージアムを運営するNPOの水先案内人の自家用車をタクシーとして見学客に提供する。現在規制改革の制度に則ってより簡便な環境で有料でタクシー代わりに自家用車が使われているが、エコミュージアムの場合にもNPOの水先案内人の自家用車のタクシー化を認めたい。 来年2月に現名古屋空港は定期便が中部国際空港に一元化される。地盤沈下する名古屋空港の地域再生の一環として名古屋空港にコアを置くエコミュージアムをNPOで構築したい。但し名古屋空港周辺には交通体系が名古屋から放射線状に広がっておりそれを横断してサテライトをめぐるのは一般公共交通機関では時間がかかりすぎる。又一般タクシーでは多くをめぐらるには金銭的に負担が大きすぎるし心に余裕が持たない。そこで折角水先案内人をつけるならその自家用車をタクシー化して金銭的にも時間的にも有効利用をはかり合理化したい。	訪問者の約1割が水先案内人を利用すること（先導地：山形県朝日町の実績）。但し女性の年齢者については足の問題が大きな課題。自家用を持たない見学者にとってコアからサテライト、サテライトからサテライトの移動手段を考えた方がいい。一元化を期に現名古屋空港のアクセス機能は増減状態になりかねない。予想されエコミュージアムの発展のためぜひ実現したい。	日本の先導地：山形県朝日町見学報告書：添付	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
<p>【高速道路料金関係】 道路整備特別措置法第2条の4、11条 道路整備特別措置法附令第1の5、第1の6</p> <p>【道路運送車両の保安基準関係】 道路運送車両の保安基準第18条の2 第41条・第44条・第48条の2</p>	<p>【高速道路料金関係】 高速道路料金の単種区分は、道路運送車両法等の区分により規定しており、普通貨物自動車については、道路運送車両法による車両総重量8トンと1つの区分としている。</p> <p>【道路運送車両の保安基準関係】 道路運送車両法では、普通自動車に対する車両総重量の上限として8トンという設定は行っていない。保安基準では、交通事故の発生状況等に基づき、大型トラックの事故防止を目的とした一部の規定において、車両総重量8トンと1つの区分としている。</p>	b	<p>【高速道路料金関係】 高速道路料金の単種区分については、「中型運転免許」創設を踏まえた道路運送車両法等の関係法令の改正の動向を見ながら、負担の公平の観点も踏まえて検討する。</p> <p>【道路運送車両の保安基準関係】 道路運送車両の保安基準では、事故実態等を考慮し、様々な基準をそれぞれに適用し、様々な基準をそれぞれに適用し、様々な基準をそれぞれに適用している。このうち車両総重量8tを現行区分としている基準については、車両総重量が大きくなる傾向にあることから設けているものであり、運転免許の区分とは、直接関連はしないが、運転免許制度の改正により、使用実態や事故実態が変化することも考えられることから、改正後のこれらの実態を注視し、必要に応じ見直しを行う。</p>		±1200057	国土交通省	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	5076	50760002	11	(社) 全日本トラック協会	2	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	見直し	普通免許 車両重量5トン、車両総重量8トン	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。		
<p>車両規制令第3条 第10条第2号ロ、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて (平成15年5月9日国土交通省道路局道路交通管理課長通達)</p> <p>道路運送車両の保安基準第4条の2</p> <p>特殊車両通行許可に係る許容量重量の特例措置について (平成15年3月20日国土交通省道路局道路交通管理課長通達)</p> <p>海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて (平成15年5月9日国土交通省道路局道路交通管理課長通達)</p> <p>道路運送車両法第40条（道路運送車両の保安基準第4条の2）</p>	<p>重量の一般的制限値は10トン以下、フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラックのうち、エアサスペンションを装着するものの総重量は、11.5トンまでが特殊車両通行許可及び基準緩和の対象。</p>	b	<p>エアサスペンションを装着するトラックで、フル積載海上コンテナ用トレーラを牽引するものについては、自動車業界等との協力の下、道路構造物への影響について技術的検討を行った結果、一定の緩和効果が認められたため、必要な条件を満たす車両について通行を許可している。その他の車両については、車両の構造又は積載する貨物が特殊でありやむを得ないと認められ、かつ、海上コンテナ用トラックの場合と同様の技術的検討を行い、一定の緩和効果が認められた場合には対象とすることが可能。</p>		±1200058	国土交通省	駆動軸重量の重量規制緩和	5076	50760004	11	(社) 全日本トラック協会	4	駆動軸重量の重量規制緩和	駆動軸重量の重量規制緩和	自動車の軸重 最大10トン	軸重規制については、今般フル積載対応海上コンテナ用トレーラを牽引するトラックのうち、必要な条件を満たす2軸トラックについては、駆動軸重量11.5トン以下まで認められたところであるが、物流効率化の促進及び物流コストの低減に資する観点から、その他同程度の条件を満たす車両の駆動軸重量についても、重量10トン規制を認めざるを得ない。11.5トンへ引き上げられた。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>車両制限令第3条第1項第2号イ、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて(平成15年5月9日国土交通省道路局道路交通管理課長通達)</p> <p>道路運送車両の保安基準第4条の2</p> <p>特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について(平成15年3月20日国土交通省道路局道路交通管理課長通達)</p> <p>海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて(平成15年5月9日国土交通省道路局道路交通管理課長通知)</p> <p>道路運送車両法第40条(道路運送車両の保安基準第4条の2)</p>	<p>軸重の一般的制限値は10トン以下、フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラクタのうち、エアサスペンションを装着するものの駆動軸重は、11.5トンまで(特殊車両通行許可及び基準緩和の対象)。</p>	b	<p>エアサスペンションを装着するトラクタで、フル積載対応海上コンテナ用トレーラを牽引するものについては、自動車産業界等との協力の下、道路構造物への影響について技術的検討を行った結果、一定の緩和効果が認められたため、必要な条件を満たす車両について通行許可している。その他の車両については、車両の構造又は積載する貨物が特殊でありやむを得ないと認められ、かつ、海上コンテナ用トラクタの場合と同様の技術的検討を行い、一定の緩和効果が認められた場合には対象とすることが可能。</p>		z1200058	国土交通省	駆動軸重の軸重規制緩和	5078	50780046	11	(社)日本経済団体連合会	46	駆動軸重の軸重規制緩和 【新規】	<p>2軸トラクタの駆動軸重について、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合したトラクタについては、フル積載対応海上コンテナけん引用か否かの別に関係なく、軸重制限を11.5トンまでとすべきである。</p>		<p>フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタは、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合、軸重11.5トンまで走行が認められている。 軸重制限の緩和により、物流効率化の促進及び物流コストの低減が期待できる。</p>	<p>現在、軸重の制限値は、フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタを除く、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合でも、10トン以下とされている。</p>	
<p>道路法第47条第1項及び第2項</p> <p>車両制限令第3条第1項第2号イ</p> <p>車両の通行の許可の手續等を定める省令第1条</p> <p>道路運送車両法第40条(道路運送車両の保安基準第4条)</p>	<p>車両総重量は、車長及び軸距に応じて最大2.5トン。</p>	c	<p>車両総重量については、平成5年度に、車長11メートル以上及び駆動軸距7メートル以上の車両は2.5トンまで緩和したところであるが、車長及び軸距の短い車両について総重量を緩和した場合には橋梁の単位面積当たりの荷重が大きくなり、橋梁に対する影響が極めて大きくなる。そのため、橋梁を健全状態で利用者にサービス提供するためには、橋梁に対する影響を一定以下に制限することが必要である。</p> <p>例えば、現在の車長11メートルを9メートルに緩和した場合、主けたに対する車両の影響が1.2倍程度以上に増加すると試算され、この影響を緩和するためには多くの橋梁の主けたを短期間に補強する必要が生じる。その場合には、莫大な費用(平成5年度以降に2.5トン対応の橋梁補強を行った場合は1橋当たり60-80百万円の費用を要した事例もあるが、直轄国道の橋長が15メートル以上の橋梁は約1万橋存在)がかかることや、主要な道路の橋梁の通行止め若しくは通行制限に伴う渋滞を引き起こすことなどから社会的損失は少なくないと考えられるため、当該規制を緩和することは困難である。</p>		z1200059	国土交通省	3軸車2.5トンまでの駆動緩和	5076	50760088	11	(社)全日本トラック協会	6	3軸車2.5トンまでの駆動緩和	<p>3軸車2.6トンまでの駆動緩和</p>	<p>軸重5.5m未満の自動車車両 総重量20トン</p>	<p>公共事業等の建設資材等の運搬を行っているタンパカー、コンクリートミキサー車等については、輸送の効率化等に資するため、車長、軸距にかかわらず3軸車2.5トンまでの車両総重量規制の緩和を図りたい。</p>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項、第5条、第6条	土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、当該車両について表示番号の指定を受け、また、表示番号を自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。	c	-	運賃負担力の小さいものを運搬する土砂等運搬大型自動車は、速度制限違反、積載制限違反及び過分運転を生じやすく、一旦事故を起こした場合は重大事故となる可能性が高い。したがって、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法においては、道路運送法により義務付けられている使用者等の表示に比べて、より見やすい表示番号を表示することにより運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自醒を促すこととしている。このため、表示番号制度の廃止は困難。		z1200060	国土交通省	事業用の土砂等運搬大型自動車に関する表示番号制度の廃止	5076	50760007	11	(社)全日本トラック協会	7	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両について表示番号の指定を受け、また表示番号を表示しなければならない。	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減を図る観点から、早期に緩和されたい。		
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法第3条第3条第2項、第4条、第6条	土砂等を運搬する専ら貨物を運搬する構造となっている道路交通法第3条に規定する大型自動車を使用する者は、技術上の基準に適合する積載の重量計を当該土砂等運搬大型車両に取り付けなければならないこととなっている。	c	-	ダンプカーの過積載は、依然として厳しい状況にあることから、仮に自量計の取付義務を廃止する場合には、これに変わる過積載防止装置の備え付けを規定する必要があり、現在考えられる装置としては、過積載を行った場合に走行を不能にする装置があるものの、自量計より遙かに高価であることから現実的ではなく、自動車使用者負担増及び物流コストの増加となることから自量計の取付義務規定を廃止することは困難である。		z1200061	国土交通省	土砂等運搬大型車に関する積載重量の自量計の取付け義務の廃止	5076	50760007	21	(社)全日本トラック協会	7	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両に積載重量の自量計を取り付けなければならない。	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減を図る観点から、早期に緩和されたい。	(2)ダンプカーへの「積載重量の自量計」の取付け義務については、営業用については運行管理等により、過積載違反が大幅に減少している現状に鑑み、物流コストの低減を図る観点から早期に廃止されたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
海上コンテナ用セミトレーラ連結車の構造照査式適合車両の取扱いについて（平成10年3月31日建設省道路局道路交通管理課長、建設省道路局企画課長通達）	寸法に関する通行条件については車両の諸元と経路により必要に応じた通行条件（A-C条件）を付与	c	-	道路は一定の諸元の車両の通行を想定し、この車両が安全かつ円滑に通行できるよう設計されており、車両制限令によって道路を通行する車両の寸法、重量等の最高限度（一般的制限値）を定め（長さの軸間1.2m）、制限している。 長さの一般制限値（1.2m）を超える車両（長さ1.7mの場合にも）の通行にあつては、交差点などにおいて対向車線等を使わずに通行できる場合は徐行することにより、対向車線等を使わず場合は、徐行及び前後に誘導車を配置することにより安全で円滑な通行を確保している。このため、個別に通行する車両の諸元と経路ごとに審査を行い、必要に応じて徐行などの通行条件を附して通行を許可しているのが現状。 その中で、直ちにすべての道路において長さの一般的制限値を引き上げ、1.7mまでの長さの車両が徐行などの通行条件なしに通行することを可能とすることは、安全等の観点から困難である。		z1200062	国土交通省	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件（長さ）の緩和	5076	50760010	11	(社)全日本トラック協会	10	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件（長さ）の緩和について	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件（長さ）の緩和について	セミトレーラ-連結車車長1.6m超 C条件での走行規制		現在、セミトレーラ-連結車において、幅、高さ、重量が車両制限令における最高限度内であっても車長が1.6メートルを超えるとC条件での走行となっている。しかしながら、道路構造令における道路設計に当たっての設計車両については、第四種第一級の道路については、セミトレーラ-連結車で車長1.6.5メートルまで安全かつ円滑に通行できるようにすることとされており、現実的に同一セミトレーラ-における国際海上コンテナ輸送については、B条件での走行が許可されている。これは通行条件において整合性を欠くものであり、車長1.6.5メートルを超えて、幅、高さ、重量が車両制限令の最高限度内であれば原則として、B条件以下での通行許可条件にて包括的に許可されるようお願いしたい。	
海上コンテナ用セミトレーラ連結車の構造照査式適合車両の取扱いについて（平成10年3月31日建設省道路局道路交通管理課長、建設省道路局企画課長通達）	寸法に関する通行条件については車両の諸元と経路により必要に応じた通行条件（A-C条件）を付与	c	-	道路は一定の諸元の車両の通行を想定し、この車両が安全かつ円滑に通行できるよう設計されており、車両制限令によって道路を通行する車両の寸法、重量等の最高限度（一般的制限値）を定め（長さの軸間1.2m）、制限している。 長さの一般制限値（1.2m）を超える車両（長さ1.7mの場合にも）の通行にあつては、交差点などにおいて対向車線等を使わずに通行できる場合は徐行することにより、対向車線等を使わず場合は、徐行及び前後に誘導車を配置することにより安全で円滑な通行を確保している。このため、個別に通行する車両の諸元と経路ごとに審査を行い、必要に応じて徐行などの通行条件を附して通行を許可しているのが現状。 その中で、直ちにすべての道路において長さの一般的制限値を引き上げ、1.7mまでの長さの車両が徐行などの通行条件なしに通行することを可能とすることは、安全等の観点から困難である。		z1200062	国土交通省	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件（長さ）の緩和	5076	50760045	11	(社)日本経済団体連合会	45	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件（長さ）の緩和 【新規】	セミトレーラ-連結車については、車長1.6.5メートルを超えて、幅、高さ、重量が車両制限令の最高限度内であれば、輸送貨物の別に関係なく、B条件以下で包括的に通行許可を付与すべきである。	車長1.6.5mの同一のセミトレーラが、国際海上コンテナを輸送する場合は、B条件での走行が許可されている。 道路構造令における道路設計に当たっての設計車両については、第四種第一級の道路については、セミトレーラ-連結車で車長1.6.5メートルまで安全かつ円滑に通行できるようにすることとされている。 B条件で走行することにより、物流の効率化が図られ、輸送コストの大幅な削減や環境負荷の低減が見込める。	現在、セミトレーラ-連結車は、海外コンテナ貨物を輸送する場合を除き、幅、高さ、重量が車両制限令における最高限度内であっても、車長が1.6メートルを超えると、走行許可条件がC条件とされている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
道路整備特別措置法第2条の4、第7条の15、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	高速道路の料金については、道路整備特別措置法第11条に基づき、「新設、改築その他管理に要する費用で政令（施行令第1条の5）で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものではない」とされている。	b	-	現在、別納割引制度の廃止を踏まえた新たな制度創設に向け、大口・多頻度利用者の利便性などの観点から、また、利用者の意向も把握しつつ、事業協同組合の取り扱いや割引率の設定方法も含め幅広く検討しているところである。 高速自動車国道の料金については、公団の民営化までの間にETCの活用等により平均1割程度の料金の引き下げを行うことに加え、別納割引制度の廃止を踏まえた更なる引き下げを行うところである。		z1200063	国土交通省	高速道路料金の軽減化	5076	50760011	11	(社)全日本トラック協会	11	高速道路料金の軽減化	高速道路料金の軽減化	別納割引制度の廃止 平成16年度中に新たな割引制度の創設	規制改革・民間開放3カ年計画における措置事項として、別納割引制度の廃止に伴い平成16年度を目標に高速道路において大口・多頻度利用者に対する、ETC利用を前提とした新たな割引制度を創設するとされているが、その際は、事業協同組合の利用を含め同等の割引制度を創設されたい。また、我が国の高速道路料金は、世界に例を見ない高水準となっていることから、高速道路通行料金を大幅に引下げられたい。	
建設業法第7条第1号	許可の基準として、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち一人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち一人が、次のいずれかに該当することが必要である旨規定している。 許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有していること 国土交通大臣が に掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者	c		経営業務の管理責任者は、その業務の特異性から適正な建設業の経営を行うにあたり少なくとも日常の建設業の経営業務を執行する権限をもつ者が必要であると考えられる。このため、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの一人を経営業務の管理責任者として設置することを規定している。 いわゆる「執行役員」については、商法等の法令上に権限及び責任等が定められておらず、その業務の範囲及び権限の決定権が個々の企業にゆだねられているため、役員と同等の権限等を有しているか否かを一律に判断することはできない。		z1200064	国土交通省	建築業許可要件の緩和	5078	50780018	11	(社)日本経済団体連合会	18	建築業許可要件の緩和	「常勤役員が、許可を受けようとする建設業の管理責任者を5年以上経験している企業が増加している」という建設業許可要件に関し、「常勤する役員」について、執行役員も認めるべきである。	「常勤役員が、許可を受けようとする建設業の管理責任者を5年以上経験している企業が増加している」という建設業許可要件に関し、「常勤する役員」について、執行役員も認めるべきである。 現に、地方自治体によっては弾力的な取扱いを講じており、執行役員が「常勤する役員」として認められているケースも存在している。審査の取扱い方針を明確にし、一定の要件の下で「執行役員」について明示的に認められるよう措置されたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建築基準法施行令第121条第1項第2項	建築基準法に基づき、一定の建築物については、火災時の避難安全性確保のため、2以上の直通階段を設けて、2方向に避難路を確保することを求められている。	c		建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上及び衛生等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低限の基準を定めているものである。火災時の避難安全性確保のため、火災発生のおそれ等の観点から、建築物の用途に応じて一定規模以上の場合は、2以上の直通階段の設置を義務付けており、ご要望とありの緩和を行うことは困難である。		z1200065	国土交通省	オフィスの住宅転用を目的とした規制緩和	5078	50780020	11	(社)日本経済団体連合会	20	オフィスの住宅転用を目的とした規制緩和	共同住宅(耐火構造)についても、オフィスビル(耐火構造)同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が400㎡を超える場合についてはのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。	(要望理由の続き) 建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や資源の観点からも有効な方策である。しかし、現在、都心において中型オフィスビル(200㎡以上、300㎡以下)の空室率が最も高く(約9%)、また、この程度のオフィスビルが規模的にも住宅転用に適している。オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることが転用を妨げることになり、措置されたい。	オフィスビル(耐火構造)においては、5階以下の階で、且つ避難階の直上階にあっては、その階における居室の床面積の合計が400㎡未満の場合、2方向避難階段が設置されていないしかし、共同住宅(耐火構造)の場合、床面積の合計が200㎡を超える場合2方向避難階段の設置が義務付けられている。よって、5階以下の階で、且つ避難階の直上階の床面積合計が200㎡以上400㎡未満のオフィスビルはそのままでは共同住宅への転用ができないことになる。 防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも共同住宅も全く同じである。よって、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、共同住宅(耐火構造)について居室の床面積が200㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考える。	
宅地造成等規制法第8条第1項	都道府県知事等が定める宅地造成工事規制区域内で宅地造成に関する工事を行うとする場合、造成主は都道府県知事等の許可を受けなければならない。	d	-	宅地造成等規制法上、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事にかかる許可を得た後に設計変更を行った全ての場合について許可を要するという旨の規定は置かれておらず、大半の都道府県等において、軽微な変更事項については許可を再度得ることなく宅地造成工事を実施することが可能とされている。		z1200066	国土交通省	宅地造成等規制法における変更手続の緩和 【新規】	5078	50780021	11	(社)日本経済団体連合会	21	宅地造成等規制法における変更手続の緩和 【新規】	宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、当該工事着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。許可された案件については変更が認められず、例えば軽微な変更であっても申請をし直す必要がある。許可を受けた後の軽微な変更については再申請を不要とすべきである。	宅地造成の工事過程において、軽微な変更にも関わらず、改めて申請書を出し直し、確認を得るのは事業者・行政双方にとって非効率である。特に宅地造成において斜面の切り崩し部分を減少させる場合、削り出される土砂の量が減るほか、安全上の問題も少なくなり、改めて申請する合理性は少ない。例えば、建築基準法第6条は、建築申請については、建築物の高さや階数が減少する場合等を「軽微な変更」(同法施行令第3条の2)とみなし、申請書を出して確認を得るという手続を免除している。宅地造成等規制法においても、同様の取扱とすべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
都市計画法第18条第11項 都市計画法第7条第11項 第3項	ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築することができない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会等の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等においては、建築が可能となる。都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとされている。	d		都市計画運用指針で、都市計画審議会の開催期間の短縮化や開催予定の事前公表、手続の短縮化を図ること、が望ましい旨を通知しており、地方公共団体において通常年3、4回程度開催されていること。 都市計画審議会の開催頻度については、地方公共団体の組織運営に関わることであり、これ以上の対応は困難である。		21200067	国土交通省	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	5078	50780023	11	(社)日本経済団体連合会	23	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、開催頻度を増大するよう、国土交通省は都道府県に対して指導を徹底すべきである。		都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく許可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。	一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。
動力車操縦者運転免許に関する省令(第3条第1項及び第2項 第4条第1項及び第2項)	【運転免許関係】 動力車操縦者運転免許に関する省令は、輸送の安全を確保するため、列車等を操縦する係員の操縦に関する知識、技能等を定めたものである。 【火災対策関係】 鉄道に関する技術上の基準を定める省令は、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図るため、車両等について技術上の基準を定めたものである。同省令では、技術上の基準を一律の仕様で規定せず必要な性能に着目して規定している。これにより、新技術の導入の円滑化、鉄道事業者の技術的自由度の向上等を図ることが可能となっている。	d	d	磁気誘導式鉄道(MTS)は、通常、無人運転とし、運行システムに異常が発生した場合等に限り有人運転とすると承知しているが、有人運転における操縦者の運転免許については、動力車操縦者運転免許に関する省令第3条第2項の規定を適用して、IMTSの運行システムに即した試験を実施することにより、受験者に対する負担を軽減することとする。 車両の火災対策についても、線区の状況や使用実態が通常の自動車と同様と認められる車両であって、自動車の火災対策に係る保安基準に適合しているものは、鉄道に必要な火災対策の性能に係る基準にも適合するものとして扱うことが可能であると考えられる。		21200068	国土交通省	バスを基調にした新交通システム(MTS)に対する適用規制の見直し 【新規】	5078	50780047	11	(社)日本経済団体連合会	47	バスを基調にした新交通システム(MTS)に対する適用規制の見直し 【新規】	バスを基調にした新しい交通システムに対する適用規制を整備すべきである(運送事業法および技術基準等の策定)。 基本的には鉄道事業法等の適用を原則とする場合でも、少なくとも不合理な規制に関しては、特例措置を講ずる等、適用規制を見直すべきである。	バス車両をベースとした交通システムに鉄道法規を適用しているため、車両構造・運転取扱い等の面で実態にそぐわない面があり、新しい交通システム普及の障害となる。 ・天然ガスを燃料としたバスベースの車両の場合でも、鉄道事業法では内燃機関という位置付けになり、運転手にディーゼル機関車の免許が必要となる。 ・車両の構造基準の中で、防火対策が鉄道とバスで異なっており、バスベースの車両の場合でも厳しい鉄道基準が適用される。 公共交通の普及により、渋滞・交通事故・環境負荷低減が期待できる。	海外のみならず国内でも、鉄道系と自動車系の中間に位置するような、自動運転バス車両をベースとした新しく層面な中距離・中量輸送システムが出現してきている。しかしながら、わが国の現状では、これに対応する適法な法規がなく、従来からの鉄道系の法規を適用しているため、不合理な規制が生じている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
港則法第6条第2号 大型液化ガスタンカー及び大型液化ガスタンカーバースの安全対策（昭和60年8月27日、保安令第114号、保安防第53号）	船舶が特定港において危険物の荷役を行う場合には、港長の許可を受けなければならないこととなっている。夜間着舷については、危険物荷役許可に際して考慮しているところである。 函館港、京浜港、大阪港、神戸港、門司港、長崎港及び佐世保港への夜間入港に関しては、港長の許可を受けなければならない。	C	-	夜間は、昼間に比べて周囲の把握が困難であり、操船上の危険性が高く、事故が発生した場合の初動対応の不備も懸念されるため、昼間以上の安全対策が必要である。また、個々の港、バースにより、船舶通行実態やバースの配置等が異なるため、これを考慮に入れた安全対策を検討する必要がある。したがって、引火性危険物積載船の夜間着舷を実施するためには、個々のバースにおいて、夜間の照明、有効な操船支援及び航行援助施設、必要な防災設備等について、詳細に検討していただき、当該検討に基づく安全対策・体制を整えていただく必要がある。		z1200069	国土交通省	引火性危険物積載船に係る規制の緩和	5078	50780049	11	(社)日本経済団体連合会	49	引火性危険物積載船に係る規制の緩和	夜間着舷については、投光機の使用等、一定の条件のもとで日没後の着舷を許可すべきである。 外航タンカーの夜間入港についても、夜間入港安全対策の事前提示による包括許可を認めるべきである。	現行、日没後の離舷については許可されていることから、機橋の夜間照明設備等一定の条件を満たすことを条件に、日没後の着舷についても可能とすることで、機橋利用の効率化や、船舶通航の効率化が図られ、わが国港湾の国際競争力向上も期待できる。 外航タンカーの夜間入港については、次の安全対策改善に向けた多面からの取組みにより、対応可能と考える。オイルタンカーの船舶構造強化（ダブル Hull 化）、レーダー装置等安全確保・危険防止装置の発達、GPS装置等船舶位置確認装置の精度・性能向上ISMコード導入による船舶安全管理の向上、機橋照明設備の改善等。 船舶通航効率化による必要船舶の減少により、将来の船員不足対策となるほか、引火性危険物積載船の湾内停泊時間を短縮でき、港湾の安全対策に資する。	引火性危険物積載船については、平成7年度より一定の基準を満たしていれば、日没後の荷役開始が可能になったが、日没後の着舷は禁止されている。 外航タンカーの夜間入港についても、引火性危険物積載船については、事前提示による包括許可が認められていない。	
内航海運組合法第8条、第12条、第57条 内航海運暫定措置事業規程第30条	内航海運暫定措置事業は、スクラップ・アンド・ビルド方式による船機調整事業の解消により、事実上の経済的価値を有していた引当資格が無価値化する経済的影響を考慮したソフトウェア・ハードウェアの導入による船機調整の適正化と競争的市場環境の整備を図るための事業である。同事業は、平成10年5月に導入されているが、その際、船舶の平均的使用期間と暫定措置事業の収支を踏まえ、解雇等交付金の交付を15年実施し収支相償った時点で終了することとしている。	C	-	内航海運暫定措置事業は、収支相償った時点で終了することとなり、今後の建造納付金額及び解雇交付金申請額が不明である現時点においては、同事業の適用期間の明示は不可能である。 また、早期に同事業を終了した場合、現時点ではソフトウェア・ハードウェアの役割が果たされていないことに加え、船機調整の適正化と競争的市場環境の整備を通じた内航海運の構造改革が進展しないこととなる。 更に、同事業を途中で終了した場合、内航海運業者間の公平性の確保の問題が発生するとともに、同事業に係る残存債務の処理の問題を生じさせることとなる。		z1200070	国土交通省	内航海運暫定措置事業の適用期間の明示と早期終了	5078	50780050	11	(社)日本経済団体連合会	50	内航海運暫定措置事業の適用期間の明示と早期終了	内航海運暫定措置事業の適用期間を明示し、できる限り早期に終了させることにより、内航海運業の自由化を促進すべきである。	内航海運暫定措置事業の適用期間を明示し、できる限り早期に終了させることにより、内航海運業の自由化を促進すべきである。 1999年3月の規制緩和と推進3か年計画において、内航海運業の自由化を促進すべきである。 近代化の早期転換により、輸送効率の向上が期待できる。	内航海運暫定措置事業は、船機調整事業の解消に伴い、引当資格が事実上無価値化することによる経済的影響を考慮し、1998年5月に導入された。同事業は、船舶を解雇する事業者と交付金を交付するとともに、新たに船舶を建造する事業者から納付金を納付させ、交付金の原資とするところを内容とするものである。 1999年3月の規制緩和と推進3か年計画において、内航海運業の自由化を促進すべきである。近代化の早期転換により、輸送効率の向上が期待できる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	航空法令等において、航空運送事業者に対して課せられている運航上の安全基準は、原則として当該航空機の最大離陸重量が5.7t（回転翼機にあっては9.08t）を境に異なるものとなっている。	c		航空法令等で定める技術上の基準は、国際民間航空条約附属書に定める国際標準に準拠したものであるが、当該国際標準では航空運送事業の航空機の最大離陸重量5.7t（回転翼機にあっては9.08t）で安全基準の区分けがなされている。したがって、国際標準との整合性を維持する観点から、運航基準の区分を含めた安全規制の見直しを行うことは困難。		z1200071	国土交通省	中型航空機の事業運航基準の見直し	5078	50780092	11	(社)日本経済団体連合会	52	中型航空機の事業運航基準の見直し	事業運航基準について、飛行機の重量・座席数・運航目的によって細分化し、より運航実態に則したものに早急にするべきである。例えば、事業運航基準の区分を5.7トンから搭乗者数20人へ変更するとともに、これに伴う関連規定（着陸距離の緩和など）を見直す、などの措置が必要である。	陸上交通に於いては、路線バス・抜切バス・タクシーと区分されているが、航空交通についても、ビジネスチャンスの拡大、経済の活性化という観点から、同様に実態に則した区分けが必要である。中型飛行機の事業運航の特性や内容に則した事業基準を講じなければ、中型飛行機事業の将来的発展が望めない。	現在、飛行機の航空運送事業運航基準は、最大離陸重量5.7トン以上のものについては単一の基準しかない。このため、ビジネスジェット機等の中型飛行機も、大型旅客機と同等の運航基準を求められる為、制約が多く支障を来している。	
都市計画法第29条第1項、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならず、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	d		市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっている。 国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、地域の実情等に応じた制度運用を行うことが望ましいことを示すとともに、本年3月に市街化調整区域における開発許可制度の運用に関する事例、条例等の制定状況等について調査・情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知したところであり、ご提案の施設の立地の適否につき、開発許可権者とは相談された。	規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき措置済み	z1200072	国土交通省	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	5080	50800001	11	株式会社ABCCオフィス	1	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	都市計画法における開発許可において同法運用指針に定める総合振興整備計画基本構想との整合について具体的な運用指針に対し総合振興整備計画基本構想は総論的な意味合いから具体的な案件について位置付けがなされていないことから個別案件に対し立地検討の特例（地域振興策もしくは民間産業立地など）をもうけてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付けられていない産業立地について乱開発を防止する措置を講じた上で地域振興に寄与すると判断される案件について特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部改正をうけ、平成16年6月に地域振興目的を含めた規制緩和措置の法改正があり、各自治体では有益な条例を制定し、また特区制度の活用により地域再生策が有効に施行されている行政も存在する。一方何もする意思なく具体的方策もない地方自治体も目立つ。その様な自治体に対し企業及び起業家とそこに従事する従業員は企業存続と雇用の不安におびえている。統廃合及び著しい地域振興策をもって立地を希望する起業家に対し断りの口実を取り除き雇用と企業の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
建築基準法51条 令第130条の2の2 令第130条の2の3	ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市計画で位置を決定するか都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可を行った場合に建築が可能。	c		リサイクル施設であっても、ごみ処理施設や産業廃棄物の処理施設に該当するものについては、周辺の環境への影響があるものであり、その立場について都市計画で位置が決定しているものであるか、又は都市計画上支障がないかどうかを判断する必要があることから、建築基準法第51条の対象から外すことは適当ではない。		z1200073	国土交通省	リサイクル施設建設の建築基準法51条の適用外について	5083	5083001	11	柳下エコテクノロジー	1	リサイクル施設建設の建築基準法51条の適用外について	リサイクル施設は、建築基準法51条の対象から外すべきである。もし対象外に出来ないのであれば、手続きの簡素化・効率化を図るべき		リサイクル法の趣旨に合致せず、法整備上の不備。 リサイクル施設であっても、建築基準法では「その他の処理施設」に当たり、自治体の都市計画に基づいた地域以外への建設は禁止されており、工場建設地の中で専らとなっている。 又、都市計画地域外への建設は、都市計画審議会の審議・承認が必要であるが、年間数回しか開催されない為、時間を待たねばならないことや、都市計画審議会に関する資料作成等の準備が必要となる等、リサイクル施設建設に関する許可手続きが複雑になることや期間が長くなり、経費のロスが発生している。	
都市計画法第21条第2項	市町村が都市計画決定をしようとする際には、都道府県知事に協議し、同意を得ること等の手続が必要であるが、政令で定める軽易な変更については、一定の手続を省略することができる。	c		市町村が都市計画決定をしようとする際には、原則として、都道府県知事への協議・同意を要することとしているが、これは、都道府県が定める都市計画と市町村の定める都市計画相互間の矛盾を防止し、都市計画が一体のものとして有効に機能するように、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものである。 一方、都道府県が一定の都市計画を決定をしようとする際に国土交通大臣の協議・同意を要することとしているが、これは、広域的・国家的な観点から国と調整するため、都道府県の区域を超える広域的な計画や国の政策や利害に関係のある計画に限って、協議・同意が必要とされている。 以上のように、都道府県知事への協議・同意と国土交通大臣の協議・同意とは、その趣旨が異なっているため、協議・同意を不要とする軽易な変更の対象も異なるものである。したがって、市町村決定において軽易な変更とされている対象範囲を、都道府県決定において軽易な変更とされている対象範囲と同様に拡大することは適当でない。		z1200074	国土交通省	中核市の都市計画変更における軽易な変更の範囲の拡大	5086	5086002	11	松山市	2	中核市の都市計画変更における軽易な変更の範囲の拡大	市町村決定の都市計画の変更における軽易な変更については、政令第15条第3号の規定における、位置、区域、面積及び省令第13条の2第1号における構造の変更についてのみである。 県決定で軽易な変更とされている対象範囲と同様に、中核市において、軽易な変更の範囲を拡大する。	計画手続きが簡素化されることにより事業着手までの期間が短縮され、速やかな事業進捗を図ることができる。	都市計画変更を行う場合、市町村決定と県決定では、軽易な変更の対象となる範囲に大きな開きがある。県決定では、道路、公園、下水道などの都市施設の変更の場合、面積あるいは延長規模の小さなものは大臣同意が省略されており、中核市の決定においても、知事の同意を省略できる対象範囲を拡大し、直接事業に携わることが多い市町村の決定において変更できるような措置を講じ、都市計画事業の円滑な推進を図る必要がある。	添付資料2-1 都市計画法・施行令・施行規則条文 添付資料2-2 市町村決定においても軽易な変更として欲しい内容 添付資料2-3 県決定において軽易な変更とされている内容

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 同法施行令 補助金等適正化法 第二十二条の規定に基づく同法施行令第二十四条第一項第二号により各都道府県の長が定める期間について	財産処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を基礎とすることを原則とし、これに補助金等の交付の目的を勘案して、補助金等ごとに定めている。	C		今後、財産処分制限期間について、統一の方針が示されることになれば、それに基づき対応する。		21200075	国土交通省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各都道府県が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各都道府県において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各都道府県の政令により別途定められており、現状では、各都道府県の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の旧し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が変更するように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（例 コン・サー）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
本制度の所管官庁は環境省であるため、以下環境省の回答をご参照願います。						21200077	国土交通省	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	5095	50950016	11	東京都	16	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。 車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。		・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 ・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。	